

令和3年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月  
九州国際大学

## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	15
基準 3. 教育課程	39
基準 4. 教員・職員	54
基準 5. 経営・管理と財務	66
基準 6. 内部質保証	79
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	85
基準 A. 地域連携・社会貢献	85
基準 B. 国際交流	91
V. 特記事項	94
VI. 法令等の遵守状況一覧	95
VII. エビデンス集一覧	111
エビデンス集（データ編）一覧	111
エビデンス集（資料編）一覧	112

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

九州国際大学（以下「本学」という。）は、昭和5(1930)年に北九州の勤労青年のために開設された夜学の「九州法学校」を前身とする。学園創設以来、「本校ハ単ニ法律及ビ経済ノ知識ヲ授ケルバカリデナク、塾的精神ニ依リ、相互ニ心的鍛錬ヲナシ、以ッテ誠実、有為ナル人材ヲ養成スル」を建学の精神として、日常の教育活動を進め、多くの有能な卒業生を社会へ輩出してきた。

この建学の精神に謳われた「塾的精神」とは、江戸末期の適塾に見られたように、教員が学生へ学術的知識を授けるだけでなく、両者が互いにひざを突き合わせて切磋琢磨する教育研究を通じて、ともに人格的成長を目指すという理念である。

すなわち、塾的精神の要は人格を介した信頼関係にあり、教員、学生、職員相互の信頼関係の土台の上に、一人ひとりを大きく育てる教育を行うことを目指すものである。

このような塾的精神は、本学の建学以来継承される建学の精神かつ大学の基本理念であり、本学のような小規模な学びの空間においてこそふさわしいものである。

現在、本学は、大学院法学研究科、法学部及び現代ビジネス学部を設置し、地域社会貢献、国際交流、生涯学習事業等を図り、地域社会から評価される大学づくりに取り組んでいる。

### 2. 教育の基本理念、使命・目的

建学の精神に則り、大学における教育の使命・目的は、「教育基本法及び学校教育法に則り、個性の伸長と人格の完成を旨とし、法律学、経済学、国際社会科学に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」（「九州国際大学学則」第1条第1項）、大学院法学研究科は、「九州国際大学の建学の精神に基づき、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成するために、学術的理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与すること」（「九州国際大学大学院学則」第2条）と定められている。

すなわち、各学問分野における専門知識を修得するだけでなく、国際的な視野を持ちながら、これらの知識を地域社会において活かす実践的教育を行うことが本学における教育の目的であり、また、このような能力を修得した人材を社会へ輩出することがその使命である。

さらに、本学は、教育の基本理念として「教育理念」を定めており、その内容は、平成25(2013)年6月の大学評議会（現在の教育研究協議会に相当する会議体）において一部改訂され、令和3(2021)年2月の教育研究協議会において改めて確認されている。

本学の教育理念は、次の3つのおりである。

- |  |
|--|
| (1) 本学は、建学の精神に掲げられた「塾的精神」に基づいた教育を実践する。塾的精神の要は、人格を介した信頼関係にあり、教員、学生、職員相互の信頼関係の土台の上に、一人ひとりを大きく育てる教育を行う。 |
|--|

- (2) 本学は、地域社会及び国際社会で信頼される品性高き人材の育成を目標とする。北九州に根ざし、多様な価値観が存在する国際社会に対する理解力を高め、地球の未来を見据えつつ、学ぶ姿勢を生涯貫く人材を育成する。
- (3) 本学は、基礎的能力を備え、理論・実践両面に明るい人材を育成する。社会を透視できる理論の学習と共に、演習・実習を積極的に行い、人間社会と自然環境に共感し、能動的な働きかけができる人材の育成に力を注ぐ。

### 3. 大学の個性・特色等

本学の教育の特色は、次のとおりである。

第一に、建学以来、実学教育を重視してきたことである。

昭和 5(1930)年の「九州法学校」の建学以来、北九州の地域に立脚し、北九州の地域的特性に鑑み、この地域社会の発展に貢献する人材を輩出するための教育を重視してきた。このことは今日、北九州市を中心とした地域社会の行政や産業界において、多くの卒業生が活躍していることに結びついている。

第二に、国際的視野も備えた人材育成を目指して、異文化理解や語学など国際教育を重視してきたことである。

平成元(1989)年に八幡大学から九州国際大学へ大学名を改称した時から、国際的視野を備えた人材教育を大学の使命・目的に加えた。このように国際教育を重視するようになった背景としては、東西冷戦構造が終結した今から 30 年ほど前に、日本社会の様々な分野においてグローバル化が進展したことが挙げられる。本学は、このような社会的変化に対応して国際教育に教育の重心を置くようになった。およそ 30 年にわたって重視してきた本学の国際教育は、当初、北九州市の歴史的・地理的条件からアジア地域に重点を置くものであった。このような方針のもとで、中華人民共和国、大韓民国、インドネシア共和国、インドの大学との友好協定を締結し、海外語学実習、交換留学、国際交流等を継続的に活発に行ってきた。しかし、平成 29(2017)年の現代ビジネス学部設置後、国際共通語としての英語教育を重視し、これを強化するため、平成 28(2016)年にカナダ、平成 29(2017)年にフィリピン、令和 2(2020)年にオーストラリアの大学との語学留学等に関する覚書等を締結し、英語圏の大学との連携を強化している。英語教育を重視した国際教育の強化は、実学教育による有為な人材育成をグローバル化の進展に対応させつつ発展させることに資することになる。

第三に、地域社会へ「開かれた大学」を進めてきたことである。

それは市民に対して大学施設を開放してきたことだけではない。本学の教育研究成果をもとにした、市民向け各種公開講座の開催、北九州市年長者大学校（穴生学舎）との協力によるシニアカレッジの共同開催などが挙げられる。また教職員が公的な審議会へ委員として参加することによって地方自治体等の政策形成へ寄与してきたことや、地域の企業と連携事業を進めるなど、多様な形態で地域社会に貢献してきた。

地域貢献活動を進める上では、平成 25(2013)年 4 月に設置された「九州国際大学地域連携センター」が重要な拠点となっている。この機関の目的は、北九州地域に関する研究を推進しその成果を地域社会へ還元し、このことを通じて地域の発展に貢献することである。

## Ⅱ. 沿革と現況

## 1. 本学の沿革

年 月	内 容
昭和 5(1930)年 4 月	九州法学校開設を源流とする
昭和 15(1940)年 3 月	九州専門学校設立認可
昭和 22(1947)年 3 月	戸畑専門学校設立認可
昭和 24(1949)年 4 月	八幡専門学校に改称
昭和 25(1950)年 2 月	八幡大学設立認可
昭和 25(1950)年 4 月	八幡大学開設、法学部第一部・第二部設置
昭和 26(1951)年 4 月	法学部を法経学部に改称し、法律学科、経営経済学科の二学科を設置
昭和 28(1953)年 4 月	八幡大学短期大学（商科）を開設
昭和 33(1958)年 4 月	付属高等学校（男子部）を開設
昭和 38(1963)年 4 月	付属高等学校（女子部）を開設
昭和 45(1970)年 6 月	社会文化研究所を設置
昭和 48(1973)年 3 月	八幡大学短期大学（商科）を廃止
平成元(1989)年 4 月	八幡大学から九州国際大学に校名変更 平野キャンパスに国際商学部を設置
平成 6(1994)年 4 月	法経学部を法学部と経済学部に改組
平成 8(1996)年 4 月	大学院法学研究科（修士課程）設置
平成 9(1997)年 4 月	法学部において「昼夜開講制」を実施
平成 11(1999)年 4 月	枝光キャンパスと平野キャンパスを統合、「新キャンパス」が誕生 経済学部において「昼夜開講制」を実施 別科日本語研修課程を設置
平成 12(2000)年 4 月	平野キャンパス完成（創立 50 周年） 国際商学部国際商学科を国際ビジネス学科とアジア共生学科に改組 国際商学部において「昼夜開講制」を実施
平成 13(2001)年 4 月	九州国際大学付属中学・高等学校開設 大学院企業政策研究科（修士課程）設置 法学部に総合実践法学科増設
平成 17(2005)年 4 月	国際商学部を国際関係学部に改組
平成 21(2009)年 4 月	法学部総合実践法学科を募集停止
平成 22(2010)年 4 月	九州国際大学創起 80 周年 付属高等学校男子部・女子部を統合
平成 23(2011)年 4 月	大学学部「昼夜開講制」廃止
平成 24(2012)年 10 月	別科日本語研修課程を廃止
平成 25(2013)年 4 月	地域連携センターを設置

平成 25(2013)年 7 月	九州国際大学多目的グラウンド完成
平成 26(2014)年 3 月	法学部総合実践法学科を廃止
平成 26(2014)年 4 月	基礎教育センターを設置
平成 29(2017)年 4 月	現代ビジネス学部設置、経済学部及び国際関係学部募集停止
令和 2(2020)年 4 月	大学院企業政策研究科（修士課程）募集停止
令和 3(2021)年 3 月	大学院企業政策研究科（修士課程）を廃止

## 2. 本学の現況

### ・大学名

九州国際大学

### ・所在地

平野キャンパス 北九州市八幡東区平野 1 丁目 6 番 1 号

若松グラウンド 北九州市若松区大字有毛

### ・学部構成

学部	学科	入学定員（人）
法学部	法律学科	150
現代ビジネス学部	地域経済学科	250
	国際社会学科	100
経済学部	経済学科	—
	経営学科	—
国際関係学部	国際関係学科	—
合 計		500

※経済学部及び国際関係学部は、平成 29(2017)年度より学生募集停止。

### ・大学院（修士課程）構成

研究科	専攻	入学定員（人）
法学研究科	法律学専攻	10
合 計		10

## ・ 学生数、教員数、職員数（令和3(2021)年5月1日現在）

## 【学部（学士課程）の学生数】 (人)

学部	学科	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
法学部	法律学科	141	171	141	158	611
	計	141	171	141	158	611
現代ビジネス学部	地域経済学科	274	290	237	265	1,066
	国際社会学科	96	91	84	119	390
	計	370	381	321	384	1,456
経済学部	経済学科	—	—	—	4	4
	経営学科	—	—	—	1	1
	計	—	—	—	5	5
国際関係学部	国際関係学科	—	—	—	3	3
	計	—	—	—	3	3
合計		511	552	462	550	2,075

※経済学部及び国際関係学部は、平成29(2017)年度より学生募集停止。

## 【大学院（修士課程）の学生数】 (人)

研究科	専攻	1年次	2年次	合計
法学研究科	法律学専攻	11	8	19
合計		11	8	19

## 【学部（学士課程）の教員数】 (人)

学部	学科	専任	兼任	合計
法学部	法律学科	21	13	34
	計	21	13	34
現代ビジネス学部	地域経済学科	24	21	45
	国際社会学科	15	9	24
	計	39	30	69
合計		60	43	103

## 【大学院（修士課程）の教員数】 (人)

研究科	専攻	専任	兼任	合計
法学研究科	法律学専攻	12	3	15
合計		12	3	15

※大学院専任教員は学部兼務。

## 【職員数】 (人)

専任職員	嘱託職員	パート（アルバイトも含む）	派遣職員	合計
39	17	46	4	106

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

###### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

本学は、「本校ハ単ニ法律及ビ経済ノ知識ヲ授ケルバカリデナク、塾的精神ニ依リ、相互ニ心的鍛錬ヲナシ、以ッテ誠実、有為ナル人材ヲ養成スル」を建学の精神とし、その建学の精神に基づき、「九州国際大学学則」第 1 条第 1 項において、「教育基本法及び学校教育法に則り、個性の伸長と人格の完成を旨とし、法律学、経済学、国際社会科学に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」と明確に本学の使命・目的を定めている。また、本学の教育目的は「人材養成の目的」として定められており、各学部・学科等の人材養成の目的は、「九州国際大学学則」第 1 条第 2 項に定めている【資料 1-1-1】。

さらに、大学院における使命・目的は、「九州国際大学大学院学則」第 2 条において、「九州国際大学の建学の精神に基づき、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成するために、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与すること」と定められている。また、「九州国際大学大学院学則」第 5 条において、「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする」と教育目的が高度職業人養成であることを明記している【資料 1-1-2】。

本学の建学の精神と使命・目的等は、ホームページや『学生便覧』、『大学案内』に簡潔な文章で明示し、周知している【資料 1-1-3】。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-1】九州国際大学学則（第 1 条）（【資料 F-3】と同じ）

【資料 1-1-2】九州国際大学大学院学則（第 2 条、第 5 条）（【資料 F-3】と同じ）

【資料 1-1-3】『九州国際大学 GUIDE BOOK 2022』建学の精神と教育理念（2 頁）

（【資料 F-2】と同じ）

HP 建学の精神と教育理念

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/spirit/>



### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、「Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」において示した次の3つである。

第一に、建学以来、実学教育を重視してきた。

第二に、国際的視野も備えた人材育成を目指して、異文化理解や語学など国際教育を重視してきた。

第三に、地域社会へ「開かれた大学」を進めてきた。

これらの3つは、「塾的精神」をもって教育し、「北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」（「九州国際大学学則」第1条第1項）を目指した建学の精神を具体化したものである。

また、「1-2-④三つのポリシーへの反映」で詳しく触れるように、大学全体と学部・学科、研究科の三つのポリシーは、建学の精神を踏まえつつ本学をめぐる社会環境の変化に対応して見直しを行っている。

### 1-1-④ 変化への対応

昭和5(1930)年の「九州法学校」の建学以来、北九州の地域に立脚し、北九州の地域的特性に鑑み、この地域社会の発展に貢献する人材を輩出するための教育を重視してきた。本学は、建学の精神を堅持しつつ、大学を取り巻く社会の変化へ対応して教育改革とそれに対応した組織改革を進めてきた。このことは、「Ⅱ. 沿革と現況」において示したとおりである。このうち主たる取り組みは、次のとおりである。

#### 1. 3つの分野

第一に、建学以来、重視してきた実学教育の分野における取り組みである。すなわち、高度職業人養成が地域社会においても重視されたことへ対応して、平成8(1996)年4月に大学院法学研究科（修士課程）、平成13(2001)年4月に大学院企業政策研究科（修士課程）を設置したことである。

第二に、国際教育の分野における取り組みである。近年、様々な分野におけるグローバル化が進展するという社会の変化に対応して、平成29(2017)年4月に現代ビジネス学部を設置した。この新学部設置を契機として、国際共通語としての英語教育を重視し、これを強化する取り組みを全学において進めてきた。例えば、カナダ、フィリピン及びオーストラリアの大学との語学留学等の覚書等を締結するなど、英語圏の大学との連携を強化し、学生の海外語学実習の機会を充実させている【資料1-1-4】【資料1-1-5】【資料1-1-6】。

第三に、地域社会へ「開かれた大学」を目指した取り組みである。近年、産業界と大学との様々な形態での連携がますます求められている。このような社会からの要請の変化に対応するため、地域産業界や地域社会との連携事業を進めてきた。その取り組みとして、遠賀信用金庫、福岡ひびき信用金庫及び黒崎商店組合連合会と締結した「包括的地域連携協定」【資料1-1-7】【資料1-1-8】【資料1-1-9】、八幡中央区商店街協同組合及びRKB毎日放送株式会社と締結した「包括連携協定」【資料1-1-10】【資料1-1-11】、地域安全マップの作成、八幡の活性化活動、黒崎こども商店街における法学部学生の活動、地域防災リーダー育成プロジェクトなどが挙げられる【資料1-1-12】【資料1-1-13】【資料1-1-14】【資

料 1-1-15】【資料 1-1-16】【資料 1-1-17】。平成 25(2013)年 4 月に設置された九州国際大学地域連携センターは、こうした地域貢献活動を進める上での重要な拠点であり、地域社会からの要請の変化に応えるものとなっている。

## 2. 5つの方法

社会情勢や時代の変化に対応したこれら 3つの分野における取り組みを進める手段として、本学では次の 5つの方法で大学改革と教育改革を実施してきた。

第一に、自己点検・評価を全学で実施し、「九州国際大学自己点検評価書」を作成し、公表している【資料 1-1-18】。

第二に、北九州市の少子高齢化の進展や産業構造の転換など、社会の変化に対応して組織再編を進めたことである。すなわち、地域の発展について、ローカルな視点とグローバルな視点を備えた職業人の育成を目指す現代ビジネス学部を平成 29(2017)年 4月に設置している。また、地域の産業構造転換など社会の変化に伴い、研究科の歴史的使命が終了したと判断し、大学院企業政策研究科を令和 3(2021)年 3月に廃止した。

第三に、グローバル化への対応のために、現代ビジネス学部の設置に伴い、平成 29(2017)年度に各学部・学科の三つのポリシーを新たに定め、さらに令和 3(2021)年度に改訂した。

第四に、本学は、「地域連携・社会貢献」を強力に推進するために、平成 25(2013)年 4月に、その重要な拠点となる「九州国際大学地域連携センター」を設置し【資料 1-1-19】、地域貢献活動を実施している。

第五に、平成 27(2015)年 4月に施行された「学校教育法」の一部改正に伴い、学内規程の見直しを図った。その一環として、平成 28(2016)年 4月より学部長の選挙制度を廃止し、選任制度【資料 1-1-20】とすることにより、学長のリーダーシップを強化し、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制（学長補佐体制の強化、教職協働の強化）を構築した。

これらを通じて、本学の使命・目的及び教育目的の見直しを変化に対応して不断に行っている。

### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-4】カナダ・カルガリー大学覚書

【資料 1-1-5】フィリピン・シリマン大学覚書

【資料 1-1-6】オーストラリア・スインバーン工科大学合意書

【資料 1-1-7】遠賀信用金庫と九州国際大学との包括的地域連携に関する協定書

【資料 1-1-8】福岡ひびき信用金庫と九州国際大学との包括的地域連携に関する協定書

【資料 1-1-9】黒崎商店組合連合会と九州国際大学との包括的地域連携に関する協定書

【資料 1-1-10】八幡東区中央町地区における地域振興に向けた連携協定書

【資料 1-1-11】九州国際大学と RKB 毎日放送との連携と協力に関する協定書

【資料 1-1-12】『地域安全マップ活動マニュアル』

【資料 1-1-13】『学生防犯ボランティア 2021 活動事例集』

【資料 1-1-14】『旧八幡市政 100 周年記念 鐵の魂』

【資料 1-1-15】『歴史と未来を考える 八幡ワークショップ 2019-20』

【資料 1-1-16】 黒崎こども商店街における法学部学生の活動

【資料 1-1-17】 地域防災リーダー育成プロジェクト

【資料 1-1-18】 令和 2 年度九州国際大学自己点検評価書

HP 自己点検・評価活動

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/tenken/>

【資料 1-1-19】 九州国際大学地域連携センター規程（【資料 F-9】と同じ）

【資料 1-1-20】 九州国際大学学部長選任規程（【資料 F-9】と同じ）

### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

社会の変化に応じ、時代や社会のニーズに柔軟に対応して行くために、社会からの大学への要望の変化に照らして、本学の使命・目的及び教育目的を検証し続ける。その指針となるのが、「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」である。また、このような本学の取り組みについて、学生、教職員、地域社会へホームページを通じて周知していく。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

### 1-2-② 学内外への周知

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

#### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的は、「九州国際大学学則」及び「九州国際大学大学院学則」に明記し、ホームページ等で公開している。

学則変更については、教職員が参画する教育研究協議会で審議し、教授会で意見を聴取した上で学長が承認した後、理事会において審議・決定している【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】。

以上のことから、本学での使命・目的及び教育目的は、役員・教職員がその策定に関与・参画し理解と支持は得られている。

### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-1】 令和 2 年度第 12 回教育研究協議会議事録

【資料 1-2-2】 第 333 回（令和 2 年度第 6 回）理事会議事録

【資料 1-2-3】 第 334 回（令和 2 年度第 7 回）理事会議事録

**1-2-② 学内外への周知**

本学の建学の精神と使命・目的及び教育目的については、ホームページや『学生便覧』等に掲載して、在学生、教職員、学外及び地域社会において周知されている【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】。また、新任教職員に対する研修会において『学生便覧』に基づき、建学の精神や使命・目的及び教育目的に関する説明がなされている。

また、共通教育科目の教養教育科目として「学園史」を設置し、卒業生を招いて、大学の建学の精神、設立当時の状況や沿革などを講義していた【資料 1-2-7】。

このように、建学の精神と使命・目的及び教育目的に対する学内外からの理解を深める取り組みが進められている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-4】九州国際大学学則（第 1 条）（【資料 F-3】【資料 1-1-1】と同じ）

【資料 1-2-5】九州国際大学大学院学則（第 2 条、第 5 条）

（【資料 F-3】【資料 1-1-2】と同じ）

【資料 1-2-6】『九州国際大学学生便覧 2021』

建学の精神と教育理念（表紙裏）（【資料 F-5】と同じ）

HP 建学の精神と教育理念

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/spirit/>

【資料 1-2-7】「学園史」シラバス

**1-2-③ 中長期的な計画への反映**

本学では、「使命・目的及び教育目的」を反映した中長期的な計画を作成し、これらに取り組んできた。すなわち、平成 20(2008)年度から平成 22(2010)年度までを対象とした「九州国際大学中期計画」を作成し、これの実現に取り組んできた。続いて、平成 23(2011)年度から平成 27(2015)年度までを対象とした「九州国際大学第二期中期計画」に沿って、大学改革と教育改革に取り組んできた。

平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度を対象とした「九州国際大学第三期中期計画」において、次の 7 つの目標が掲げられた。すなわち、「戦略Ⅰ [募集活動]：意欲ある学生の確保」、「戦略Ⅱ [教育活動]：教育力の強化と授業の改善」、「戦略Ⅲ [研究活動]：研究力の強化と外部資金の獲得」、「戦略Ⅳ [学生支援]：学生主体の大学生活支援で学生満足度を高める」、「戦略Ⅴ [社会貢献]：大学の資源の活用と社会貢献」、「戦略Ⅵ [就職支援]：就職・進路支援の強化」、「戦略Ⅶ [管理運営]：大学運営・経営の効率化」を掲げ、その実現に向けて教職員が一体となり全学で引き続き取り組んできた【資料 1-2-8】。最終年度が終了するにあたり、各到達目標の進捗状況を数値化した報告書「九州国際大学第三期中期計画(2016-2020)総括—主な取組みと成果—」がまとめられた【資料 1-2-9】。この報告書は、令和 3(2021)年 2 月の教育研究協議会において報告し、学長が承認した【資料 1-2-10】。

次期大学中期計画からは、「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画 2019 年度～2023 年度【5 ヶ年計画】」【資料 1-2-11】に移行して取り組んでいくことについて、令和 3(2021)

年3月の教育研究協議会の議を経て、学長が決定した【資料 1-2-12】。

この移行の理由は、本学の教育理念を実現するための施策が、「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」の「戦略Ⅰ〔教育力〕：地域に根ざし、地域に必要とされる教育の実践」及び「戦略Ⅲ〔社会力〕：教職員人材等の地域活動への参加」に組み込まれているからである。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-8】九州国際大学第三期中期計画 2016-2020

【資料 1-2-9】九州国際大学第三期中期計画(2016-2020)総括－主な取り組みと成果－

【資料 1-2-10】令和2年度第13回教育研究協議会議事録

【資料 1-2-11】学校法人九州国際大学第三期中期経営計画 2019年度～2023年度

【5カ年計画】

HP 大学中期計画

HP 中期経営計画

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/managementplan/>

【資料 1-2-12】令和2年度第14回教育研究協議会議事録

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学は、使命・目的及び教育目的を反映した、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。大学全体の三つのポリシーを基として、各学部・学科、研究科においても「学校教育法施行規則」の定めに基づき、それぞれ三つのポリシーを具体化・明確化し、ホームページや『学生便覧』等で公表している【資料 1-2-13】【資料 1-2-14】。

令和2(2020)年度に現代ビジネス学部が設置4年を迎えるのと合わせて、大学全体と各学部・学科、研究科の三つのポリシーを再検討した。大学全体の三つのポリシーは、令和3(2021)年2月の教育研究協議会の議を経て、学長が決定した【資料 1-2-15】。各学部・学科、研究科の三つのポリシーも令和3(2021)年3月の教育研究協議会の議を経て、学長が決定し、令和3(2021)年度から運用されている【資料 1-2-16】。

また、令和元(2019)年5月にアセスメント・ポリシーを定め、同時に「九州国際大学教学マネジメントに関する実務者会議運用内規」によって、アセスメント・ポリシーを運用している【資料 1-2-17】【資料 1-2-18】。本学のアセスメント・ポリシーでは、本学のカリキュラムが三つのポリシーに基づき適切に機能しているかを点検・評価し、必要な教育改善に繋げることを目的としている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-13】3つのポリシー（【資料 F-13】と同じ）

HP 3つのポリシー

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/>

- 【資料 1-2-14】『九州国際大学学生便覧 2021』3つのポリシー（1頁～9頁）  
（【資料 F-5】と同じ）
- 【資料 1-2-15】令和2年度第12回教育研究協議会議事録（【資料 1-2-1】と同じ）
- 【資料 1-2-16】令和2年度第14回教育研究協議会議事録（【資料 1-2-12】と同じ）
- 【資料 1-2-17】アセスメント・ポリシー  
HP アセスメント・ポリシー  
URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/>
- 【資料 1-2-18】九州国際大学教学マネジメントに関する実務者会議運用内規  
（【資料 F-9】と同じ）

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、開学以来、時代や社会の大きな変化にも柔軟に対応して教育研究組織の見直しを行ってきた。

本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、法学部、現代ビジネス学部及び大学院法学研究科を設置し、それぞれの専門領域等に応じた教育研究活動が行われている[図表 1-2-1]。本学教員は、いずれかの教授会に所属して学生の教育及び研究活動を行っている。

#### 法学部

法学部法律学科は、「九州国際大学学則」第1条第2項で人材養成の目的を次のように規定している。

法学部は、法律の専門的・体系的知識に基づく法的思考力を修得させ、もって理論実践両面に明るい人材を養成する。

法律の専門的・体系的知識に基づく法的思考力を修得させるとともに、フィールドワークを通じて実践力を獲得させ、もって地域の行政・企業分野において実務を遂行できる人材、及び企業活動に積極的に関与できる法律のプロフェッショナルを養成する。

#### 現代ビジネス学部

現代ビジネス学部は、地域経済学科と国際社会学科の2学科で構成されている。「九州国際大学学則」第1条第2項で地域経済学科と国際社会学科の人材養成の目的を次のように規定している。

現代ビジネス学部は、21世紀の社会を展望し、グローバル化の進む世界や地域のビジネス組織、すなわち企業、自治体、民間団体などで活躍できる豊かな教養と知識を有する人材を養成する。

現代ビジネス学部地域経済学科は、経済学や経営学に関する基本的な知識を身につけ、企業や地域の組織体での就労を通して産業や地域社会に貢献する中堅的な人材を養成する。

現代ビジネス学部国際社会学科は、異文化理解や国際協力に関する知識を身につけ、現代社会のグローバルな変化に対応できる能力を養い、国際社会だけでなく地域社会でも活躍する人材を養成する。

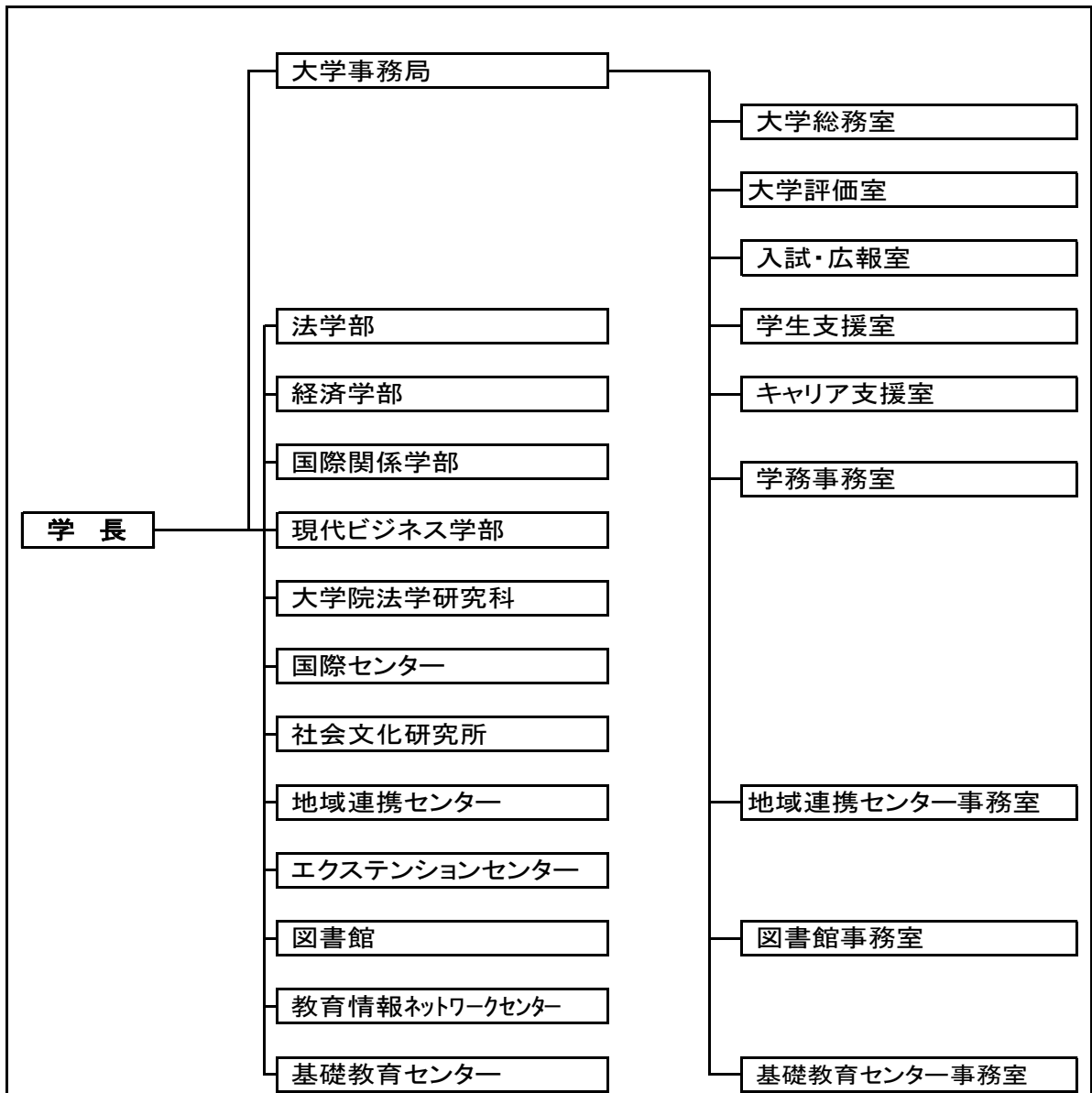
大学院法学研究科

大学院法学研究科法律学専攻修士課程は、「九州国際大学大学院学則」第5条で規定するように、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的としている。

その他、付設機関として、図書館、社会文化研究所、地域連携センター、国際センター、教育情報ネットワークセンター、エクステンションセンター及び基礎教育センターを設置している。

以上のことから、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織[図表 1-2-1]が整備されている。

[図表 1-2-1]九州国際大学教育研究組織図



※経済学部及び国際関係学部は、平成29(2017)年度より学生募集を停止。

### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、中期計画や三つのポリシーに基づいて時代・地域のニーズに合わせて教育研究組織の検証をしている。近年では、経済学部と国際関係学部を改組し、現代ビジネス学部を設置したところである。

#### 【基準1の自己評価】

本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神である「塾的精神」に基づいて、使命・目的及び教育目的を明確に定めている。本学の建学の精神と教育目的、三つのポリシーについて、教職員新任研修会や、学生へのガイダンス及び「学園史」の講義等を通じ、これらについて教職員と学生による理解を深めてきた。さらに、ホームページや『学生便覧』等、様々な機会と手段を活用して学外及び地域社会へも広く周知している。

また、本学は、時代と社会の変化にも敏感に柔軟に対応するために、大学の使命としての地域社会貢献の観点から、時代や社会が求める人材の養成に取り組み、新たな学部・学科を開設し、大学改革と教育改革にも取り組んできた。それを具体化するために、平成25(2013)年4月に地域連携センターを設置し、平成26(2014)年4月に基礎教育センターを設置した。さらに、平成29(2017)年4月には現代ビジネス学部を設置した。このように社会の変化に対応した大学改革と教育改革を進めている。

「九州国際大学第三期中期計画」は「学校法人九州国際大学第二期中期経営計画 平成26年度～平成30年度【5ヵ年計画】」の内容に対応して作成されたものである。「九州国際大学第四期中期計画」も、「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」に対応していることから、こちらに移行することが教育研究協議会の議を経て、学長により決定された。この移行の理由は、本学の教育理念を実現するための施策が、「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画 2019年度～2023年度【5ヵ年計画】」の「戦略Ⅰ〔教育力〕：地域に根ざし、地域に必要とされる教育の実践」及び「戦略Ⅲ〔社会力〕：教職員人材等の地域活動への参加」に組み込まれているからである。

現在は、「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」の内容に則して教育改革を着実に進めている。

以上のことから本学は、「基準1. 使命・目的等」の趣旨を満たしていると評価できる。



## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

##### 【学部（学士課程）】

本学では、教育目的である人材養成を行うため、「学力の 3 要素」の「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体性・協働して学ぶ態度」を踏まえた「入学者受入れの方針」であるアドミッション・ポリシーを定め、選抜方法及び実施方針を策定している。

このアドミッション・ポリシーは、ホームページや『入学者選抜要項』、『大学案内』、『学生便覧』に明示して、全教職員をはじめ学外へ周知している【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】。

##### 【大学院（修士課程）】

法学研究科は、建学の精神である「塾的精神」に基づき、企業や行政の現場で発生する様々な問題を解決するための法知識を修得した高度専門職業人を養成することを目的としており、現代社会の複雑化、高度化及び国際化に対応するため、国際的視野を持つ人材の養成に力を入れている。

そのため、アドミッション・ポリシーは、そうした教育目的に従った形で、「研究者、高度専門職業人の養成という目的のため、明確な目的意識を持ち、法律・政治に関心を有するとともに、それらの専門的知識を有している者又は修得しようとする意欲のある者を求めています」という内容で策定するとともに、この内容は、ホームページや『大学院案内』、『学生便覧』に明示して、全教職員をはじめ学外へ周知している【資料 2-1-4】。

##### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-1-1】『2021 年度入学者選抜要項』アドミッション・ポリシー（1 頁）

（【資料 F-4】と同じ）

HP 3 つのポリシー

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/>

【資料 2-1-2】『九州国際大学 GUIDE BOOK 2022』

アドミッション・ポリシー（20 頁、30 頁、38 頁）（【資料 F-2】と同じ）

【資料 2-1-3】『九州国際大学学生便覧 2021』アドミッション・ポリシー（1 頁～9 頁）

（【資料 F-5】と同じ）

【資料 2-1-4】『九州国際大学大学院案内 2022』アドミッション・ポリシー（13 頁）  
（【資料 F-2】と同じ）

HP 3 つのポリシー

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/>

## 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

### 【学部（学士課程）】

アドミッション・ポリシーに基づいた入学者の選抜方法及び実施方針については、入試・広報委員会において審議され、教育研究協議会の議を経て、学長が決定する【資料 2-1-5】。

入学試験の際には、その都度実施本部を設置し、実施要項を作成し、事前に教職員で試験の実施方法を確認することで、公正かつ厳正な入学試験を実施している【資料 2-1-6】。

本学では、アドミッション・ポリシーに基づいて、多様な個性を持った入学志願者を受入れるために、様々な入試区分を設定し、複数の受験機会を設けた上で入学試験を行っている。

入学者選抜方法としては、一般選抜（一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜）の他に、学校推薦型選抜、総合型選抜、特別入学試験（社会人入学試験、外国人留学生入学試験）の入試区分を設けている【資料 2-1-7】。

令和 3(2021)年度の入学者選抜方法は、[図表 2-1-1]に示すとおりである。

【図表 2-1-1】令和 3(2021)年度入学者選抜方法

入試区分		選抜方法
総合型選抜	第 1 期～第 3 期	小論文、面接 書類審査（調査書・エントリーシート）
学校推薦型選抜 （前期・後期）	一般	小論文、面接 書類審査（活動報告書・志望理由書・調査書・推薦書）
	一般推薦	
	特別	
	指定校推薦 専門課程推薦 サークル推薦	
一般選抜	一般選抜（前期・後期）	国語、外国語、 書類審査（活動報告書・調査書）
	大学入学共通テスト利用選抜 （前期・中期・後期・ファイト）	国語、地理歴史・公民、数学、理科、外国語の 中から高得点 2 科目を採用 書類審査（活動報告書・調査書）
特別入学試験	社会人入学試験	小論文、面接 書類審査（成績証明書）
	外国人留学生入学試験 （前期・後期）	面接、書類審査（成績証明書・日本語能力試験 N2 以上又は日本留学試験「日本語」250 点以上（記述含む）を有する者） ※上記の日本語資格を取得していない者は、試験日に「日本語能力調査」を受験する。

入試問題については、毎年度入試問題作成部会を開催し、前年度の検証及び当該年度の作成方針を策定の上、本学教員に委嘱して作成している【資料 2-1-8】【資料 2-1-9】。

また、毎年、学科及び入試区分ごとに入学後の学生の成績の推移についての追跡調査を実施し、その結果をもとに入試・広報委員会において選抜方法の検証を行っている【資料 2-1-10】【資料 2-1-11】【資料 2-1-12】。

令和 3(2021)年度入学試験より新たな入学者選抜方法を導入したため、令和 3(2021)年 4 月の入試・広報委員会では、この選抜方法がアドミッション・ポリシーに基づいて行われているかについての検証を行った【資料 2-1-13】。

### 【大学院（修士課程）】

法学研究科は、アドミッション・ポリシーに掲げる資質を有する者であれば、社会人、大学生その他経歴・学歴を問わず広く受入れている。

具体的な実施方法は、次のとおりである。

アドミッション・ポリシーに基づいた入学者受入れを実現するため、まず、入学志願者に対する個別進学説明会を 12 月に行い、学修内容、入学試験等について周知している。なお、その説明会の日程は、ホームページ等で周知している【資料 2-1-14】。

また、ホームページでは教員の詳細な研究歴を公開して、志願者の選択とアドミッション・ポリシーの理解に資するよう配慮している。

学生の募集（入学試験）は、秋期（9 月）と春期（2 月）の年 2 回行い、選抜方法は、書類審査（受験資格審査）、筆記試験及び面接試験（専攻科目教員と他教員一人による面接対応）の成績を総合して、アドミッション・ポリシーに基づき判定している。従って、筆記試験及び面接試験の成績が一定の基準に満たない場合には、定員に満たない場合であっても入学を許可しない。なお、筆記試験問題は、専攻ごとに担当教員が作成している。

このような周知・募集方法及び選抜方法・合否判定については、法学研究科教授会で審議し、実施しているため、その都度検証の機会が設けられて、その適切性が確認されている。なお、入学試験の区分は、[図表 2-1-2]に示すとおりである。

【図表 2-1-2】 大学院入学試験

入試区分	選抜方法
一般入学試験	書類審査、面接 筆記試験 2 科目（入学後に研究指導を受けようとする専攻科目、その他の法律科目又は英語）
社会人入学試験	書類審査、面接 筆記試験（入学後に研究指導を受けようとする専攻科目）
外国人留学生試験	書類審査、面接 筆記試験（入学後に研究指導を受けようとする専攻科目）

大学卒業資格を有しない者についても、入学資格審査（専攻科目の課題論文と面接。課題は教員作成）を行い、認定した者には上記の受験を許可しており、入学実績もある【資料 2-1-15】【資料 2-1-16】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-5】 2021（令和 3）年度入学者選抜概要について（教育研究協議会資料）

【資料 2-1-6】 実施要項

【資料 2-1-7】 『2021 年度入学者選抜要項』 入学者選抜方法（6 頁～14 頁）

（【資料 F-4】と同じ）

【資料 2-1-8】 第 1 回 2021 年度入試問題出題部会開催通知

【資料 2-1-9】 2021 年度入試問題出題委員

【資料 2-1-10】 入試・広報委員会規程（【資料 F-9】と同じ）

【資料 2-1-11】 令和 3 年度第 2 回入試・広報委員会議事録

【資料 2-1-12】 選抜方法の検証について

【資料 2-1-13】 令和 3 年度第 1 回入試・広報委員会議事録

【資料 2-1-14】 『2021 年度大学院修士課程入学試験要項』

アドミッション・ポリシー（1 頁）（【資料 F-4】と同じ）

HP 入試概要

URL: <http://www.kiu.ac.jp/faculty/graduate/law/exam/>

【資料 2-1-15】 『2021 年度大学院修士課程入学試験要項』 入学資格の認定（9 頁）

（【資料 F-4】と同じ）

【資料 2-1-16】 大学院法学研究科入学資格審査（過去 3 年間）

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### 【学部（学士課程）】

本学の過去 3 年間の入学定員・入学者及び収容定員・在籍者は、[図表 2-1-3]に示すとおりである。令和元(2019)年度の入学定員の充足率は、法律学科 108.7%、地域経済学科 114.4%、国際社会学科 107.0%で、全学では 111.2%となった。また、令和 2(2020)年度の入学定員の充足率は、法律学科 112.0%、地域経済学科 113.2%、国際社会学科 95.0%で、全学では 109.2%となった。

令和 3(2021)年度の入学定員の充足率は、法律学科 94.0%、地域経済学科 109.6%、国際社会学科 96.0%で、全学では 102.2%となっており、入学定員に沿った適切な学生受入れを行っている。

【図表 2-1-3】 入学定員・入学者及び収容定員・在籍者数一覧（過去 3 年間） (人)

学部	学科	令和元年度						令和2年度						令和3年度					
		入定	入学	充足率	収定	在籍	充足率	入定	入学	充足率	収定	在籍	充足率	入定	入学	充足率	収定	在籍	充足率
法	法律	150	163	108.7%	630	626	99.4%	150	168	112.0%	600	644	107.3%	150	141	94.0%	600	611	101.8%
	計	150	163	108.7%	630	626	99.4%	150	168	112.0%	600	644	107.3%	150	141	94.0%	600	611	101.8%
現代ビジネス	地域経済	250	286	114.4%	750	815	108.7%	250	283	113.2%	1,000	1,060	106.0%	250	274	109.6%	1,000	1,066	106.6%
	国際社会	100	107	107.0%	300	316	105.3%	100	95	95.0%	400	393	98.3%	100	96	96.0%	400	390	97.5%
	計	350	393	112.3%	1,050	1,131	107.7%	350	378	108.0%	1,400	1,453	103.8%	350	370	105.7%	1,400	1,456	104.0%
経済	経済	-	-	-	150	147	98.0%	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-	4	-
	経営	-	-	-	130	107	82.3%	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	1	-
	計	-	-	-	280	254	90.7%	-	-	-	-	17	-	-	-	-	-	5	-
国際関係	国際関係	-	-	-	140	94	67.1%	-	-	-	-	13	-	-	-	-	-	3	-
	計	-	-	-	140	94	67.1%	-	-	-	-	13	-	-	-	-	-	3	-
	合計	500	556	111.2%	2,100	2,105	100.2%	500	546	109.2%	2,000	2,127	106.4%	500	511	102.2%	2,000	2,075	103.8%

## 【大学院（修士課程）】

法学研究科の入学定員は 10 人であるところ、令和 3(2021)年度秋期（9 月）・春期（2 月）入試では合わせて 11 人が入学した（税法 9 人、民法 2 人）。この年度の入学者数は、入学定員を若干超えたものの、入学志願者数が 17 人であったことを見れば、それは適切な選抜結果によるものであることがわかる。このような入学定員以上の入学志願者が受験し、入学定員程度の入学者数がある状況は、近年継続されており、その意味で、入学定員に沿った適切な学生受入数の維持が図られている。

なお、税法専攻の学生が多いのは、税理士試験科目一部免除制度のあることが理由として大きいですが、過去には現職の税理士の入学もあるなど、専門教育修得そのものを目的とした入学者も少なからず見られる。

## (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

## 【学部（学士課程）】

アドミッション・ポリシーについては、今後もホームページや『入学者選抜要項』、『大学案内』等に明示するとともに、オープンキャンパスや進学説明会等の機会を通じて周知を図る。

入学者選抜が、アドミッション・ポリシーに基づいて行われているかの検証については、入試・広報委員会を中心に引き続き実施し、必要に応じて評価方法の見直しを行う。また、オープンキャンパスや進学説明会、高校訪問等を通して、本学の入学者選抜について受験生に理解してもらう。

本学の特色ある教育内容をより多くの受験生に知ってもらうために、高大連携（高大教育連携含む）での出張講義やオープンキャンパスでの模擬授業等を引き続き実施するとともに、高校内ガイダンスへの積極的参加、進学説明会や高校訪問等による学生募集活動を充実させる。

今後は、インターネットを活用した広報活動を軸とした募集戦略を策定・推進することによって入学定員を充足していく。

### 【大学院（修士課程）】

入学定員に沿った適切な学生受入数の維持については、適切に図られているので今後も現在の入試方法を維持していく。また、学生の専攻の多様性を高めるため、学内から進学する方法について周知し、その方法を積極的に活用していく。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

#### (2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

#### 【学部（学士課程）】

学修支援体制は、教務委員会及び基礎教育センター委員会等に教員と職員が参加することで、教職協働が確立されている【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】。

学修支援については、学部を基本組織として、教務委員会等で全学的な調整を図りながら、以下の具体的な学修支援を行っている。

## 1. 履修指導

履修登録については、教員と職員が協力して履修の説明を行っている。

具体的には、1年次の春に履修指導ガイダンスや学士課程教育に自然に溶け込み、大学の環境に馴染んでいくことができることを目標にした1泊2日のフレッシュャーズ・ミーティング（新入生対象の学外オリエンテーション）を実施してきたが、令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため1日のみ学内でフレッシュャーズ・ミーティングを実施した【資料 2-2-3】。

2年次以上については、教務委員と学務事務室職員が協働で履修説明会を開催し【資料 2-2-4】説明を行っていたが、令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度においては、KIUポータルに履修の説明資料を用意し、相談を希望する学生には個別の指導を実施した【資料 2-2-5】。

## 2. 学修支援

1年次から卒業年次まで、1年次は入門セミナーの担当教員が、2年次以降は専門演習(ゼミ)の担当教員が担任として学生一人ひとりに細やかな指導を行っている【資料 2-2-6】。また、平成 29(2017)年度に導入し、平成 30(2018)年度より稼働させている「学修ポートフォリオシステム」である「Assessor (以下「アセスメンター」という。)」により、学生に自己の学修成果の振り返りと学生生活の自己管理を入力させている【資料 2-2-7】。教員と学生の面談記録【資料 2-2-8】は、KIU ポータルに記載され、職員にも共有化されている。

### 【大学院(修士課程)】

大学院の学修支援としては、「九州国際大学大学院学則」及び「九州国際大学大学院法学研究科規則」【資料 2-2-9】に基づく履修指導を行っている。その際、新入生の状況把握や、各種の説明及び指導は、入学後の新入生ガイダンスをはじめ、指導教員及び大学院担当事務職員(学務事務室)による個別相談等で対応している【資料 2-2-10】。また、大学院生研究室内の主たる備品(机・椅子等)の管理から座席の割り当てまで、大学院担当事務職員(学務事務室)が対応している。このように、教職協働による学修支援体制が構築されている。

その他、法学研究科において、外部講師の講話や文献検索法の講座等を実施する場合にも、講義を円滑に進めるための教職協働の実施体制ができています。

なお、転出・退職等で科目担当教員に欠員が出た場合には、院生の要望を最優先に考慮し、専任教員ばかりでなく、非常勤講師による補充も含めた科目配置を行っている。

### 【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-2-1】九州国際大学教務委員会規程(【資料 F-9】と同じ)

【資料 2-2-2】九州国際大学基礎教育センター規程(第6条～第10条)

(【資料 F-9】と同じ)

【資料 2-2-3】新入生ガイダンスについて(お知らせ)

【資料 2-2-4】新年度及び秋学期に向けての行事一覧

【資料 2-2-5】KIU ポータル 履修説明資料

【資料 2-2-6】令和3年度演習担当者一覧

【資料 2-2-7】『九州国際大学大学生活について 2021』アセスメンター(41頁～44頁)

【資料 2-2-8】KIU ポータル(プロファイル)

【資料 2-2-9】九州国際大学大学院法学研究科規則(【資料 F-9】と同じ)

【資料 2-2-10】大学院ガイダンス資料

## 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 1. 障がいのある学生への配慮

障がいのある学生への配慮に関しては、入学前に事前相談を行い【資料 2-2-11】、入学後の定期試験では別室受験、試験時間の延長、パソコン(PC)を使用した受験を認めている。また、障がいの程度・内容に応じて個別に授業支援を行っている。支援内容について

は、「九州国際大学における障害のある学生への修学支援に関する基本方針」及び「九州国際大学における障害のある学生への修学支援等に関する規程」を定め、ホームページにおいて公表している【資料 2-2-12】【資料 2-2-13】。

## 2. オフィスアワー制度

オフィスアワーは、教員が学生の質問や相談に応えるための時間として設けられている。専任教員は週 2 コマ、非常勤講師は担当講義科目の前後に設定し、多様化した学生の要望を受け、細やかな指導を行っている。各教員のオフィスアワーの時間帯は KIU ポータルで確認することができる【資料 2-2-14】【資料 2-2-15】。

## 3. SA(Student Assistant)の活用

学修支援の充実を図るために SA(Student Assistant)を配置している【資料 2-2-16】。

1 年次生に対しては、学士課程教育に自然に溶け込み、大学の環境に馴染んでいくことができることを目標にしたフレッシュャーズ・ミーティング（新入生対象のオリエンテーション）で、学生スタッフとして SA を活用している。

また、1 年次必修の演習科目「入門セミナー」に SA を配置している。その目的はアクティブ・ラーニングやグループワーク形式の授業において、新入生が積極的に意見を述べたりグループワークに参加したりできるようにするためである。上級生である SA が発言や参加を促すことで、授業の活性化を図っている。その他、共通科目の「情報処理演習」、法学部の「社会実習 1」、「リスクマネジメント実習」などの科目に SA を配置している。これらの科目では、学生の質問に答えるなどのサポートが行われている。

その他には、基礎教育センターに SA を配置している。基礎教育センターでは、基礎学力を身につけるために SA 及び教職員と学習相談ができるような仕組みが整えられている【資料 2-2-17】。ただし、令和 2(2020)年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施されていない。

## 4. 中途退学、休学及び留年への対応

本学では、KIU ポータルで成績と出席状況、面談記録等が把握できるようになっており、これらの情報を全ての教職員が確認することができる。これにより、学修状況に応じた指導・支援が可能となり、教職員間の共通理解が図られる体制が整っている。そして年に 2 回（9 月と 3 月）の成績相談会では、主に取得単位数が不足気味の学生と保護者を対象に、退学、休学、留年に繋がらないよう演習担当教員が個別に面談指導している。なお、令和 2(2020)年度においては、9 月の相談会は中止したが、3 月の相談会は、予約に基づく電話相談形式で実施された【資料 2-2-18】。

また、相談会以外でも、単位取得不足や学生生活の悩みなどの問題のある学生に対して、演習担当教員がオフィスアワーなどを利用し、個別に相談や指導を行っている。退学や休学を希望する学生に対しては、演習担当教員が必ず面談し、学生の事情を詳しく聞き、面談内容を記録している【資料 2-2-19】。さらに、各学部の教授会において、学生の退学及び休学に関する面談内容等について報告し、退学や休学に至る原因を把握している【図表 2-2-1】【資料 2-2-20】。



【図表 2-2-1】

## ① 理由別の退学・除籍者数（過去3年間）

（人）

理由	法学部			現代ビジネス学部			経済学部			国際関係学部			大学全体		
	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2
就学意欲の低下				7	8	10	1	3		2	1		10	12	10
進路変更（他の教育機関）	6	3	4	7	7	9	3	1		2			18	11	13
進路変更（就職）	2	3	4	7	14	11	6	5		2	1		17	23	15
経済的困窮	8	11	12	22	25	26	13	9	2	3	4	3	46	49	43
学力不足		1		4	3	8	2		1	1		1	7	4	10
身体疾患				3	2	2	1						4	2	2
心身耗弱		1	1	2	1	3							2	2	4
海外留学				1		1	1				1		2	1	1
その他	1				4	3					1		1	5	3
合計	17	19	21	53	64	73	27	18	3	10	8	4	107	109	101

## ② 理由別の休学者数（過去3年間）

（人）

理由	法学部			現代ビジネス学部			経済学部			国際関係学部			大学全体		
	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2
進路変更を検討							1	1					1	1	0
経済的理由		3	1		1	2	2			0			2	4	3
身体疾患						1							0	0	1
留学				1		3				3	1		4	1	3
兵役					1	1							0	1	1
一身上の理由			2		2	1							0	2	3
その他						1			1				0	0	2
合計	0	3	3	1	4	9	3	1	1	3	1	0	7	9	13

## ③ 過年度による留年者数（過去3年間）

（人）

学部	学科	R1	R2	R3
法	法律	16	22	17
現代ビジネス	地域経済	—	—	39
	国際社会	—	—	10
経済	経済	17	12	4
	経営	12	5	1
国際関係	国際関係	10	13	3
合計		55	52	74

## ④ 進級基準による留年者数（2年次）（人）

学部	学科	R3
法	法律	6
現代ビジネス	地域経済	17
	国際社会	2
合計		25

※令和元(2019)年度入学生より導入。

## 【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-2-11】『2021 年度入学者選抜要項』 入学志願者の事前相談（17 頁）

（【資料 F-4】と同じ）

【資料 2-2-12】九州国際大学における障害のある学生への修学支援に関する基本方針  
HP 障害のある学生の修学支援

URL: <http://www.kiu.ac.jp/campuslife/shougaishien/>

【資料 2-2-13】九州国際大学における障害のある学生への修学支援等に関する規程

（【資料 F-9】と同じ）

【資料 2-2-14】オフィスアワーの入力方法について

【資料 2-2-15】教員オフィスアワー時間割

【資料 2-2-16】令和 3 年度入門セミナーSA

【資料 2-2-17】令和元年度基礎教育センターSA 待機時間

【資料 2-2-18】令和 2 年度成績相談について（ご案内）

【資料 2-2-19】面談シート

【資料 2-2-20】学生の身上について

## (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学生が卒業するまでに具体的にどのような力を身につけ、どの程度の向上を図ることができたのか、自己の学修成果を振り返り、学生生活を自己管理するための仕組みとして「学修ポートフォリオシステム」である「アセスメンター」を演習担当教員が、活用例を具体的に示すことで学生が積極性を身につけるように指導していく。

学修支援については、引き続き、教務委員会等で全学的な調整を図りながら、教員と職員が一体となった支援を推進する。

また、「アセスメンター」だけでなく、学生の学修達成度を数値化・可視化する仕組みの「ディプロマ・サプリメント」の構築を目指す。

大学院は、今後も大学院生の良好な学修環境が保持できるよう教職協働を行っていく。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生の社会的・職業的自立、大学から社会・職業への円滑な移行を図るため、本学では、学部・学科から選出された教員及びキャリア支援室職員により構成される「就職対策委員会」を設置している【資料 2-3-1】。

また、教育課程にキャリア教育科目を配置し、教職一体となったキャリアサポート体制を確立している。

#### 1. 教育課程内における指導

本学では、1年次から4年次にかけて、全学で段階的かつ体系的なキャリア教育を導入している。

1年次では、必修科目として「キャリアデザイン」を配置し、自立した社会人としての将来設計を描く力、自分に合った仕事を見出す力などを養成している。

2年次では、「キャリアプラン」を配置し、基礎学力の底上げと就職活動に向けた業界・仕事研究を指導している。

3年次では「キャリアプラン実践」を配置し、SPI対策や社会常識・マナーといった社会人基礎力を養成している【資料 2-3-2】。

「インターンシップ」は、受入れ先企業での就業体験に加え、ビジネススキルやマナーを習得する事前学習、振り返りとレポート作成を行う事後学習からなり、これにより企業研究や職業観の醸成を実践的に進める機会となっている。受入れ先企業の斡旋に関して北九州商工会議所と協定を結ぶとともに、キャリア支援室としても学生の関心の高い企業を中心に新規開拓を継続的に行っている【資料 2-3-3】【資料 2-3-4】。

その他、法学部では「キャリア・チュートリアル」を1年次から4年次まで配置し、少人数教育できめ細かいキャリア教育を展開している。

#### 2. 教育課程外における指導

学生の職業意識の喚起や企業・業界に対する視野を広げることを目的に、キャリア支援室では各種就職講座や企業・業界説明会を定期的に行っている。令和 2(2020)年度の主なプログラムとしては、業界研究 Web セミナー(10月)、就勝ステップアップ研修(12月)、Web版しごと研究フェア(2月)などの就職活動プログラムが挙げられる【資料 2-3-5】。

このうち令和 2(2020)年 10月 19日から 10月 30日にかけて開催した業界研究 Web セミナーは、延べ 972人の学生が参加し、各業界の状況や仕事内容についての理解を深め、志望業界・職種を絞り込んでいく上で有益な場となった。

### 3. 就職・進学に対する相談・助言体制

4 年次及び過年度生に対しては、キャリア支援室職員が「全員連絡&個別面談」を徹底して実施し、演習担当教員と情報を共有して積極的に就職活動をバックアップしている。

コロナ禍を起因とした就職活動を取り巻く状況の急変に対しても、キャリア支援室では、その急変に学生がどのように対応し、またいかなる不安や危機感を抱いているかという点の実態を把握するため、学長等の助言を受けて緊急事態宣言解除間もない令和 2(2020)年 5 月に 4 年次学生を対象とした「2021 年新卒者の就職活動アンケート」を実施した。その結果、103 人からの回答が得られ、就職活動の再開を躊躇している学生が多いこと等の緊急に対応すべき課題が判明した【資料 2-3-6】。

本アンケートの結果を受けてキャリア支援室では、Web 面接の臨み方や新卒求人情報など学生が必要とする情報の提供に取り組んでおり、同時に、4 年次演習担当教員に対しては、学生の進路状況についての個別聴取の実施と進路決定状況報告を要請した。その結果をもとに支援の必要な学生への重点的な連絡と指導を実施した。

コロナ禍におけるその他の取り組みとして、履歴書の書き方や就職支援 Navi システムの活用方法などの動画コンテンツを作成し、KIU ポータルを通じて学生がいつでも視聴可能なアーカイブとしたことや、保護者を対象とした就職・保護者オンライン説明会の実施などがある【資料 2-3-7】。

令和 2(2020)年度においては、他の部局や各年次の演習担当教員とも連携を高め、キャリア関連イベントの周知・徹底や就職決定状況に関する情報の収集を効果的に進める体制が整備されたことは大きな成果といえる。また、令和 3(2021)年 2 月に就職活動のキックオフイベントとして本学独自に行っている「しごと研究フェア」においては、オンラインでの実施にもかかわらず、演習担当教員からの参加呼びかけにより 251 人の参加があり、対面実施の令和元(2019)年の 189 人を超える参加であった【資料 2-3-8】【資料 2-3-9】。

#### 【大学院（修士課程）】

法学研究科は税法専攻の学生が多いことから、修了生たちは、修了後、福岡・北九州の地域の税理士として活躍しており、修了生同士で連携を維持しながら地域貢献を行っている【資料 2-3-10】。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-3-1】九州国際大学就職対策委員会規程（【資料 F-9】と同じ）

【資料 2-3-2】令和 2 年度「キャリアプラン実践」講義計画

【資料 2-3-3】北九州商工会議所と九州国際大学との連携に関する協定書

【資料 2-3-4】インターンシップ受入れ先企業一覧

【資料 2-3-5】令和 2 年度学内業界研究 web セミナー参加学生数データ

【資料 2-3-6】九州国際大学「2021 年新卒者の就職活動アンケート」調査結果について  
(報告)

【資料 2-3-7】2021「保護者オンライン説明会」開催のご案内

【資料 2-3-8】2021 年度 web 版しごと研究フェア参加企業リスト

【資料 2-3-9】2021 年度 web 版しごと研究フェア参加企業参加者

【資料 2-3-10】 大学院法学研究科修了者進路

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3(2021)年度は、学生の就職活動支援について、演習担当教員とキャリア支援室の連携を強化する。また、インターンシップについては、受入れ企業の開拓を進め、インターンシッププログラムへの参加率を向上させる。

キャリア支援室では、インターンシップ実施形態の多様化に積極的に取り組むとともに、各年次の演習担当教員と連携して学生のインターンシップに対する認知を向上させ、それへの参加を勧める。今後は、就職活動の早期化傾向への対応として、入学時よりインターンシップの周知に力を入れ、2年次での参加を制度化する。

また、演習担当教員をはじめとした全教員のキャリア指導力の向上を図るために、就職対策に向けた FD (Faculty Development) 研修会の実施を計画している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、学生に対する修学支援及び生活支援の体制を整備しており、教職員が連携して学生の指導にあたることによって、学生が学修に専念できる学生生活を送ることができるような適切な学修環境を整備している。

1. 学生サービス、厚生補導のための組織について

学生サービス、厚生補導のための組織として学生支援室と保健室を設置している【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】。学生が学修に専念できる学生生活を送られるように学生支援室が支援している。

学生生活を支援する教職員の組織である学生サービス委員会を学生部長のもとで定期的に行き、学生生活全般に係わる問題について、情報の共有及び審議を行い、学生サービスに関する適切な対応を行っている【資料 2-4-3】。

2. 経済的支援

奨学金等の経済的支援については、学内奨学金制度を充実させるとともに学外奨学金の活用を周知し、積極的に取り組んでいる【資料 2-4-4】。

本学独自の奨学金制度は、以下のとおりである。

### (1) 学術奨学金

入学試験時又は在学中における学業成績及び人物ともに優秀な学生に対して、授業料の全額又は半額を1年間給与する。入学時採用学術奨学生に対する奨学金の給与期間は1年とし、最長で4年間まで更新することができる【資料 2-4-5】。

### (2) サークル奨学金

入学試験時（出身学校長等及びサークル顧問の推薦）又は在学中における課外活動の成績並びに人物ともに優秀な学生に対して、授業料の全額又は半額を1年間給与する。サークルを継続することを条件に、最長で4年間まで更新することができる【資料 2-4-6】。

### (3) 教育支援奨学金

付属高等学校奨学生：九州国際大学付属高等学校の出身学生に対して、入学金を全額免除し、授業料の40%相当額を1年間給与し、最長で4年間まで更新することができる。ただし、学業成績及び授業出席が不良な学生は、受給資格を取り消すことができる。

特別育成奨学生：高大連携校より推薦された学生に対して、授業料の30%相当額の奨学金を1年間給与し、最長で4年間まで更新することができる。ただし、年間取得単位数が30単位未満の学生は、受給資格を取り消すことができる【資料 2-4-7】。

### (4) 私費外国人留学生授業料減免

経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀であると認められた私費外国人留学生に対し、授業料の50%を限度として1年間減免する。最長で4年間まで更新することができる。ただし、学業成績及び授業出席が不良な私費外国人留学生は、受給資格を取り消すことができる【資料 2-4-8】。

### (5) 自然災害による被災学生に対する授業料減免

自然災害の被害を受けた世帯の学生に対し、当該年度の授業料全額又は半額を1年間免除する。ただし、状況により更新することができる【資料 2-4-9】。

### (6) 大学院奨学金

学業、人物ともに優秀と認められた大学院生に対して、授業料相当額又はその半額を1年間給与する【資料 2-4-10】。

平成27(2015)年度から経済的理由により修学困難な学生に対し、授業料を減免する経済支援奨学金を設けているが、令和2(2020)年4月より、国が新設した「高等教育の修学支援新制度」に誘導している【資料 2-4-11】。

その他、学外の奨学金として「九州国際大学同窓会給与型奨学金」をはじめ、地方公共団体の奨学金も積極的に活用している。「日本学生支援機構奨学金」に関しては、予約採用・在学採用をはじめ緊急応急採用の申込手続き、継続手続きの支援を行い、給付型、第一種、第二種の全ての奨学金を多くの学生が利用している【資料 2-4-12】。

学費については、納期までに学費等を納入できない特別の事情がある場合は、納付期限の延長あるいは分割して納入することができるようにしている【資料 2-4-13】。

## 3. 課外活動支援

学生支援室は、学生で組織している学生自治会執行委員会、体育会本部、文化会総務委員会、大学祭実行委員会（以下「四協団体」という。）に対して、学生の自治活動や会計

処理における相談・指導、大学祭の企画実施の支援に取り組んでいる。体育会本部に体育系サークル 18 団体、文化会総務委員会に文化系サークル 14 団体が所属している【資料 2-4-14】。各団体は月 1 回の会議を開催し、サークル活動の活性化を進めている。

また、拡大自治会連絡協議会を開催し、学生部長をはじめとした教職員と「四協団体」との意見交換の場を設け、学生の意見・要望をヒアリングしている【資料 2-4-15】。この会議で出された意見や要望について、毎年、学長懇談会を開催し、学生の意見に対する回答と対応について説明を行い、学生生活満足度の向上とサービスの充実を図っている【資料 2-4-16】【資料 2-4-17】。

体育施設のトレーニングルームは、平成 30(2018)年度に老朽化した器具を全て最新の器具に更新するとともに、安全面を考慮してレイアウトの見直しを実施、トレーニング設備と機能の充実を図り、学生のトレーニング効果の向上に取り組んだ。利用する学生には、事前に使用説明会の受講を義務付け、安全で快適に利用できるよう指導している【資料 2-4-18】。さらに、熱中症と換気対策として大型扇風機を設置している。

体育会系サークルに対しては、3 密を回避するための対策として、サーキュレーターへの貸し出しや、剣道場や武道場など室温が下がりにくい練習環境のサークルにはスポットクーラーの貸し出しをするなど、危機管理と環境改善、安全対策に取り組んでいる。

体育会系強化サークルの経済支援として、競技用備品の補助及び連盟加盟費補助、競技指導者には、旅費交通費補助など一定額の補助を行っている。

また、毎年恒例の八幡東区の「まつり起業祭八幡」、地元町内会の「防犯パトロール」等、様々な学生によるボランティア活動に対して学生支援室は、積極的に支援している【資料 2-4-19】【資料 2-4-20】。

さらに、サークルの学内外の指導者間の連携強化を一層図るため、サークル指導者研修会の開催や指導者相互の情報交換ができる場を設けている【資料 2-4-21】。

#### 4. 学生の心身に関する支援

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等に対しては、保健室（保健師 1 人、養護教諭 1 人）とカウンセラー（臨床心理士 2 人）が対応をしている。

保健室は、健康診断及び事後措置等の通常の保健室業務のほか、健康教育や相談業務を中心にした活動を行っている。

健康診断受診率は、平成 30(2018)年度 95.2%、令和元(2019)年度 97.3%と高い受診率を維持していたが、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で 59.0%にまで減少した。

保健室の利用状況は、平成 30(2018)年度 3,075 人、令和元(2019)年度 3,229 人、令和 2(2020)年度 2,797 人であった。

保健室の健康教育として、「感染症の予防」、「禁煙」等に関して指導している。また、法人と共催して「AED（自動体外式除細動器）講習会」を年 2 回実施しているが、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった。令和 2(2020)年度の大学祭では、新型コロナウイルス感染症予防対策の指導等の活動を実施した【資料 2-4-22】。

また、保健室の活動や健康情報の記事をホームページに掲載し、学生へ健康情報の発信を行っている【資料 2-4-23】【資料 2-4-24】。

カウンセラーは、学生が大学生活の中で経験する様々な心の悩み、問題の解決をサポートすることを目的としている。近年、精神面及び健康面等様々な問題を抱えた学生が増加するにつれ、カウンセラーとの相談内容も多様化している。相談件数は、平成 30(2018)年度 226 人、令和元(2019)年度 224 人であったが、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で電話カウンセリングを主として実施したため 48 人と大幅に減少した。

カウンセラーの常駐スペースである「やわらかカフェ（学生相談室）」は、心身ともに健全な学生生活の実現と学生の居場所づくりを目的として、様々なイベントを開催し、学生同士の交流の場や学生相談への親近感を高めることに寄与している【資料 2-4-25】。

さらに、平成 24(2012)年度より、毎月、カウンセラー、保健師、学生部長、学生支援室職員及び学務事務室職員による懇談会を開催し、心理面で不安定な学生の情報交換と対応の確認を行っている【資料 2-4-26】。

#### 【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 2-4-1】 業務分掌規程（第 15 条）（【資料 F-9】と同じ）
- 【資料 2-4-2】 九州国際大学保健室規程（【資料 F-9】と同じ）
- 【資料 2-4-3】 九州国際大学学生サービス委員会規程（【資料 F-9】と同じ）
- 【資料 2-4-4】 各種奨学金受給者数
- 【資料 2-4-5】 九州国際大学学術奨学生に関する取扱内規（【資料 F-9】と同じ）
- 【資料 2-4-6】 九州国際大学サークル奨学生に関する取扱内規（【資料 F-9】と同じ）
- 【資料 2-4-7】 九州国際大学教育支援奨学生に関する取扱内規（【資料 F-9】と同じ）
- 【資料 2-4-8】 九州国際大学私費外国人留学生授業料減免に関する規程  
（【資料 F-9】と同じ）
- 【資料 2-4-9】 自然災害による被災学生に対する授業料減免に関する内規  
（【資料 F-9】と同じ）
- 【資料 2-4-10】 九州国際大学大学院奨学生に関する取扱内規（資料 F-9）と同じ）
- 【資料 2-4-11】 九州国際大学経済支援奨学生に関する手続及び選考に関する内規  
（【資料 F-9】と同じ）
- 【資料 2-4-12】 『九州国際大学大学生活について 2021』 奨学金（47 頁、48 頁）
- 【資料 2-4-13】 学費等徴収規程（第 10 条、第 11 条）（【資料 F-9】と同じ）
- 【資料 2-4-14】 『九州国際大学大学生活について 2021』 課外活動（51 頁）
- 【資料 2-4-15】 令和 2 年度第 1 回拡大自治会連絡協議会議事録
- 【資料 2-4-16】 令和 2 年度第 1 回学長懇談会記録
- 【資料 2-4-17】 令和 2 年度第 2 回学長懇談会記録
- 【資料 2-4-18】 トレーニングルーム使用について
- 【資料 2-4-19】 令和 2 年度全市一斉夜間非行防止パトロール実施についてのご願い
- 【資料 2-4-20】 「まつり起業祭八幡 2019」クリーンアップ清掃活動
- 【資料 2-4-21】 サークル顧問・指導者説明会資料
- 【資料 2-4-22】 令和 2 年度保健室活動報告



【資料 2-4-23】 保健室だより

HP 保健室

URL: <http://www.kiu.ac.jp/campuslife/healthcare/>

【資料 2-4-24】 『九州国際大学大学生活について 2021』 健康管理 (52 頁)

【資料 2-4-25】 2020 年度九州国際大学学生相談活動報告書

HP 学生相談からのお知らせ

URL: <http://www.kiu.ac.jp/campuslife/counseling/>

【資料 2-4-26】 月例会報告書

### (3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

毎年、拡大自治会連絡協議会と学長懇談会を開催し、学生のような意見・要望等を受けて、学生サービスの充実に繋げている。

拡大自治会連絡協議会においては、「四協団体」の代表と学生部長、教務部長、学務事務室と学生支援室の職員が出席して、意見交換を行っている。その後に開催される学長懇談会では、拡大自治会連絡協議会から出された学生の意見・要望について、学長が回答する仕組みとなっている。今後もこれまで同様に、拡大自治会連絡協議会と学長懇談会を開催し、学生サービスの充実に取り組んでいく。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

#### (2) 2-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、福岡県北九州市八幡東区平野 (以下「平野キャンパス」という。) に位置している。本学の校地・校舎は、大学設置基準を十分に満たす面積を保有し、その施設・設備は安全面に十分に配慮されており、質的・量的両側面において教育課程の運営に支障をきたすことなく整備され、有効に活用されている。これら施設・設備の維持管理のための大規模改修・修繕工事等については、「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画 2019 年度～2023 年度【5 ヶ年計画】」におけるキャンパス・マネジメントの考え方にに基づき、老朽度・安全性等を考慮して優先順位の高いものを中心に年次計画を策定し、「修繕スタイル」から「保全スタイル」へ転換している【資料 2-5-1】。

また、事業実施にあたっては、学生等の教育研究活動及び課外活動の妨げとならないよう、長期休暇期間を利用して施工するよう配慮している。

本学の全ての校舎は、平成元(1989)年以降に建設されているため、昭和 56(1981)年 6 月 1 日改正の新耐震基準（建築基準法施行令）を満たしている【資料 2-5-2】。

平野キャンパスは、1 号館（学長等役職者の執務室、事務室、保健室、会議室等）、2 号館（教室、基礎教育センター、スタディー・スペース、学生フリースペース）、3 号館（教室、事務室）、研究棟（教員研究室、会議室、大学院生研究室、ラウンジ等）、メディアセンター（図書館、教育情報ネットワークセンター、情報教室、システムカフェ）、KIU ホール（大教室、学生食堂、大学生協、学生自治会室）、平野記念館（体育館、武道場、トレーニングルーム、部室）の 7 棟及び運動場（多目的人工芝グラウンド、テニスコート）で構成されている。

2 号館及び 3 号館の教室には、プロジェクター、マイク、PC 等の教育用機器及び学内 LAN（有線・無線）が整備済であるほか、3 号館 4 階・5 階にあるアクティブ・ラーニング教室では、小型プロジェクター、モバイルノート PC、無線 LAN、電子黒板等の ICT（情報通信技術）教育環境を整備している【資料 2-5-3】。

なお、令和 2(2020)年度の安全対策として、2 号館の外付け階段の転落防止ネットを設置した。

施設・設備の管理業務は、専門性を有する企業と委託契約を締結して行っている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-5-1】 学校法人九州国際大学第三期中期経営計画 2019 年度～2023 年度

【5 ヵ年計画】（【資料 1-2-11】と同じ）

HP 大学中期計画

HP 中期経営計画

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/managementplan/>

【資料 2-5-2】 建物の耐震化率

HP 学校基本情報（校地・校舎面積）

URL: [http://www.kiu.ac.jp/wp-content/uploads/2020/09/building\\_info2020.pdf](http://www.kiu.ac.jp/wp-content/uploads/2020/09/building_info2020.pdf)

【資料 2-5-3】 教室別機器・機材一覧

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 情報サービス施設

本学における ICT 教育環境の中核をなす施設として、メディアセンターを設置している。センター内には PC1～3 教室に 160 台、自由利用フロア「システムカフェ」に 40 台、計 200 台の教育用パソコンを配置している。ノート PC 等の持ち込みに対応するために、120 席全席に情報コンセントを装備した視聴覚室「マルチメディア教室」1 室を設置している【資料 2-5-4】。その他に 3 号館の PC4 教室に 36 台、1 号館及び 3 号館のアクティブ・ラーニング対応ゼミ教室（10 室）にノート PC 全 52 台を配置している。

学内のパソコンは、学内ネットワークに常時接続されており、全ての科目等において情報教育を行う環境が整っている。

自由利用フロア「システムカフェ」は講義時間に関わらず開放されており、講義の合間の調べ物や、グループでの発表資料作成などに活用されている。インターネットカフェ的な休憩設備と共同学習空間を融合したコミュニティスペースとして人気があり、学生の滞在時間拡大にも寄与している。

「DINOS 登録情報」は、Windows ドメインによる管理システムを採用し、全学生に ID・パスワードを発行し利用を徹底することで、利便性の高いサービスを提供しつつ、ユーザー認証等の使用経験を通じてセキュリティ意識を涵養している【資料 2-5-5】。

電子メールやファイル保存用のストレージには、クラウドサービス「Office 365 Education」を教育用・事務用共に採用し、学内外を問わず利用可能としている。「Teams」を利用したライブ配信型遠隔講義にも対応している。

令和元(2019)年度には、全ての教室と食堂、体育館などの施設に無線 LAN(Wi-Fi)環境を整備し、本学学生は、持参したノート PC やスマートフォンをキャンパス内のどこでもネットワークに接続することが可能となった【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】。

ネットワークの上流回線には SINET と民間回線の 2 系統によるマルチホーム環境を構築し、効果的な負荷分散によって通信品質の維持を図ると共に、万一の通信障害発生時には、相互にバックアップ回線として機能することで耐障害性を高めている。

令和 2(2020)年度には、セキュリティ水準向上の対策として新たに UTM (統合脅威管理装置) を導入し、近年増加する新たな脅威から包括的に情報資産を保護し、学生・教職員が安心して ICT を活用した教育研究活動を行える環境を整備している。

## 図書館

メディアセンターの 2 階から 5 階が図書館である。そのうち閲覧スペースは 1,980.9 m<sup>2</sup>、書庫スペースは 915.7 m<sup>2</sup>である。館内には、車椅子席を含む閲覧席を 333 席配置している【資料 2-5-8】。また、アクティブ・ラーニング型の授業、演習(ゼミ)などにも対応できる「グループ自習室」や情報検索用 PC を 5 台配置し、学生がインターネットを活用した情報収集や、プレゼンテーションの準備、レポートの作成等に取り組むことができる「ラーニングコモンズ」を設置している。学習スペース以外には教職員、大学院生が利用できる研究個室が 4 室ある。さらに、視聴覚資料を利用できるブースを設置し、ビデオ学習用教材や映画等を視聴することができる。その他、閲覧席の各フロアに蔵書検索用 PC を配置している。

令和 2(2020)年度の図書館運営や利用者数は、コロナ禍の影響で令和元(2019)年度を含む平常年度に比べ大幅な変動があった【資料 2-5-9】。春学期はオンライン授業や緊急事態宣言下という状況を鑑み、図書館の利用は予約制で行い、卒業研究履修者(学部生)、大学院生、教員の学習・研究環境を確保した。秋学期は新型コロナウイルス感染予防対策を講じた上で通常開館とした。

図書館の蔵書数は、令和 3(2021)年 3 月 31 日現在で和書が約 38 万 9,000 冊、洋書が約 89,000 冊である【資料 2-5-10】。資料収集と除籍に関する諸規程を制定し、資料保存及び書架の確保に努めている。図書館の蔵書は、学術書の割合が高い傾向にあるが、近年では学生の読書意欲向上や教養教育の充実を図るために、学生からの希望図書や一般教養図書も積極的に収集している。さらに、令和元(2019)年度から、テーマを定めて図書の展示(紹

介)も行っている。また、学部生向けの図書に関しては、カリキュラムやシラバスに沿った資料収集に重点を置き、図書の選書は各学部の図書委員が携わっている。

情報化に関しては、平成 8(1996)年に図書館業務用システムを導入以来、国立情報学研究所 (NII) の目録所在情報サービス (NACSIS-CAT/ILL) に参加している。令和 2(2020)年 7 月から 9 月にかけて図書館業務用システムのリプレースを行った。サーバ管理の効率化を目指し、クラウドサーバを導入した。利用者向けのサービス向上としては、蔵書検索時に、図書のあらすじや目次等が確認できるサービスを導入した。また、利用者のレファレンスや資料収集に供するために、電子ジャーナルや新聞記事検索、判例検索等、データベースを契約している。

学生の図書館利用を促進するための取り組みは、情報リテラシー教育の一環として、「図書館ガイダンス」や「文献検索演習」を演習単位で実施している【資料 2-5-11】。特に新生が受講する「入門セミナー」では、授業と連携して全クラスで実施している。その中で、蔵書検索は「本探しゲーム」と称し、学生自身のスマートフォンを使って検索を体験してもらっている。「文献検索演習」は、蔵書検索の解説だけでなく、CiNii を使った論文検索や情報メディアの解説も行っている。ただし、コロナ禍の環境のもとでは、従来の取り組みができなかったため、図書館ガイダンスに使用する教材を提供した。具体的には、図書館ガイダンス教材(入門セミナー向け)を office365 上で教員に配信し、学生にアクセスを促した。また、より高度な文献検索の解説については、それを希望する教員に「文献検索演習」の教材を提供した。

#### 【エビデンス集 (資料編)】

- 【資料 2-5-4】メディアセンター1F 平面図
- 【資料 2-5-5】「DINOS 登録情報」について
- 【資料 2-5-6】LAN 構成図
- 【資料 2-5-7】無線 LAN 設定手順
- 【資料 2-5-8】閲覧スペースと閲覧席
- 【資料 2-5-9】図書館利用者数
- 【資料 2-5-10】令和 2 年度棚卸表
- 【資料 2-5-11】図書館ガイダンス

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

大学が位置する平野キャンパスの各建物には、自動ドア、エレベーター、多目的トイレを設置し、各教室については、車椅子でも利用できる机を整備している。学内各所にスロープ、手摺り、身体障害者専用駐車場を整備して、バリアフリー対策を講じており、利便性の向上に配慮している【資料 2-5-12】。

#### 【エビデンス集 (資料編)】

- 【資料 2-5-12】写真 (バリアフリー対応箇所)

## 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

少人数教育を基本とし、学生一人ひとりを大きく育てる教育を行っている。そのために、授業科目によって1クラスの受講生数の上限を設けている【資料 2-5-13】。

「演習科目」では、1クラス15人から20人程度という基準を設けている。

「語学科目」では、1クラス40人程度という基準を設けている。

「講義科目」では、1クラス150人程度という基準を設けている。

なお、履修希望者が多い授業については、当該科目の複数開講の検討や、配当年次、卒業要件及び免許・資格に必要であることなどを優先順位として履修登録を行い、受講生数が適正な人数になるようにしている【資料 2-5-14】。

ただし、令和2(2020)年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、秋学期の対面授業においては、各教室の定員を定期試験収容人員の半数として教室を割り当てた【資料 2-5-15】。

### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-5-13】 令和3年度開講科目の原則について

【資料 2-5-14】 令和3年度春学期科目別受講生数

【資料 2-5-15】 令和2年度秋学期授業方針について

### (3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

情報サービス施設の計画としては、学内各棟に広く設置している末端の有線 LAN 通信装置（エッジスイッチ）について、令和3年度中にギガビット（1Gbps）対応製品に更新し通信速度の向上を図る。

また、学生のパソコン必携化に備え、既に整備済みの無線 LAN（Wi-Fi）の通信環境について、利用者アンケートなどにより電波の入りにくいエリアや混雑状況を調査し、無線 LAN アクセスポイントの増設、電波出力の調整など受信状態改善・接続性向上に取り組む。

なお、安全対策として、3号館・4号館（研究棟）の外付け階段の転落防止ネット設置を計画している。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

毎年、各学期末に授業科目の改善・改革を進めるために学生による「授業アンケート」を KIU ポータルで実施している【資料 2-6-1】。

このアンケートは、13 項目の共通質問事項と学生による自由記述欄で構成されており、共通質問項目は集計・分析され、FD (Faculty Development) 委員会を経て、各教授会にて公表される。FD 委員会では、アンケート項目について検討しており、令和 2(2020)年度においては、遠隔授業に特化したアンケート項目を設け、実施した。さらに、アンケート結果を踏まえて、次学期の授業運営に反映させるため、結果の良い教員に対しては担当する科目の分野別に優秀教育教員として表彰している【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】。逆に、次学期アンケート結果に改善が見られない場合は、必要に応じて、役職者による面接等を行うことにしている。

アンケート結果は教授会において全教員に回覧される。それに加え、教員には個別に各担当科目のアンケートの数値結果と自由記述欄の内容が通知される。各教員は前学期のアンケート結果を踏まえて、今後の授業運営・改善に活かすべく自己所見及び来期の改善を記載した「教員コメント」を作成し、学長に提出することになっている【資料 2-6-5】。

結果の公開については、ホームページ及び KIU ポータルに授業アンケート結果の講評を掲載している【資料 2-6-6】。

このように、全学で教育目標の達成に取り組み、点検・評価し、授業改善に向けたフィードバックを行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-6-1】 令和 2 年度春学期・秋学期授業アンケート実施のお願い

【資料 2-6-2】 授業評価の実施及び顕彰に関する内規（【資料 F-9】と同じ）

【資料 2-6-3】 令和 2 年度第 2 回 FD 委員会議事録

【資料 2-6-4】 令和 3 年度第 1 回 FD 委員会議事録

【資料 2-6-5】 教員コメント

【資料 2-6-6】 令和 2 年度春学期・秋学期授業アンケート結果について

HP 授業アンケート

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/evaluation/>

**2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

保健室では、入学時に「健康調査表」の提出を求めており、学生の健康状態を把握し、在学中の健康管理の資料として使用している【資料 2-6-7】。やわらかカフェでは、健康診断時にメンタル面でのアンケートを実施し、配慮の必要な学生には面談を行っている【資料 2-6-8】。また毎月、カウンセラー、保健師、学生部長、学生支援室職員及び学務事務室職員による定例会を開催し、学生の情報の交換と対応の確認を行っている【資料 2-6-9】。

学生への「学生意識及び学生生活満足度調査アンケート」は、KIU ポータルを利用して実施している【資料 2-6-10】。このアンケートでは、例えば経済面では「学費はどのよう

に払っていますか」「奨学金を受けていますか」など、また生活面では「学生生活上の悩みや問題は、誰に相談していますか」などを問い、学生生活における学生の満足度や生活実態について調査を行うことによって、学生がより充実した大学生活を送るための改善などに役立てている【資料 2-6-11】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-6-7】健康調査表・予防接種アンケート

【資料 2-6-8】健康チェックリスト

【資料 2-6-9】月例会報告書（【資料 2-4-26】と同じ）

【資料 2-6-10】令和 2 年度学生意識及び学生生活満足度調査アンケート実施のお願い

【資料 2-6-11】令和 2 年度学生意識及び学生生活満足度調査アンケート結果

**2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

施設・設備については、「学生意識及び学生生活満足度調査アンケート」において、大学の施設設備や大学の立地などを問い、さらに自由記述により学生の意見を求めている【資料 2-6-12】。また、学生の「四協団体」と学長、学生部長及び教務部長とによって行われる学長懇談会に寄せられた学生の要望を取り上げ、関係部局とその要望内容を検討し、学修環境の改善に取り組んでいる【資料 2-6-13】【資料 2-6-14】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-6-12】令和 2 年度学生意識及び学生生活満足度調査アンケート（記述式）

【資料 2-6-13】令和 2 年度第 1 回拡大自治会連絡協議会議事録（【資料 2-4-15】と同じ）

【資料 2-6-14】令和 2 年度第 2 回学長懇談会記録（【資料 2-4-17】と同じ）

**(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）**

本学はこれまで学長懇談会をはじめ、各種のアンケートを実施し、学生の要望を把握してきた。今後、時代の変化や経済環境によって大学に対する学生のニーズが多様化している中で、それらをよりの確に組み上げることができるよう、FD 委員会や学生サービス委員会で検討し、「授業アンケート」、「学生意識及び学生生活満足度調査アンケート」の設問項目をアップデートしていく。これにより、学生の要望を大学の運営に反映させ、学生満足度を高めていく。

**【基準 2 の自己評価】**

学生の受入れは、大学全体と各学部・学科、研究科のアドミッション・ポリシーに明確に定められ、ホームページ、『入学試験要項』等を通じて社会に広く周知されている。入学選抜は、このポリシーに基づいて多様な入試区分を通じて適切に実施されている。

入学者数は、平成 29(2017)年度の現代ビジネス学部設置以降、大学の入学定員を満たし

ている。今後も入学定員を満たすために、これまでの入試広報活動の取り組みを継続していく。

また、教職協働に基づいて様々な学修支援体制が整備されている。例えば、新入生に対する履修指導ガイダンスやフレッシュャーズ・ミーティング（新入生対象のオリエンテーション）や、学務事務室職員と教務委員による在学生に対する個別履修指導の実施が挙げられる。欠席が多い学生への対応を演習担当者会議において協議することや、成績相談会において保護者を交えた話し合いを行うことは、退学者対策における教職協働の取り組みの一環である。さらに、日常的な学生への学修支援として、SA の活用や学生を対象とした各種アンケート結果の教育へのフィードバックが行われており、適切な学修支援の環境を整備する努力が払われている。

平成 29(2017)年度に導入し、平成 30(2018)年度より稼働させている「アセスメンター」は、学生が卒業するまでに具体的にどのような力を身につけたかという、学修成果を可視化することが主要な目的の一つである。

学修支援及び授業支援に関しては、引き続き、教務委員会や学生サービス委員会等で全学的な調整を図りながら、教員と職員が一体となった支援を推進する。

キャリア教育については、カリキュラムの内外において、1 年次から 4 年次に至るまできめ細かな指導がなされている。

施設では、大学設置基準に基づき校地・校舎を整備し、その施設・設備は質及び量の両面において、教育課程の運営に十分なものであるだけでなく、耐震基準も満たしており、その他の安全管理及びバリアフリーの面を含めて、適切に整備されている。

以上のことから本学は、学生受入れ、支援、学修環境の整備について組織的仕組みができており、「基準 2. 学生」の趣旨を満たしていると評価できる。



### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、「学校教育法施行規則」の改正において策定・公表が義務付けられたことに伴い、ディプロマ・ポリシーを策定した。

本学の建学の精神は「塾的精神」である。これに基づき、「九州国際大学学則」第 1 条及び「九州国際大学大学院学則」第 2 条において定めている「北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」を学部と大学院に共通の教育目的としている。

この教育目的を実現するために、大学全体のディプロマ・ポリシーに基づいて学部・学科のディプロマ・ポリシーを策定しており、大学院研究科においても同様に、ディプロマ・ポリシーを策定している。

さらに、これらを、ホームページや『学生便覧』等に掲載し周知している【資料 3-1-1】。また、それぞれのディプロマ・ポリシーを視覚的に理解するための指針として、各学科の人材育成構想を策定している【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-1】『九州国際大学学生便覧 2021』ディプロマ・ポリシー（1 頁～9 頁）

（【資料 F-5】と同じ）

HP 3 つのポリシー

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/>

【資料 3-1-2】『九州国際大学大学生活について 2021』

法律学科の人材育成構想（67 頁）（【資料 F-12】と同じ）

【資料 3-1-3】『九州国際大学大学生活について 2021』

地域経済学科の人材育成構想（88 頁）（【資料 F-12】と同じ）

【資料 3-1-4】『九州国際大学大学生活について 2021』

国際社会学科の人材育成構想（104 頁）（【資料 F-12】と同じ）

### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、大学は、「九州国際大学学則」【資料 3-1-5】及び「九州国際大学修学規程」【資料 3-1-6】に、大学院は「九州国際大学大学院学則」【資料 3-1-7】及び「九州国際大学大学院法学研究科規則」【資料 3-1-8】に、単位認定、進級、卒業認定、修了認定等の基準を定めている。

これらの単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等については、『学生便覧』に明示するとともに、KIU ポータル等を活用して学生及び教職員へ周知しており、毎年4月の新入生向け修学ガイダンスでも周知徹底している。なお、評価方法については科目ごとにシラバスで公表している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-5】九州国際大学学則（第 34 条、第 36 条～第 38 条）（【資料 F-3】と同じ）  
HP 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく情報公開  
（第 1 項第 6 号関係）

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/information/>

【資料 3-1-6】九州国際大学修学規程（第 4 条、第 8 条の 2、第 11 条、第 12 条）  
（【資料 F-9】と同じ）

【資料 3-1-7】九州国際大学大学院学則（第 12 条～15 条、第 17 条、第 18 条）  
（【資料 F-3】と同じ）

HP 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく情報公開  
（第 1 項第 6 号関係）

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/information/>

【資料 3-1-8】九州国際大学大学院法学研究科規則（第 6 条、第 7 条）  
（【資料 F-9】と同じ）

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### 【学部（学士課程）】

#### 1. 単位認定基準

単位認定基準及び成績評価基準については、「九州国際大学修学規程」第 12 条及び第 12 条の 2 に基づき、[図表 3-1-1]のとおり定めている。

【図表 3-1-1】 単位認定基準及び成績評価基準

評価	評点	G P	評価基準
AA	90 点以上	4	到達目標をほぼ完全に達成している。
A	80 点以上 90 点未満	3	到達目標を十分に達成している。
B	70 点以上 80 点未満	2	到達目標を相応に達成している。
C	60 点以上 70 点未満	1	到達目標を最低限達成している。
F	60 点未満	0	到達目標を達成していない。
失格	受験失格	0	出席不足
欠席	試験欠席	0	試験を欠席
認定		対象外	他大学等で修得し、本学の単位として認定

単位認定については、シラバスに記載された「到達目標」、「評価方法」、「評価基準」をもとに各担当者が客観的な成績評価を行っている【資料 3-1-9】。また、修学指導や成績評価の妥当性などのために、GPA(Grade Point Average)制度を導入している【資料 3-1-10】。さらに、成績評価の公平性を保つ工夫として、成績評価について疑義がある場合には、学生は当該教員に対して成績評価の確認を依頼することができる制度を導入している【資料 3-1-11】。

## 2. 進級基準

進級基準は、全学部・学科において、2 年次から 3 年次、3 年次から 4 年次に進級する際に設けており、「九州国際大学修学規程」第 8 条の 2 で定め、『学生便覧』を通じて学生に周知している【資料 3-1-12】。また、進級については、教務委員会で原案を作成し、教授会において意見を聴取した上で、学長が進級を決定している【資料 3-1-13】。

## 3. 卒業認定基準

卒業認定は、4 年以上（編入学及び転入学の場合は在学すべき年数以上）在学し、かつ、所定の授業科目を履修し 124 単位以上修得した学生について、教務委員会で原案を作成し、教授会において意見を聴取した上で、学長が卒業を決定している【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】【資料 3-1-16】。

## 4. 本学以外の教育施設等における学修の単位認定

入学後に他の大学又は短期大学、大学以外の教育施設及び入学前に大学又は短期大学で修得した単位は、教育上有益と認められる場合、「九州国際大学授業科目及び単位の認定に関する規程」に基づき、合わせて 60 単位を超えない範囲で卒業要件単位として認めている【資料 3-1-17】。

また、編入学・転入学した学生については、修得した科目等を本学における履修により修得したものとみなして 62 単位を超えない範囲で卒業要件単位として認めている。

以上の単位の認定は、教務委員会で原案を作成し、教授会において意見を聴取した上で、学長が決定している。

## 【大学院（修士課程）】

### 1. 修了認定及び単位認定基準

大学院の修了認定基準については、「九州国際大学大学院学則」第18条で定めている。

また、授業科目の単位認定基準については、「九州国際大学法学研究科規則」（以下「研究科規則」という。）第7条に定める成績評価基準に基づいており、優、良、可、不可の4段階で評価し、可（60～69点）以上を合格として単位を認定している。

### 2. 学位論文の作成と提出

修士課程の学位論文の提出については、「九州国際大学学位規則」（以下「学位規則」という。）第4条第1項に定めており、修士論文を提出しようとする大学院生は、「学位規則」第4条第2項に基づき、課程修了予定の1年前までに、「九州国際大学大学院学則」第12条に定める授業科目について、20単位以上を修得する必要がある。

また、修士論文を提出しようとする大学院生は、「研究科規則」第5条第1項に基づき、演習の担当教員を指導教員とし、履修科目及び修士論文について研究指導を受けなければならない。なお、修士論文は、「修士論文作成要領」に基づき、作成し提出しなければならない【資料3-1-18】。

### 3. 学位論文の審査と最終試験

提出された修士論文は、「学位規則」第6条第1項に基づき、法学研究科教授会で選出された3人の教員（慣例として指導教員を主査とし、別に副査を2人選出）で構成された審査委員会が審査する。

また、修士課程の最終試験は、「学位規則」第5条第1項第2項に基づき、所定の単位を修得し、かつ修士論文を提出した大学院生に対し、提出された修士論文を中心として、これに関する研究領域についての口述試験により行う。なお、その審査は、「法学研究科学位論文等審査基準及び最終試験実施要領」に基づき行っている【資料3-1-19】。

さらに、修士論文審査結果については、「学位規則」第8条、第9条第1項に基づき、法学研究科教授会に報告され、法学研究科教授会はその報告を踏まえて修了判定を行い、学長の裁定のもと学位を授与する【資料3-1-20】【資料3-1-21】。

### 4. その他学修の単位認定

「九州国際大学大学院学則」第15条の2に基づき、他の大学院で修得した単位は、15単位を超えない範囲で修了要件単位として認め、さらに、入学前に大学院又は他の大学院において修得した単位は、15単位を超えない範囲で修了要件単位として認めている。ただし、合わせて20単位を超えないものとしている【資料3-1-22】。

## 【エビデンス集（資料編）】

【資料3-1-9】令和3年度シラバス作成について

【資料3-1-10】成績付与の状況

HP 学校基本情報（成績付与の状況 2017～2020）

URL: [http://www.kiu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/06/seiseki\\_bunpu2017-2020.pdf](http://www.kiu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/06/seiseki_bunpu2017-2020.pdf)

- 【資料 3-1-11】成績評価の確認について（お願い）
- 【資料 3-1-12】九州国際大学修学規程（別表 3 進級基準）（【資料 F-9】と同じ）
- 【資料 3-1-13】進級判定決裁
- 【資料 3-1-14】九州国際大学修学規程（別表 1）（【資料 F-9】と同じ）  
HP 法学部卒業に必要な単位  
URL: <http://www.kiu.ac.jp/faculty/law/curriculum/credits/>
- 【資料 3-1-15】九州国際大学修学規程（別表 2）（【資料 F-9】と同じ）  
HP 現代ビジネス学部卒業に必要な単位  
URL: <http://www.kiu.ac.jp/faculty/business/curriculum/credits/>
- 【資料 3-1-16】卒業判定決裁
- 【資料 3-1-17】九州国際大学授業科目及び単位の認定に関する規程（【資料 F-9】と同じ）
- 【資料 3-1-18】法学研究科修士論文提出に関する注意事項
- 【資料 3-1-19】『九州国際大学学生便覧 2021』  
法学研究科学位論文等審査基準及び最終試験実施要領（99 頁）  
（【資料 F-5】と同じ）
- 【資料 3-1-20】九州国際大学大学院学則（別表）（【資料 F-3】と同じ）
- 【資料 3-1-21】修了判定決裁
- 【資料 3-1-22】九州国際大学大学院学則（第 15 条の 2）（【資料 F-3】と同じ）

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

#### 【学部（学士課程）】

単位認定、卒業要件等の基準については、「学則」及び「修学規程」に基づいて、厳正に運用されている。卒業判定は教授会で意見を聴取し、学長が卒業を決定している。

今後、学生がより良好な成績を修めることができるようになるためには、十分な学習時間の確保が必要であり、シラバスの「準備学習等」で明示した事前・事後の自己学習の方法等を授業の中で具体的に指導していく。

#### 【大学院（修士課程）】

単位認定、学位論文の審査は適正に行われ、学則に基づいて、修了が認定されていることから、今後も引き続き基準の厳正な適用を維持することで、ディプロマ・ポリシーの実現を図る。

### 3-2. 教育課程及び教授方法

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 3-2-④ 教養教育の実施

#### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

##### (1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーに基づいて、大学全体のカリキュラム・ポリシーを策定している。各学部・学科のカリキュラム・ポリシーには、「教育内容」、「教育方法」、「教育評価」を定めている。また、大学院研究科も同様に、ディプロマ・ポリシーを踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定している。それぞれのカリキュラム・ポリシーは、ホームページや『学生便覧』等に掲載し周知している【資料 3-2-1】。

##### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-1】『九州国際大学学生便覧 2021』カリキュラム・ポリシー（1 頁～9 頁）  
（【資料 F-5】と同じ）

HP 3 つのポリシー

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/>

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

##### 【学部（学士課程）】

各学部・学科は、そのディプロマ・ポリシーに掲げる「知識・理解」、「思考・判断」、「関心・意欲・態度」、「技能・表現」の修得という目標の達成のために、共通教育科目、専門教育科目を体系的に編成するようにカリキュラム・ポリシーを定めている。そのカリキュラム・ポリシーに基づいて講義、演習、実習を適切に組み合わせた科目を配置している。

また、各学部・学科のディプロマ・ポリシーに即して、カリキュラム・マップを作成し、カリキュラムの体系を示している【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】。従って、本学のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されている。

##### 【大学院（修士課程）】

大学院では、ディプロマ・ポリシーに対応する形で、高度専門職業人の養成という目的達成のため多様な科目を用意するとともに（教育内容）、社会人のために夜間帯の時間割を設定し（教育方法）、大学院生各人に合わせた論文指導（修士論文）、及び学修環境改善のための大学院生アンケートを実施する等のカリキュラム・ポリシーを策定している。従っ

て、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-2】カリキュラム・マップ

HP 学校基本情報（カリキュラム・マップ）

URL: <http://www.kiu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/06/calmap2021e.pdf>

【資料 3-2-3】『九州国際大学大学生活について 2021』

法学部履修モデル（68 頁～71 頁）（【資料 F-12】と同じ）

【資料 3-2-4】『九州国際大学大学生活について 2021』

現代ビジネス学部地域経済学科履修モデル（89 頁～98 頁）

（【資料 F-12】と同じ）

【資料 3-2-5】『九州国際大学大学生活について 2021』

現代ビジネス学部国際社会学科履修モデル（105 頁～110 頁）

（【資料 F-12】と同じ）

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 【学部（学士課程）】

カリキュラム・ポリシーに沿って、共通教育科目及び専門教育科目を体系的に編成し、また「カリキュラム・マップ」及び「履修モデル」を作成することによって、その科目間の連携及び体系性を確保している【資料 3-2-6】。

科目間の連携の調整は、シラバス作成時に行っており、担当者間で話し合われている。シラバスについては、全教員にシラバス作成要領を示し、作成後は、教務委員及び教務部長が確認し、適切に整備している【資料 3-2-7】。シラバスは、KIU ポータルで自由に閲覧できるようになっている。

履修登録単位数については、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するために、「九州国際大学修学規程」第 8 条において履修できる単位数は、1 年間 48 単位までであり、各学期の上限は 24 単位としている【資料 3-2-8】。

本学の教養教育は、全学部で共通教育科目として実施されている。

共通教育科目では、大学での学修の基礎となる知識やスキル、そして豊かな人間性と高い教養を身につけるために、基幹教育科目群と教養教育科目群を設定している。

学部・学科別の教育課程の編成は、次のとおりである。

#### 法学部

法学部法律学科は、専門教育科目を専門科目群、特別講座科目群、リスクマネジメント科目群、企業実務科目群、資格講座科目群、関連科目群、演習群から編成し、専門教育を行っている。

専門科目群では、「憲法 1・2」、「民法総則 1・2」、「政治学 1・2」等、法学を段階的・体系的に学べる科目を配置し、法的論理力・思考力を涵養できるようにしている。

さらに、学生の発表力や自己管理能力を高めるため、「キャリア・チュートリアル 1～4」も配置している。

特別講座科目群には、専門科目群の内容を補うため、法律及び法律以外の分野についても学べる科目を配置している。

また、学生の希望に合わせてリスクマネジメントコース及びキャリアコースを設定している。リスクマネジメント科目群では、「リスクマネジメントコース」所属の学生が、リスクマネジメントの知識を入門から実践まで体系的に学ぶことができる。企業実務科目群では、「キャリアコース」所属の学生が、企業の組織運営と企業法務の知識を実践的に学ぶことができる。

資格講座科目群には、学生が関心や将来の進路に応じて資格取得を目指すことができる科目を配置している。

関連科目群には、教員免許取得に必要な科目や国際感覚を養うことができる科目等を配置している。

演習群では、専門的な知識を身につけ、実践的なグループ活動を通して協働力や課題解決力等を育むことができるようにしている。

## 現代ビジネス学部

### 地域経済学科

現代ビジネス学部地域経済学科は、専門教育科目を基礎科目群、基幹科目群、コース科目群、関連科目群、演習群から編成し、専門教育を行っている。

基礎科目群では、「経済学入門」及び「マネジメント入門」を必修科目とし、基礎的な経済学的知識及び経営学的知識を身につけさせようとして意図している。

基幹科目群では、地域経済論入門を必修科目とし、地域社会の諸課題に対する視点を涵養しようとして意図している。

コース科目群は、経済コース、経営コース、地域づくりコース、観光ビジネスコース、スポーツマネジメントコースの5コースそれぞれで設定されており、コースごとに、そのコースの特徴を生かした科目を配置し、学生の関心を充足させようとしている。学生は1年次の秋学期にコース選択のセレクションを受け、2年次からコース別の専門演習を受講する。

演習群の総仕上げとして「卒業研究」を必修科目としている。

関連科目群では、法律、国際政治、海外実習などの科目を配置し、グローバルな視点も身につけさせようとしている。

### 国際社会学科

現代ビジネス学部国際社会学科は、専門教育科目を基礎科目群、基幹科目群、コース科目群、関連科目群、演習群から編成し、専門教育を行っている。

基礎科目群では、「グローバル・スタディーズ入門」を必修科目とし、グローバル社会に関する基礎的な知識を身につけさせようとして意図している。

基幹科目群では、「Topic Based English1」、「国際社会入門1・2」を必修科目とし、また海外実習を必修とすることで国際的な対話能力や国際社会の諸課題に対する関心を育成しようとしている。

コース科目群は、英語コース、ハングルコース、国際コースの3コースそれぞれで設定されており、各コースの特徴を生かした科目を設定することによって、英語力や多文化共



生など異文化理解への学生の関心を高めようとしている。学生は1年次の秋学期にコース選択のセレクションを受け、2年次からコース別の専門演習を受講する。

演習群の総仕上げとして「卒業研究」を必修科目としている。

関連科目群では、ファシリテーション実践、対人コミュニケーション論などの科目を配置し、コミュニケーション力を身につけさせようとしている。

### 【大学院（修士課程）】

「高度専門職業人の養成という目的のために多様な科目を用意する」というカリキュラム・ポリシーの教育内容に沿った形で、専攻科目に関わらず、高度専門職業人の養成に必要と考えられる公法関係科目（「憲法特殊研究」、「行政法特殊研究」等）及び私法関係科目（「民法特殊研究」、「商法特殊研究」等）の総合的な法律科目を講義科目として配置している。

またシラバスについては、年度はじめ前に、シラバス作成上の注意点を各科目の担当教員に示し、それに基づいた作成を指示すると同時に、作成されたシラバスは、研究科長が内容を点検し、適切に整備している。

### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-6】『九州国際大学大学生活について 2021』

履修ガイド（60～113頁）（【資料 F-12】と同じ）

【資料 3-2-7】令和3年度シラバス作成について（【資料 3-1-9】と同じ）

【資料 3-2-8】九州国際大学修学規程（第8条）（【資料 F-9】と同じ）

## 3-2-④ 教養教育の実施

教養教育として行われている全学の共通教育科目のうち、基幹教育科目群の基礎科目では「入門セミナー1・2」（必修）と「アカデミックスキル（思考）・（表現）」において、初年次教育として学修に必要な考え方、方法、スキルを学べるようにしている。入門セミナーは1クラス20人程度の演習であり、各クラスにSAを1人配置して1年次生の生活及び修学上の相談事案に対応させている。

また、社会人としてのキャリア形成の考え方を身につけることができるよう「キャリアデザイン」を必修科目としている。さらに、情報化社会に生きるスキルを育成するために「情報処理演習」を1年次生に全員受講させている。

基礎教育科目群の外国語科目では、グローバル化に対応した英語のコミュニケーション能力を身につけることができるよう、英語ネイティブ教員の英会話を中心とした「英語1A」及び「英語2A」、読み書きを中心とした「英語1B」及び「英語2B」を必修として配置している。このような科目配置により総合的な英語力を育成している。

その他、選択科目として「英語リスニング・スピーキング1・2」、「英語リーディング・ライティング1・2」を配置し、英語学習に意欲ある学生にも対応可能としている。さらに、ドイツ語、韓国語、中国語、インドネシア語を学習できるように科目を配置して多様化を図っている。

教養教育科目群では、「哲学」、「法学」、「経済学」、「環境科学」、「データサイエンス」な

ど人文科学、社会科学、自然科学の科目を配置しており、幅広い教養を身につけることが可能である。

キャリア教育については、1年次の「キャリアデザイン」から2年次以降の「キャリアプラン」、「キャリアプラン実践」、「インターンシップ」の科目を配置しており、キャリア形成に必要な能力を養成している。

科目間の連携や担当者については、教務委員会及び基礎教育センター委員会において、調整を行っている【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】【資料 3-2-11】。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-9】 令和2年度第12回教務委員会議事録

【資料 3-2-10】 開講科目（共通教育科目）一覧

【資料 3-2-11】 令和2年度第2回基礎教育センター委員会議事録

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 【学部（学士課程）】

FD委員会は、全学的に実施するFD研修会を企画し、教授方法の工夫・開発について、紹介、検討を行っている。

また、ゼミ担当教員間での教授方法の工夫について、各学部の「入門セミナー」・「専門演習」担当者会議などの場において、情報交換がなされ、授業改善に向けたフィードバックを行っている。

具体的には、法学部では「法律学基礎セミナー」の共通教材について議論及び作成が行われ、毎年度改訂している【資料 3-2-12】。

「キャリア・チュートリアル1～4」においては、1～4を連続性のあるものにするため、学年の垣根を越えた教授方法の工夫と開発が実施されている【資料 3-2-13】。

現代ビジネス学部では、「入門セミナー1・2」において、共通テキストを採用し、担当教員個々の工夫を取り入れつつ授業を行っている。「アカデミックスキル」においても、テキストを作成して担当教員の工夫を加味しつつ授業を行っている【資料 3-2-14】。

学科別に入門セミナー担当幹事を定め、幹事により各授業回別の授業内容が示されている。また、定期的にゼミ担当者会議を開催し、プレゼンテーションの方法や授業内容の工夫などについて議論している【資料 3-2-15】【資料 3-2-16】。

「卒業研究」においては、卒業論文だけでなく、これまでの活動報告や卒業制作も、卒業研究の成果物として提出が認められている【資料 3-2-17】。「卒業研究」として卒業論文を提出する場合は、中間発表会が開かれている【資料 3-2-18】。活動報告や卒業制作の場合は、令和2(2020)年度は地域づくりコースと観光ビジネスコースにおいて、外部有識者を招いた報告会が開催され、学生たちによる本学での学びの集大成について、地域の評価を受けることができている【資料 3-2-19】。

全学的にアクティブ・ラーニングを導入し教育方法の向上を図っている。それとともに、学生間のチームワークや自主性を育成し、知識の深い理解と定着に向けて授業の工夫も行っている。

令和元(2019)年度のシラバスでは、アクティブ・ラーニングの実施状況は[図表 3-2-1]のとおりである。

**【図表 3-2-1】 令和元(2019)年度アクティブ・ラーニングの実施状況**

項目	科目数 (件)	割合 (%)
PBL	174	21.8
反転授業	248	31.1
グループディスカッション	299	37.5
グループワーク	335	42.0
プレゼンテーション	310	38.8
実習・フィールドワーク	159	19.9
振り返り	518	64.9
ピアティーチング	235	29.4

※なお、全開講科目数 798 件のうち、複数の授業方法に該当する科目もあり、割合の合計は 100%を超えている。

#### 【大学院（修士課程）】

法学研究科は、社会人の大学院生が多いので、社会人という特性に合わせた教授方法の工夫（例えば、グループディスカッションや、ソクラテスメソッド的な教授方法）を実施し、また、勤務後に受講するという実態に配慮するために、授業時間割については、「大学院法学研究科規則」第 2 条に基づく、夜間の時間帯にシフトした科目配置となっている【資料 3-2-20】。

また、法学研究科教授会メンバーによる相互研修の時間を設け、各担当者の講義状況と意見・疑問点を共有することで、教授方法の改善・開発に向けた努力を行っており、各担当者はその結果を踏まえた形で授業を実施している【資料 3-2-21】。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-12】 法学部 2 年ゼミ会議議事録

【資料 3-2-13】 法学部キャリア・チュートリアル接続表

【資料 3-2-14】 『マナビのトビラ』

【資料 3-2-15】 現代ビジネス学部専門演習担当者会議

【資料 3-2-16】 2020 年度地域経済学科プレゼン大会要項

【資料 3-2-17】 現代ビジネス学部「卒業研究」作成要領

【資料 3-2-18】 「卒業研究」担当者会議（中間報告）

【資料 3-2-19】 「卒業研究」報告会

【資料 3-2-20】 九州国際大学大学院法学研究科規則（第 2 条）（【資料 F-9】と同じ）

【資料 3-2-21】 令和 3 年度第 1 回法学研究科 FD 研修議事録

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

#### 【学部（学士課程）】

共通教育科目については、基礎教育センター委員会において、共通教育科目に配置されている科目間の連携を視野に入れたより効果的な教授方法について改善する。

教授方法の改善については、対面授業向けの FD 研修会だけでなく、遠隔授業に特化した FD 研修会を開催する。

また、情報リテラシーに関して学生が深く学んでいけるように ICT を活用した教育を推進する。

学士力の構成要素ごとに、学生が達成度を学期に一度、自己評価している。この達成度を学科教員で年に 1 度確認を行っている。今後は、情報の確認と共有をより充実させていく。

教授方法の改善、ICT を活用した教育を推進するため、KIU ポータルの機能を教員だけでなく学生にも周知・徹底していく。また、KIU ポータルの使いやすい様々な機能を提案していく。

#### 【大学院（修士課程）】

入学者の大半を占める税理士資格取得目的の大学院生に対しても総合的な法学教育を行うため、今後とも科目担当者間で講義の状況を共有し、大学院生アンケートの評価・要望を勘案し、教授方法を改善していく。教育課程編成については、税法だけでなく多様な科目専攻の大学院生を集める方法を模索しながら、専攻科目に対する様々な要望に応じていく。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、カリキュラムが三つのポリシーに基づき適切に機能しているかを、多面的、総合的に、点検・評価し、必要な教育改善に繋げること、また、本学で定める三つのポリシーが適切であるかについても、定期的に点検を行うことを目的にアセスメント・ポリシーを策定した【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】。その目的を達成するために、令和元(2019)年 5 月に「九州国際大学アセスメント実務者会議（以下「アセスメント実務者会議」という。）」を設置した【資料 3-3-3】。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果が明示される仕組みとして、厳格かつ公正な成績評価だけでなく、多面的な学習到達度を評価するために、以下の13項目からなる「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」を策定している【資料3-3-4】。

収集するデータとその概要は、以下のとおりである。

- ① **選抜機能評価**：各種入学試験と入学後のGPA、単位修得状況などから入学後の成績追跡調査。
- ② **プレースメントテスト**：新入生の英語、数学、国語、社会に関する知識の試験。
- ③ **シラバスの第三者チェック**：ねらい、達成目標及び評価方法などの整合性を確認。
- ④ **学生満足度調査**：期待した学びができていないか、図書館の利用などカリキュラムの想定している学修生活となっているか、施設面の課題がないかなどを調査。
- ⑤ **授業アンケート**：授業運営が適切に行われているかなどの調査。
- ⑥-1 **学士力**：「アセスメンター」への入力、授業アンケートに依拠して、ディプロマ・ポリシーに示された学士力の到達度を調査。
- ⑥-2 **専門性**：「アセスメンター」への入力内容に依拠した各科目の到達目標の評価。
- ⑦ **成績評価**：各科目ごとにGPAの分布を評価。学部別のGPA分布の比較。
- ⑧ **PROGテスト**：学士力の評価と就職活動に合わせて学生が自己分析を行うためのテスト。
- ⑨ **進路先調査**：卒業生の進路先企業を対象としたヒアリング。
- ⑩ **卒業後調査**：卒業後3年を経過する卒業生を対象としたディプロマ・ポリシーに対する評価。
- ⑪ **三つのポリシーの整合性点検**：①から⑩のデータ（卒業率、就職率、進学率、留年率、中退率など）分析を通じて三つのポリシーの整合性を評価。
- ⑫ **卒業生調査**：卒業生を対象とした学修成果に対する満足度の調査。
- ⑬ **地元産業界インタビュー調査**：三つのポリシーに基づき設計されたカリキュラム、学修成果、ディプロマ・ポリシーで示した資質能力、三つのポリシーの整合性などに関する地元企業を対象としたヒアリング。

アセスメント実務者会議において、収集したエビデンスを点検している。さらに、収集したエビデンスを経年比較し、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行っている【資料3-3-5】。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料3-3-1】アセスメント・ポリシー（【資料1-2-17】と同じ）

HP アセスメント・ポリシー

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/>

【資料3-3-2】平成31年度第1回教育研究協議会議事録

【資料3-3-3】九州国際大学教学マネジメントに関する実務者会議運用内規

（【資料F-9】【資料1-2-18】と同じ）

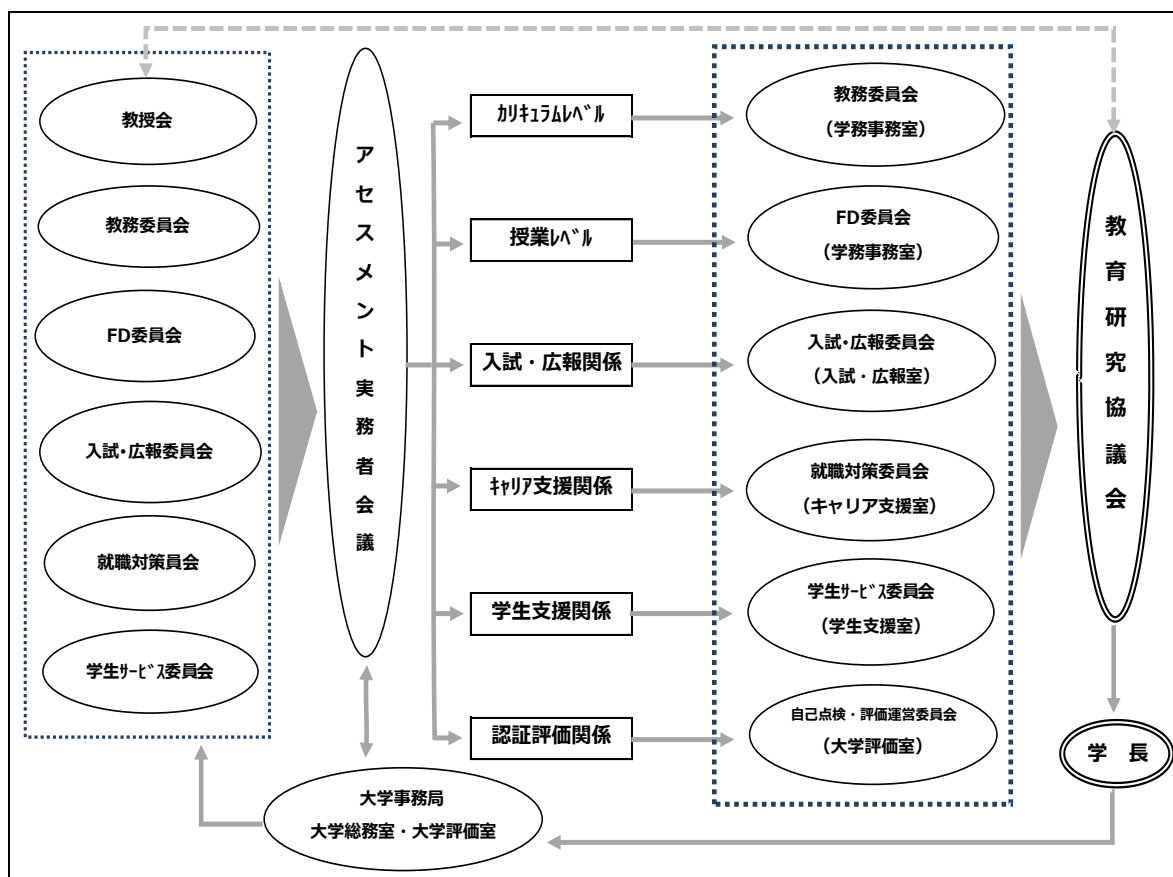
【資料3-3-4】カリキュラム・アセスメント・チェックリスト

【資料 3-3-5】 2021（令和 3）年度第 1 回アセスメント実務者会議資料（エビデンス）

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では、これまでも授業アンケートを実施し、学修成果の点検・評価を行ってきたが、さらに、アセスメント・ポリシーに基づく学修成果の点検・評価については、[図表 3-3-1]のプロセスを進めて、大学全体と各学部・学科の教育内容・方法及び学修指導等の改善を行い、フィードバックさせている。

[図表 3-3-1] 点検・評価のプロセス



[図表 3-3-1]のプロセスに従って、アセスメント結果を活用し改善に繋げるための仕組みは、概ね以下のとおりである。

- ① 各委員会は、担当する「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」に基づき、アセスメント活動を実施する。
- ② 各委員会は、アセスメント結果を大学評価室に集約する。
- ③ 大学評価室は、集約したアセスメント結果をアセスメント実務者会議へ報告する。
- ④ アセスメント実務者会議は、各アセスメント結果を検証する。
- ⑤ アセスメント実務者会議は、検証した各アセスメント結果について、学長に報告する。

また、以上の全学的な取り組みに加え、学科別にも点検・評価結果のフィードバックを行い、FD 研修会のワークショップ（カリキュラムのアセスメントワークショップ）を行うことで、改善活動に繋げている【資料 3-3-6】。

その成果として、改善に向けた点検・評価結果のフィードバックは、授業科目ごとに「アセスメンター」で集めた評価をもとに、教員が各自の設定した到達目標に対する成績評価結果と、個々の学生の理解度とを比較検討し、翌年度の授業設計に活かしている【資料 3-3-7】。

さらに、学科内では、個別科目の成績評価と、学生の理解度を確認し、カリキュラムと対比しつつ、科目間連携を強化するなど、必要に応じた授業改善に繋げている【資料 3-3-8】。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-3-6】 FD 研修会カリキュラムのアセスメントワークショップ資料

【資料 3-3-7】 授業別フィードバック例

【資料 3-3-8】 map 分析

#### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

アセスメント・ポリシーを達成するために「アセスメント実務者会議」を設置した。この会議を中心として、アセスメント・ポリシーを適切に運用し、PDCA サイクルを定着させる。

#### 【基準 3 の自己評価】

本学は、教育目的を実現するためにディプロマ・ポリシーを定め、それに基づいてカリキュラム・ポリシーを定めている。目標とする人材育成に対応したカリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を作成して、学修成果の測定のために単位認定基準と学位授与基準を定めて厳正に運用している。さらに、教育目的に定める人材を選抜するためのアドミッション・ポリシーを定めている。このように三つのポリシーに一貫性がある。

また、シラバスに評価基準等を記載し、成績評価の公正性や透明性を保つ仕組みを作っている。さらに、FD 研修を行うなど授業内容の改善を目指した取り組みを続けている。このように教育課程及び教育方法を改善するための方策を採用している。

令和元(2019)年度からアセスメント・ポリシーに示された各種調査の実施と、これらの結果のフィードバックを行っている。

以上のことから本学は、「基準 3. 教育課程」の趣旨を満たしていると評価できる。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学では、学長のリーダーシップの確立のために、特別補佐職位である副学長（2 人）と大学事務局を統括する大学事務局長を置き、さらに、各学部長については、教授会の意見を聴いて、学長が指名し【資料 4-1-1】、管理運営体制を整備している。

教学及び大学運営については学長が決裁することにより、大学全体を掌握する責任体制が取られ、適切なリーダーシップが発揮されている。

また、学長の補佐職位として、入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長を置き、学長が指名した専任教員をあてる。これらの補佐を受けて学長のガバナンスと教学マネジメントが十分機能する体制が作られている【資料 4-1-2】。

各学部と研究科に教授会を置き、大学に教育研究協議会を置いている。教授会では、学長が定めた「裁定書」の項目について意見を述べる【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】。教育研究協議会は、教学に関する重要事項について学長へ意見を述べ、学長による意思決定をサポートする体制が形作られている。また、教育研究協議会の議事は学部長により教授会で報告され、質問・意見を受け、その結果は学長に伝えられる。

さらに学長は、大学全体の運営等に関わる事項を検討する場として、定期的に執行部会議として学部長及び補佐職位を集め、大学全般の重要事項及び運営事項について意見交換を行っている。

このように、大学のガバナンスにおける学長のリーダーシップは確立されており、補佐職位の体制も整っている。本学の意思決定における、各組織の権限と責任は規程により明確化されている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-1】九州国際大学学部長選任規程（【資料 F-9】【資料 1-1-20】と同じ）

【資料 4-1-2】学校法人九州国際大学組織規程（第 14 条）（【資料 F-9】と同じ）

【資料 4-1-3】九州国際大学法学部教授会規程（【資料 F-9】と同じ）

【資料 4-1-4】九州国際大学現代ビジネス学部教授会規程（【資料 F-9】と同じ）

【資料 4-1-5】九州国際大学教育研究協議会規程（【資料 F-9】と同じ）



【資料 4-1-6】九州国際大学学則第 5 条第 3 項に規定する教育研究に関する重なる事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて（裁定書）

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では、学長のリーダーシップの下で教学マネジメントを実施するために、副学長、学部長、研究科長、入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長を置いている【資料 4-1-2】。

副学長は、大学の運営を円滑に行っていくために「九州国際大学学則」第 4 条の 3 に基づき、学長を助け、命を受けて校務をつかさどっている【資料 4-1-7】。各副学長の担当は、大学改革担当と認証評価担当である。

学部長及び研究科長は、その学部・研究科を代表し、各教授会の議長となり学部及び研究科を運営している。また、学部長の補佐職位として副学部長を置いている【資料 4-1-8】。

入試・広報部長は、学長を助け入試・広報に関する業務を整理する。

教務部長は、学長を助け教学に関する業務を整理する。

学生部長は、学長を助け学生生活に関する業務を整理する。

就職・進路部長は、学長を助け学生の進路に関する業務を整理する。

このように大学のガバナンスにおける分野ごとに権限が分散している。さらに、分野ごとに分散された権限に関する事項は、「学校法人九州国際大学組織規程」において定められている。

教育研究協議会は、大学の重要事項について審議する機関であり、学長、副学長（大学改革）、副学長（認証評価）、法学部長、現代ビジネス学部長、法学研究科長、入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長、大学事務局長及び学長が選任する大学事務職員 2 人から構成される。各学部教授会、研究科教授会、各種委員会から付議された全学的な基本事項は、教育研究協議会の議を経て、学長が決定する。

教授会は、「九州国際大学学則」第 5 条第 3 項で定められた事項について意見を述べるほか、教授会のもとに設置された各種委員会での協議事項等についての報告がなされる。

また、学長が決定を行うにあたり、教授会と教育研究協議会から意見を聴取する事項が明確にされている【資料 4-1-6】【資料 4-1-9】。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-7】九州国際大学学則（第 4 条の 3）（【資料 F-3】と同じ）

【資料 4-1-8】学校法人九州国際大学組織規程（第 16 条）（【資料 F-9】と同じ）

【資料 4-1-9】九州国際大学学則（第 5 条、第 6 条）（【資料 F-3】と同じ）

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学部門の事務を統括する機関として大学事務局が設置されている。大学事務局の責任者は大学事務局長であり、大学事務局長は、学長の指揮のもと大学事務局の事務を統括し、職員を監督するとともに各事務室長への指揮命令と各事務室の業務執行を管理している。

大学事務局長は、学長及び副学長とともに、教学及び管理運営業務を執行している【資

料 4-1-10】。

大学事務局に管理運営など総務担当部局として大学総務室を配置し、法人との調整機能を担わせている。

さらに、教職協働として、以下のとおり、各委員会には事務職員が参加している。

入試・広報委員会は、入試・広報部長のもと、入試・広報室が議題を整理し、大学事務局長及び入試・広報室長が参加している【資料 4-1-11】。

教務委員会は、教務部長のもと、学務事務室が議題を整理し、学務事務室長が参加している【資料 4-1-12】。

学生サービス委員会は、学生部長のもと、学生支援室が議題を整理し、学務事務室長及び学生支援室長が参加している【資料 4-1-13】。

就職対策委員会は、就職・進路部長のもと、キャリア支援室が議題を整理し、キャリア支援室長が参加している【資料 4-1-14】。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-10】 学校法人九州国際大学組織規程（第 15 条）（【資料 F-9】と同じ）

【資料 4-1-11】 入試・広報委員会規程（【資料 F-9】【資料 2-1-10】と同じ）

【資料 4-1-12】 九州国際大学教務委員会規程（【資料 F-9】【資料 2-2-1】と同じ）

【資料 4-1-13】 九州国際大学学生サービス委員会規程

（【資料 F-9】【資料 2-4-3】と同じ）

【資料 4-1-14】 九州国際大学就職対策委員会規程（【資料 F-9】【資料 2-3-1】と同じ）

### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

副学長等役職者による学長の補佐体制が機能し、教授会等からの意見聴取も十分に行われており、学長のリーダーシップが発揮される体制が構築されている。この体制を強化しながら、大学改革と教育改革を進めていく。

## 4-2. 教員の配置・職能開発等

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

## (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の教員組織は、「大学設置基準」及び「大学院設置基準」の定めるところにより、[図表 4-2-1]のように各学部・学科及び研究科に必要な専任教員が配置されている。

【図表 4-2-1】教員配置

学部・学科	基準数	うち 教授数	教授	准教授	助教	計
法学部法律学科	14	7	11	7	3	21
現代ビジネス学部地域経済学科	13	7	15	7	2	24
現代ビジネス学部国際社会学科	10	5	8	7	0	15
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	21	11	—	—	—	—
計	58	30	34	21	5	60

研究科・専攻	研究指導 教員 基準数	うち 教授数	研究指導 補助教員	基準数 計	研究指導 教員	うち 教授数	研究補 助教員	計
法学研究科 法律学専攻(M)	5	4	5	10	5	5	7	12
計	5	4	5	10	5	5	7	12

教員の採用・昇任に関しては、「九州国際大学教員資格審査規程」、「九州国際大学教員選考に関する内規」、「九州国際大学大学院担当教員資格審査規程」及び「九州国際大学大学院担当教員資格に関する細則」に基づいて、厳正に審査を行っている【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】。

採用については、当該年度の採用人事計画を教育研究協議会の議を経て、教授会の意見を聴取し、学長が決定し、公募を行っている【資料 4-2-5】。次に、教員資格審査委員会を設置し、応募者を審査して候補者を教育研究協議会に付議する。教育研究協議会は、その審査に合格した候補者を学長に推薦する。学長は、教授会の意見を聴取し、理事長に採用を具申するための候補者を決定する。

昇任については、年度はじめに資格審査基準【資料 4-2-6】に該当し、昇任を希望する者が学部長に申し出、それを踏まえて教育研究協議会で昇任人事計画を定める。次に、教員資格審査委員会を設置し、昇任候補者の業績を審査の上、候補者としての適否を判断し、教育研究協議会に付議する。教育研究協議会は、その審査に合格した候補者を学長に推薦する。学長は、教授会の意見を聴取し、理事長に昇任を具申するための候補者を決定する。

## 【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-2-1】九州国際大学教員資格審査規程（【資料 F-9】と同じ）

【資料 4-2-2】九州国際大学教員選考に関する内規（【資料 F-9】と同じ）

【資料 4-2-3】九州国際大学大学院担当教員資格審査規程（【資料 F-9】と同じ）

【資料 4-2-4】九州国際大学大学院担当教員資格に関する細則（【資料 F-9】と同じ）

【資料 4-2-5】教員の公募について

【資料 4-2-6】大学教員の採用及び昇任に係る審査資料の評価基準

#### 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育内容・方法等の改善についての工夫・検討と開発の場である FD 研修会は、学長が委員長を務める FD 委員会の計画のもと、これまで外部講師による講演会形式や本学教員担当の授業科目における創意工夫等を紹介する事例報告及び学科単位でカリキュラム運営上の課題を点検評価するために実施してきた。

しかし、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、遠隔授業等をテーマとした FD 研修会を学部・学科別に以下のとおり実施した[図表 4-2-1] 【資料 4-2-7】【資料 4-2-8】。

【図表 4-2-1】令和 2 年度 FD 研修会

開催日	実施学部・学科	テーマ	実施方法
4月10日	全学部	オンライン授業に関する研修会 (他大学のオンライン授業手法、録画・録音の方法、Microsoft Teams の使い方など)	対面方式
4月17日			
6月2日	法学部	オンライン授業に関する情報交換会 (ゼミ、授業、遠隔授業などで困っていることについて)	オンライン (Zoom)
6月12日	現代ビジネス学部 国際社会学科		
6月15日	現代ビジネス学部 地域経済学科		
9月2日	法学部	オンライン授業に関する研修会 (オンライン授業の手法)	オンライン (Zoom)
9月10日		オンライン授業に関する研修会 (ハイブリッド授業の手法)	
9月16日		オンライン授業に関する研修会 (対面授業・グループワークの手法について)	
9月23日	現代ビジネス学部	オンライン授業に関する研修会 (with コロナ時代の授業の在り方—オンラインを活用した授業：来年度以降も視野に—対面授業をどうするか：秋学期—)	オンライン (Zoom)

12月23日	法学部	カリキュラムに関する研修会 ①2021年度法学部履修モデルの検討 (法学部全教員対象) ②科目間連携の検討(法律専門科目教員のみ対象)	対面での グループワーク
12月23日	現代ビジネス学部	カリキュラムに関する研修会 (カリキュラムのアセスメントワーク ショップ)	オンライン (Zoom)
1月27日	法学部	カリキュラムに関する研修会 (カリキュラムのアセスメントワーク ショップ)	オンライン (Zoom)
3月8日	法学部	オフキャンパス研修 (オンライン授業の総括等)	
3月9日			
3月10日	全学部	遠隔授業実施方法の事例紹介	対面方式

研修会の内容は、オンライン授業の在り方及び令和3(2021)年4月より運用開始する新カリキュラムの準備作業を中心としたもので、コロナ禍における授業実施状況や大学のカリキュラムマネジメント構築状況に応じた適切・効果的な内容を目指している。

なお、FD研修会の企画は、カリキュラムマネジメントの構築・運用を検討する会議「実質化プロジェクト(座長:大学改革担当副学長)」(月1回程度開催全10回)でも行った【資料4-2-9】。この会議では、カリキュラムに基づく改善視点から、担当科目の点検と今後検討が必要となる課題の整理を目的とするカリキュラムのアセスメントワークショップを企画した。ワークショップでは、「DP達成度分析」と「map分析」を通じて、学生の自己評価と教員の評価の乖離が大きいディプロマ・ポリシーに定めた能力と科目について、乖離理由を検討することにより、授業方法やシラバスの改善を図った【資料4-2-10】【資料4-2-11】。

#### 【エビデンス集(資料編)】

【資料4-2-7】FD研修会資料

【資料4-2-8】オンライン授業の研修資料

【資料4-2-9】実質化プロジェクト活動報告

【資料4-2-10】DP達成度分析

【資料4-2-11】map分析(【資料3-3-8】と同じ)

## (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の採用・昇任等による教員の確保と配置は、規程に基づき適正に行われている。

FD 研修において、これまでと同様に授業改善の視点を盛り込んだ取り組みを進めていく。また、ICT を駆使した対面型授業や遠隔授業の在り方など、新しい社会環境に応じた授業形態についても研究を進める機会を設ける。

## 4-3. 職員の研修

## 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

## (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

## (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

職員の資質及び能力の向上の取り組みについては、毎年、「九州国際大学 SD(Staff Development)委員会」を開催して、前年度における SD の実施状況を確認するとともに、次年度の実施方針及び実施計画を策定している【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】。

令和 2(2020)年度における SD 活動については、階層別研修会や外部講師による教育改革・改善に関する研修会[図表 4-3-1]を以下のとおり実施した【資料 4-3-3】【資料 4-3-4】。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大のため春学期の研修の実施は見送った。

【図表 4-3-1】SD 研修会

日時	内容	対象
11月4日 15:00～	資格に合わせて幅広い年齢、勤務年数を対象 ①問題解決のための能力開発 ②後輩に対するコーチング能力開発 ③自己で築くキャリア開発	主任、職員 (嘱託・派遣含む)
11月18日 15:00～	考える力を身につける	部長、課長、 課長補佐
11月25日 13:00～	「なぜ今「教学マネジメント」に取り組むのか～「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」と「教学マネジメント指針」を読み解く～」	全職員、 学長・副学長・ 学部長等
12月23日 15:00～	人事考課制度評価者の評価スキルのレベルアップ	局長、室長
2月16日 13:00～	①コーチングを意識した「聴く・伝える」 ②自分自身で築く「キャリア開発」	主任、職員 (嘱託・派遣含む)

2月16日 15:30～	考える力を身につける 2	部長、課長、 課長補佐
-----------------	--------------	----------------

その他、全職員には外部団体研修会への積極的参加を推奨しており、具体的には、職員は、日本私立大学協会主催の「事務局長相当者研修会」をはじめ、「学生生活指導主務者研修会」、「大学教務部課長相当者研修会」、「就職部課長相当者研修会」、同九州支部「事務局長会議」、「初任者研修会」、「中堅職員研修会」に参加している。

九州地区の八大学で実施する「教務事務研修会」、九州地区の有力大学で構成する「九州地区私立大学入試・広報連絡協議会」、沖縄国際大学、鹿児島国際大学、熊本学園大学、九州産業大学と本学総務担当者による「九州地区大学総務担当者連絡会議」にも参加している。

また、北九州私立大学・短期大学連携事業に関する協定に基づく 4 大学・2 短期大学による「連携 SD 研修会」に職員が毎年参加し、資質の向上を図っている【資料 4-3-5】。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-3-1】九州国際大学 SD 委員会運営に関する内規（【資料 F-9】と同じ）

【資料 4-3-2】令和 2 年度九州国際大学 SD 研修計画

【資料 4-3-3】事務職員研修について（通知）

【資料 4-3-4】令和 2 年度第 1 回 SD 研修会（通知）

【資料 4-3-5】北九州私立大学・短期大学連携事業に関する協定書

#### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育改革・改善を進めていく上で、職員の役割は大変重要であり、企画立案能力、コミュニケーション能力、マネジメント能力をさらに高めていく必要がある。そのため、SD 活動については、引続き、SD 委員会で実施方針や実施計画を策定し、研修会等を実施する。

また、教職員の協働関係を確立するため、教職協働プロジェクトによる提案システム等を導入し、職員の資質・能力を向上させる。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### (1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理**

本学は教員の研究活動を支援する体制として、大学事務局大学総務室が、各教員の学内研究費及び学外研究費の申請及び執行に関する事務処理等を行っている。学内外の研究費等の執行に関する運用ルールの改善等を図り、適切な研究費の執行・管理を行っている。

このほか、各教員に対する研究環境として、全教員（特任教員含む）にパソコン、インターネット環境、空調、書架等を備えた個別の研究室や共同研究室を整備しており、研究棟（研究室）は入退館カードにより24時間自由に入出入りすることが可能となっている。

さらに、研究者が獲得した外部資金（競争的資金）の直接経費の一定割合が配分される間接経費によって、研究環境を整備・管理している。

研究を推進するための環境整備として、図書館の他に、社会文化研究所及び地域連携センターを設置している。

**社会文化研究所**

社会文化研究所は、社会・文化に関する調査、研究などを目的としており、毎年度策定する事業計画に基づき、教員が本学及び地域社会に貢献する共同研究に対する助成制度や研究成果等を発表するための出版事業を行うなど、研究環境を整備している。

共同研究等の研究成果は、『社会文化研究所紀要』（年 1 回刊行）等によって公刊され、国内の大学研究所等の研究機関と相互に交換されている【資料 4-4-1】。

また、教職員による学内外の競争的研究資金を使用した活動及び調査研究活動等の活動成果報告書として『KIU リサーチジャーナル』（年 1 回刊行）を刊行し、自主的な運営に取り組んでいる【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】。

**地域連携センター**

地域連携センターは、大学の立地する地域社会が抱えている課題の解決に向け、組織的に調査研究に取り組むとともに、課題の改善・打開に向けた分析を行い、成果の報告会や公開講座、生涯学習機会の提供を通じて地域貢献・地域連携事業を行っている【資料4-4-4】【資料4-4-5】。

**【エビデンス集（資料編）】**

【資料 4-4-1】『社会文化研究所紀要第 82 号』

【資料 4-4-2】『KIU リサーチジャーナル第 10 号』

【資料 4-4-3】九州国際大学社会文化研究所規程（【資料 F-9】と同じ）

【資料 4-4-4】地域連携推進事業活動報告書

【資料 4-4-5】九州国際大学地域連携センター規程（【資料 F-9】【資料 1-1-19】と同じ）

**4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用**

本学の研究活動に対する社会の信頼を維持向上させるため、研究倫理に関する以下の規程を設けており、研究活動を行う全ての者に対して周知・徹底を図り、厳正に運用している。



**(1) 学校法人九州国際大学行動規範【資料4-4-6】**

本学において研究活動を行う全ての者に対し、研究を遂行する上で求められる行動規範を定めている。

**(2) 九州国際大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程【資料4-4-7】**

文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインについて」に基づき、本学における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めている。

**(3) 九州国際大学における研究データ等の保存・開示に関する内規【資料4-4-8】**

本学における研究活動の成果に係る研究データ等の保存及び開示に関し、必要な事項を定めている。

**(4) 九州国際大学公的研究費の管理・監査に関する規程【資料4-4-9】**

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」等に基づき、公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定めている。

**(5) 九州国際大学における競争的資金に係る間接経費の使用に関する規程【資料4-4-10】**

本学における競争的資金に係る間接経費の使用に関する方針等を定めている。

**(6) 九州国際大学における人を対象とする研究の倫理指針【資料4-4-11】**

本学において、人を対象とする研究を倫理的観点から適切に遂行する上で求められる研究者の行動と態度の規準を定めることにより、社会科学研究を倫理的に適切な形で推進することを目的として定めている。

**(7) 九州国際大学研究倫理審査委員会規程【資料4-4-12】**

本学における人を対象とする研究の倫理指針に基づき、研究倫理審査委員会の任務、組織その他必要な事項を定めている。

また、研究活動上の不正行為の防止と不正行為が生じた場合に適正に対応するための責任体制は、ホームページに公開している。

なお、不正防止対策の理解や意識を高めるため、専門的な知識を有する外部講師を招いて、令和2（2020）年2月12日に研修会を実施した【資料4-4-13】。

さらに、研究者に日本学術振興会作成の「研究倫理eラーニングコース」、「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—【テキスト版】」や『THE LAB』（米国の研究倫理教材）の受講を義務付けており、受講完了者には「修了証書」及び「研究倫理教育受講確認表」の提出を求めている。

そのほか、学生・大学院生には基礎教育センターが研究倫理に関するパンフレットを作成し、研究倫理教育を行っている【資料4-4-14】。

**【エビデンス集（資料編）】**

【資料 4-4-6】 学校法人九州国際大学行動規範（【資料 F-9】と同じ）

【資料 4-4-7】 九州国際大学における研究活動上の不正行為の防止  
及び対応に関する規程（【資料 F-9】と同じ）

【資料 4-4-8】 九州国際大学における研究データ等の保存・開示に関する内規

(【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-4-9】九州国際大学公的研究費の管理・監査に関する規程 (【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-4-10】九州国際大学における競争的資金に係る間接経費の使用に関する規程  
(【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-4-11】九州国際大学における人を対象とする研究の倫理指針  
(【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-4-12】九州国際大学研究倫理審査委員会規程 (【資料 F-9】と同じ)

【資料 4-4-13】2019年度九州国際大学公的研究費コンプライアンス研修  
研究倫理教育研修

【資料 4-4-14】九州国際大学の学生の皆さんに求められる「研究倫理」について

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

大学教育職員の研究費は、自己の専攻する学問分野に関する調査・研究を遂行する上で必要な研究費として、個人研究費及び個人研究図書費を設けている。令和2(2020)年度の予算総額は1,267万2,000円となっている。これらの研究費は、各学部における基礎配分額に加え、研究業績に基づく傾斜配分額を付加する方式により、競争的な研究費配分を行っている【資料4-4-15】。

個人研究費は、個人研究に直接必要な経費として、学会・調査研究のための出張旅費、学会・協会等の会費、雑誌等の書籍購入などに充てられ、「九州国際大学研究費取扱要項」に基づき、適切に管理している【資料4-4-16】。

個人研究図書費は、図書の購入のみに充てられ、大学の資産として図書館資料管理規程に基づき管理されている。

学内の競争的研究資金として学長裁量経費を設けており、毎年6月に公募し、取組の採択は教育研究協議会の意見を聴いて、学長が決定している【資料 4-4-17】。

教育職員の資質向上を図るため、「九州国際大学研究活動助成に関する規程」に基づき、海外における国際学会へ出席すること及び学術研究書の出版等に対して一部助成を行っている【資料4-4-18】。

さらに、社会文化研究所と地域連携センターに共同研究費を予算化し、地域社会の発展に貢献する研究活動に対し、研究費を助成している。

社会文化研究所の共同研究費は、本学及び地域社会に貢献する共同研究に対し研究費を助成する制度であり、各研究グループから提出された申請書に基づき、社会文化研究所運営委員会(委員長は所長)で選考し、助成しており、令和2(2020)年度の予算総額は90万円となっている【資料4-4-19】。

地域連携センターの共同研究費(地域連携推進費)については、各プロジェクトから提出された申請書に基づき、地域連携センター運営委員会(委員長はセンター長)で選考し、助成しており、令和2(2020)年度の予算総額は100万円となっている【資料4-4-20】。

外部資金については、多くの科学研究費補助金を獲得するために、「新任教員研修会」において、科学研究費補助金の制度説明と研究活動スタート支援の公募説明を行っている。

また、「科学研究費助成事業説明会」の配付資料に基づき、令和2(2020)年10月7日に

公募要領等の学内説明会を行うなどして外部資金の獲得を支援している【資料 4-4-21】【資料 4-4-22】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-4-15】 令和 2 年度個人研究費・個人研究図書費の取扱いについて

【資料 4-4-16】 九州国際大学研究費取扱要項

【資料 4-4-17】 九州国際大学学長裁量経費取扱要領

【資料 4-4-18】 九州国際大学研究活動助成に関する規程（【資料 F-9】と同じ）

【資料 4-4-19】 九州国際大学社会文化研究所共同研究費規程（【資料 F-9】と同じ）

【資料 4-4-20】 九州国際大学地域連携センターにおける地域連携推進費に関する規程  
（【資料 F-9】と同じ）

【資料 4-4-21】 科学研究費助成事業説明会配布資料

【資料 4-4-22】 科学研究費助成事業受給者一覧

HP 科学研究費助成事業

URL: [http://www.kiu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/06/kakenhi\\_list.pdf](http://www.kiu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/06/kakenhi_list.pdf)

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究倫理、研究費の運営・管理を適正に行うため、各種ガイドラインの改正に応じて責任体制や諸規程の整備等を行い、研究倫理教育を継続して実施する。また、共同研究費の増額を図るとともに、研究活動の成果を社会へ還元するための仕組みを整備する。

【基準 4 の自己評価】

本学では、各種委員会、教授会、教育研究協議会を適切に運営し、学長が適切なリーダーシップを発揮できるよう補佐体制を整備している。

教員の配置については、「大学設置基準」及び「大学院設置基準」に基づき適切な教員数を配置し、さらに、教員の採用・昇任等については、規程に基づき適切に行われている。

事務組織については、大学事務局長のもと、教学部門、管理部門別に事務組織を設置し、効率的な人員配置が行われている。

教職員の資質向上に向けて、教育内容、教育方法の改善などの教育職員に対する FD 研修及び大学運営に必要な資質・能力向上のための教職員に対する SD 研修を実施している。

研究支援については、大学総務室が学内規程、各種ガイドラインに基づいて研究費の執行、管理を適切に行っている。さらに、研究倫理についても、ガイドラインに基づき規程を制定し、研修会を実施するなどし、適切な研究活動を支援している。

以上のことから本学は、「基準 4. 教員・職員」の趣旨を満たしていると評価できる。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 5-1. 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本法人の目的は、「学校法人九州国際大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）」第 4 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、誠実有為な人材を育成することを目的とする」と定められており、「教育基本法」、「学校教育法」及び「私立学校法」等の関係法令を遵守して、法の趣旨に従って適正に運営されている【資料 5-1-1】。

また、本法人は、理事会を最終的な意思決定機関、評議員会を諮問機関、監事を監査機関として位置づけ、高等教育機関としての社会的責務を果たすために、寄附行為をはじめ「役員の選任及び理事会の運営に関する規程」、「評議員の選任及び評議員会の運営に関する規程」、「学校法人九州国際大学行動規範（以下「行動規範」という。）」、「学校法人九州国際大学内部監査規程」等の各規程を定め、私立学校としての公共性と自主性を確立するための組織体制を構築し、社会の要請に応えるべく誠実に経営を行っている。

理事会のもとに管理運営に必要な事務組織として法人事務局を置き、その目的を達成するための管理運営体制を構築し、社会の要請に応えるべく誠実に経営を行っている【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】。

法人事務局は、教育組織や大学事務局と連携して毎年度策定している「事業計画書」に基づき、本法人の将来へ向けた目的実現への努力と単年度ごとの業務を着実に遂行している【資料 5-1-6】。

令和 2(2020)年 4 月施行の私立学校法の一部改正に伴い、役員の善管注意義務及び法人・第三者への損害賠償責任、監事の牽制機能の強化、情報公開の充実等の改正内容を反映させた寄附行為変更を令和元(2019)年 12 月開催の第 324 回理事会で承認し、令和 2(2020)年 3 月に文部科学大臣の認可を得ている。

また、役員に対する報酬等の支給の基準については、その基準を評議員会の意見を聴いた上で作成するものとされたので、これまで定めていた「役員の報酬等に関する内規」を全面改正し、「学校法人九州国際大学役員の報酬等の支給の基準に関する規程」として定め、令和 2(2020)年 3 月の第 116 回評議員会に諮問した後、第 327 回理事会で決議した【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-1-1】 学校法人九州国際大学寄附行為（第 4 条）（【資料 F-1】と同じ）

- 【資料 5-1-2】 役員の選任及び理事会の運営に関する規程（【資料 F-9】と同じ）
- 【資料 5-1-3】 評議員の選任及び評議員会の運営に関する規程（【資料 F-9】と同じ）
- 【資料 5-1-4】 学校法人九州国際大学行動規範（【資料 F-9】【資料 4-4-6】と同じ）
- 【資料 5-1-5】 学校法人九州国際大学内部監査規程（【資料 F-9】と同じ）
- 【資料 5-1-6】 令和 3 年度学校法人九州国際大学事業計画書（【資料 F-6】と同じ）  
HP 事業報告書・事業計画書  
URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/report/>
- 【資料 5-1-7】 第 116 回（令和元年度第 3 回）評議員会議事録
- 【資料 5-1-8】 第 327 回（令和元年度第 9 回）理事会議事録

### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人の事業に関する中期的な計画は、平成 20(2008)年度に中期ビジョンとして 5 年後の本法人のあるべき姿を目指して、特に重点的に取り組むことが必要な分野について検討を行い、基本方針及び具体的施策を取りまとめ、「学校法人九州国際大学中期経営計画」を策定した。

以後、5 年間の計画期間終了後に各分野における具体的施策の進捗状況等に関する検証を行い、未達項目や課題を精査して、次期計画の策定を行っており、平成 26(2014)年に「学校法人九州国際大学第二期中期経営計画」を策定、その後、平成 31(2019)年 3 月 28 日の第 318 回理事会において「学校法人九州国際大学第三期中期計画」を策定し、ホームページに公表するとともに、目標達成に向け取り組んでいる。

また、私立学校法第 63 条の 2 に定める情報の公表が義務付けられている書類については、「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」のほか、「寄附行為」、「学校法人九州国際大学役員名簿」、「学校法人九州国際大学評議員名簿」、「学校法人九州国際大学役員の報酬等の支給の基準に関する規程」、「事業計画書」、「監事監査報告書」、「財産目録」、「貸借対照表」、「収支計算書」、「事業報告書」をホームページで公表している【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】。

さらに、情報公開については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく情報公開及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく情報公開もホームページで公表している【資料 5-1-12】【資料 5-1-13】。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-1-9】 学校法人九州国際大学第三期中期経営計画 2019 年度～2023 年度

【5 カ年計画】

（【資料 1-2-11】【資料 2-5-1】と同じ）

HP 大学中期計画

HP 中期経営計画

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/managementplan/>

【資料 5-1-10】 学校法人九州国際大学役員名簿及び学校法人九州国際大学評議員名簿  
（【資料 F-10】と同じ）

HP 役員・役職者一覧

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/position/>

- 【資料 5-1-11】 令和 2 年度学校法人九州国際大学事業報告書（【資料 F-7】と同じ）  
令和 3 年度学校法人九州国際大学事業計画書（【資料 F-6】と同じ）  
HP 事業報告書・事業計画書

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/report/>

- 【資料 5-1-12】 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく情報公開  
HP 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく情報公開

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/information/>

- 【資料 5-1-13】 教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく情報公開  
HP 教職課程

URL: <http://www.kiu.ac.jp/faculty/kyoushoku/>

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮については、CO<sub>2</sub>排出削減や節電対策として、空調や照明の集中管理により、省エネルギー対策に取り組んでいる。

人権への配慮については、「九州国際大学ハラスメント防止に関する規程」及び「学校法人九州国際大学職場におけるハラスメントの防止に関する規程」を定め、ハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するための措置に関し必要な事項を定め、本学における教育研究上、就学上及び就労上の快適な環境の確保並びに学生及び教職員の利益の保護を図ることに努めている【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】。また、人権意識の啓発と指導力の向上のため、平成 27(2015)年度より、不定期であるが、外部講師を招いて人権研修を実施している。

危機管理については、「危機管理基本マニュアル」を作成して周知しているほか【資料 5-1-16】、「防火管理規程」に基づき火災等の災害対策として「消防計画」を策定し、北九州市消防局に提出している【資料 5-1-17】【資料 5-1-18】。

防火・防災管理対策は、外部委託業者との連携のもと管財室施設担当が所管し、キャンパスごとに防火・防災管理者を定めている。令和元(2019)年までは年に 1 回防火・防災避難訓練を行っていたが、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、従来の実技形式での訓練が開催困難となったため、外部サイトの動画視聴を中心とした研修形式で実施した【資料 5-1-19】【資料 5-1-20】。

また、学内における緊急時の救命対策として、キャンパス内 8 ヶ所に AED を設置しており、教職員が救命措置に対応できるよう、大学保健室と共催して毎年 AED 講習を実施している。令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、従来の実技講習の開催が困難となったため、動画視聴の形式で実施した。

教職員の健康保持増進及び疾病予防対策については、安全衛生委員会で策定した安全衛生計画に基づき毎年実施している。令和 2(2020)年度の当初計画以外では、新型コロナウイルス感染症対策、長時間労働を行った者に対する医師の面接指導、ストレスチェック結果の集団分析等について審議を行った。毎年開催する健康管理研修会は、令和 3(2021)年 2 月に「こころを元気にする食生活のポイント」というテーマで開催した。その他教職員の疾病予防対策としては、季節性インフルエンザ予防接種を推奨し、費用の一部補助（1 回

分)を毎年行っている。

令和2(2020)年3月から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症への対策については、理事長名で文書を発出し、複数回に亘って注意喚起を行ったほか、安全衛生委員会において、新型コロナウイルス感染症を発症した場合等の対応について審議し、サービスの取り扱いを定め、「新型コロナウイルス感染対策報告書」、「フローチャート」、「健康観察・行動記録表」等の各種様式を作成し、教職員に周知した【資料5-1-21】【資料5-1-22】【資料5-1-23】【資料5-1-24】【資料5-1-25】【資料5-1-26】。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料5-1-14】九州国際大学ハラスメント防止に関する規程（【資料F-9】と同じ）

【資料5-1-15】学校法人九州国際大学職場におけるハラスメントの防止に関する規程  
（【資料F-9】と同じ）

【資料5-1-16】危機管理基本マニュアル（令和元年度改訂）

【資料5-1-17】防火管理規程（【資料F-9】と同じ）

【資料5-1-18】消防計画

【資料5-1-19】令和2年度防災訓練について（開催通知）

【資料5-1-20】令和2年度九州国際大学平野キャンパス防災訓練に関する

アンケート結果

【資料5-1-21】新型コロナウイルスへの対応について

【資料5-1-22】学校法人九州国際大学安全衛生委員会規程（【資料F-9】と同じ）

【資料5-1-23】安全衛生委員会議事録

【資料5-1-24】新型コロナウイルス感染対策報告書

【資料5-1-25】フローチャート

【資料5-1-26】健康観察・行動記録表

#### (3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性は、十分維持されており、適切に対応している。

今後、本法人の公共性・公益性をさらに高め、社会からの信頼と更なる支援に繋げていくため、ガバナンス機能の強化を図ることを目的として、学校法人九州国際大学ガバナンス・コードや関連諸規程の整備を行う。

安全面については、地震・台風等自然災害に関する危機、火災・地震等施設に関する危機、ネットワーク障害、個人情報漏えい等に対する緊急事態発生時に、迅速かつ適切に対応するために、必要に応じて「危機管理基本マニュアル」を改正していく。

情報の開示については、これからの社会の変化やニーズ多様化に合わせて適宜、情報を公開する。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本法人の最終的な意思決定機関である理事会は、「寄附行為」第 18 条の規定に基づき、理事長が招集し、原則として毎月 1 回開催しており、常時、監事が出席して法人の業務と財産状況を監査している。理事会では、予算、決算、資産の管理・運営、寄附行為や重要な規程の改廃、学部・学科の構成、入学定員や授業料改定等の重要事項の審議・決定を行っている。

役員は、「寄附行為」第 6 条第 1 項に理事 10 人、監事 2 人と定め、現員数はそれぞれ定数を充足している。理事の構成は、九州国際大学学長 1 人、九州国際大学附属高等学校長 1 人、評議員のうちから理事会が選任した者 2 人、九州国際大学同窓会員で同窓会の推薦した者のうちから理事会が選任した者 1 人、九州国際大学附属高校同窓会員で同窓会が推薦した者のうちから理事会が選任した者 1 人、学識経験のある者のうちから、理事会が選任した者 4 人であり、本法人の運営に多様な意見を取り入れることに配慮し、理事定数 10 人のうち、4 人が外部の学識経験者としており、理事会の構成は、意思決定機関として適正な体制となっている。

「寄附行為」第 8 条第 1 項第 3 号から第 6 号までの理事の選任については、「役員の選任及び理事会の運営に関する規程」第 2 条（理事の推薦）の規定に基づき、理事長、常勤理事のうち理事長が指名した者 1 人（常務理事）、寄附行為第 8 条第 1 項第 1 号理事、同項第 2 号理事、同項第 4 号理事、同項第 5 号理事が協議のうえ、理事会に推薦し、理事会で選任している【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】。

監事は、理事、評議員、職員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であり、理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て、選任している。私立学校法第 39 条に定める役員の兼職禁止条項に違反する事実もなく、適正な構成となっている。

また、令和 2(2020)年度の理事会の開催状況は 7 回開催され、理事の出席状況（実出席率）は 86.9%であり、適切に運営されている【資料 5-2-3】【資料 5-2-4】。

理事会は、「寄附行為」に定める重要事項の審議を行い、その規定に従って厳正にその職務を遂行している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-2-1】 学校法人九州国際大学寄附行為（第 6 条、第 8 条、第 18 条）

（【資料 F-1】と同じ）

【資料 5-2-2】 役員の選任及び理事会の運営に関する規程（第 2 条）（【資料 F-9】と同じ）

【資料 5-2-3】 理事会書面評決用紙の様式



【資料 5-2-4】理事会及び評議員会開催状況（【資料 F-10】と同じ）

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は、私立学校法等関連する法令等を反映した「寄附行為」に基づいて、適切に機能している。今後は、私学を取り巻く環境がさらに厳しくなり、本法人の意思決定を的確かつ迅速に行う必要があるため、諸課題に対し機能的に対処できる体制を構築していく。

**5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**

**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

**5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性**

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

管理部門と教学部門との連携は、法人運営会議がその役割を果たしており、原則として、理事会の 1 週間前に開催している。法人運営会議の構成員は、理事長、常務理事、法人事務局長、学長、副学長、法学部長、現代ビジネス学部長、大学事務局長、附属高等学校長、附属高等学校副校長、附属中学校長及び附属中学副校長の 13 人であり、そのうち教学部門から 10 人の委員が参画している。

法人運営会議では、理事長が議長となり議事を進め、理事会及び評議員会に諮る議案のほか、法人及び各部門の管理運営における課題や将来構想、資金運用状況、学生・生徒募集状況、就職・進路状況等本法人の業務運営に関する重要事項について協議を行い、各部門の責任者との連携を図っている【資料 5-3-1】。

また、法人運営会議で審議する教学部門の議案については、教育研究協議会の議を経て、学長から提案されており、教学側の意向は十分反映されている。

なお、理事会の意思決定事項については、理事である学長から教育研究協議会に報告がなされ、教授会に対しては、学部長から随時報告がなされており、教学部門の運営に直ちに反映されているため、管理部門と教学部門との連携は円滑に図られている【資料 5-3-2】【資料 5-3-3】。

また、理事会及び評議員会には管理部門の責任者である法人事務局長、大学事務局長及び教学の代表である副学長及び学部長が、理事会及び評議員会に出席し、決定事項や報告事項等については、各責任者から部門別の会議等を通じて報告されており、情報も共有されている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-3-1】法人運営会議規程（【資料 F-9】と同じ）

【資料 5-3-2】理事会報告（令和 3 年度第 1 回教育研究協議会資料）

【資料 5-3-3】 学部長報告（令和 3 年度第 1 回教授会資料）

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本法人では、法人運営会議において大学側の委員と法人側の委員が意見を交換することで、相互チェック機能を果たしている。

法人全体の管理運営状況のチェック機能として、「寄附行為」第 17 条に定める法人の業務監査、財務の状況の監査、理事の業務執行状況の監査を行う「監事」と理事会の諮問機関として、「寄附行為」第 23 条に掲げる事項を諮問し、意見を述べる「評議員会」がその役割を担っている。

監事は、定数は 2 人で、監事の選任については、法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任するものとしており、任期は 3 年である。監事は、「寄附行為」に基づき、理事会及び評議員会に出席して、理事の業務の執行状況、学校法人の業務の執行状況及び財産の状況を監査している【資料 5-3-4】。

業務監査のうち、教学監査については、大学の各部署に教学に関する日常業務の状況についてのアンケートを行い、担当部署に PDCA サイクルを基準にした項目に沿って自由な記述を求めている。現状の取り組みに対し、どのような認識に立ち、現状の分析・検証を行い、その結果、課題にどう取り組んでいるかを、アンケートを通じて把握することとしている。毎年度、同様の項目について継続的にアンケートを行い、その記述の変化に着目して、教学に関する取り組みを注視していくという意図を持って実施している【資料 5-3-5】。

評議員会は、評議員の定数を、私立学校法第 41 条第 2 項に定める、理事の定数の 2 倍を超える人数とし、「寄附行為」に 25 人と定めている。その内訳は、この法人の設置する学校の教育職員及び研究職員のうちから理事会の選任した者 8 人、この法人の設置する学校の事務職員のうちから、その互選による者で理事会の選任した者 3 人、この法人の設置する学校を卒業した年齢 25 年以上の者で、同窓会の推薦した者のうちから、理事会の選任した者 10 人、九州法学校、九州専門学校、八幡専門学校及び八幡大学短期大学部を卒業した者のうちから、理事会の選任した者 1 人、学識経験のある者のうちから、理事会の選任した者 3 人となっている。評議員の任期は 3 年で、評議員会の議長は、出席評議員のうちから評議員会で選任される【資料 5-3-6】。

理事長は、「寄附行為」第 23 条に定める諮問事項について、理事会開催の前に評議員会の意見を聞いた上で、理事会で審議している。「寄附行為」第 38 条に定める決算及び事業の実績については、評議員会に報告し、意見を求めている。

また、令和 2(2020)年度中に開催された評議員会の出席状況（実出席率）は 86.9%であり、適切に運営されている【資料 5-3-7】。

### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-3-4】 学校法人九州国際大学監事監査報告書（令和 3 年 2 月 28 日）

【資料 5-3-5】 教学に関するアンケート（令和元年度版）

【資料 5-3-6】 評議員の選任及び評議員会の運営に関する規程

（【資料 F-9】【資料 5-1-3】と同じ）

【資料 5-3-7】 理事会及び評議員会開催状況（【資料 F-10】【資料 5-2-4】と同じ）

### (3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後、法人の業務執行の円滑化を図るため、理事会の審議事項及び理事の権限等に関する規程を整備するとともに、法人運営会議を発展的に改組し、通常業務の意思決定と執行を行う体制を構築する計画である。

また、教学監査として行っている教学に関するアンケートは、データの経年変化把握のため、毎年度、継続的に同じ項目について実施し、その回答結果を教学面の業務改善に繋げてもらう意図で取り組んでいる。あわせて、アンケートに回答する過程においても、振り返りの中で新たな課題を発見し、改善策を考えるきっかけになることを期待している。今後、回を重ねていく過程で、新たな課題や改善策を検討することを期待しており、そのうえで、個別の教学監査を実施するなどの方法を講じる。

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

#### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人は、平成 30(2018)年度に「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画 2019 年度～2023 年度【5 ヶ年計画】」を策定し、理事会の承認を経て実行中である。本計画中の「第 5 章 管理運営等に関する目標と達成方策」において、「戦略Ⅴ 経営効率化、組織活性化による財政基盤の安定と計画の実行」を掲げ、財務規律の確立を念頭に適切な予算編成を実施している。具体的には、日本私立学校振興・共済事業団による経営判断指標や文部科学省による「学校法人運営調査における経営指導の充実（通知）」の経営指導強化指標に基づき、事業活動収支計算書における経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額の安定的な黒字化を目標としており、これは、本法人の持続的発展に向けて資金的余裕が生まれる収支構造を維持することで財務基盤を強化し、法人全体の経営を好循環に導くものである【資料 5-4-1】。

これら中期経営計画に基づく事業計画の策定及び予算編成については、設置学校の執行部や事務局の管理職等を対象とした予算編成説明会を毎年 10 月に開催し、法人運営会議及び理事会で承認された予算編成方針等の説明を行い、十分な検討期間を設けて予算編成作業に着手している【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-4-1】 学校法人九州国際大学第三期中期経営計画 2019 年度～2023 年度

【5 カ年計画】

（【資料 1-2-11】 【資料 2-5-1】 【資料 5-1-9】 と同じ）

HP 大学中期計画

HP 中期経営計画

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/managementplan/>

【資料 5-4-2】 令和 3 年度学校法人九州国際大学事業計画書

（【資料 F-6】 【資料 5-1-6】 と同じ）

HP 事業報告書・事業計画書

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/report/>

【資料 5-4-3】 令和 3 年度予算編成方針

【資料 5-4-4】 令和 3 年度予算編成説明会

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 29(2017)年 4 月に経済学部及び国際関係学部を改組し、現代ビジネス学部を設置すると同時に、入学定員を 600 人から 500 人に減じている。それ以降、入学定員を確保し、令和元(2019)年度以降は収容定員についても充足しているため、安定した収入を得ている。

補助事業については、採択型補助金等への申請を前提とした事業計画の策定を求めている。直近では、令和元(2019)年度及び令和 2(2020)年度に私立大学等改革総合支援事業タイプ 3「地域社会への貢献（地域連携型）」に選定されており、収入増に貢献している【資料 5-4-5】。

寄付事業については、趣意書に基づき、設置学校の教育研究用施設設備及び環境整備事業を用途とした寄附金を募集しており、第 1 期〔平成 25(2013)年度～平成 29 年(2017)年度：5 年〕では目標額 1 億円に対して 7,807 万円の実績(78.07%)に達しており、現在、第 2 期〔平成 30(2018)年度～令和 4(2022)年度：5 年〕の募集活動中である【資料 5-4-6】。

また、法人税法上の収益事業として、席貸業・不動産貸付業・駐車場業等を実施しており、毎年 4,000 万円程度の売上高を計上し、収入増に大きく貢献している。

金融資産の運用については「学校法人九州国際大学金融資産運用規程」及び「資金運用委員会規程」に基づき、安全性を第一とした資金運用を行っている【資料 5-4-7】【資料 5-4-8】。

負債に関しては、平成 30(2018)年度に市中銀行からの借入金(当時残高：5 億 3,000 万円)を一括返済した。その後、令和 2(2020)年度をもって日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を約定どおり完済し、負債比率は 9.0%まで減少した。

これらを踏まえた本法人の収支状況は、平成 30(2018)年度に基本金組入前当年度収支差額が 2 億 723 万円の収入超過、令和元(2019)年度が 3 億 2,688 万円の収入超過、令和 2(2020)年度も 4 億 2,423 万円の収入超過となり、3 期連続で黒字化を達成している。この結果、令和 2(2020)年度末の経営状態は、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標の全 14 区分のうち、「A3：正常状態」に位置し、2 期連続で「A3：正常状態」を維持しており安定した財務状況である。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-4-5】 私立大学等改革総合支援事業選定結果

【資料 5-4-6】 寄附金趣意書

HP 寄附金現況

URL: <https://www.kiu.ac.jp/hq/contribution/>

【資料 5-4-7】 学校法人九州国際大学金融資産運用規程（【資料 F-9】と同じ）

【資料 5-4-8】 資金運用委員会規程（【資料 F-9】と同じ）

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

「経常収支差額」及び「基本金組入前当年度収支差額」の均衡を維持し、毎年、減価償却引当特定資産への資金の積立てを行うとともに、竣工から 20 年を迎えた校舎等の維持・更新計画や時代に則したキャンパスへのリニューアル計画など、大規模事業に関する中長期的な事業計画を策定していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人の会計処理は、各設置学校に会計担当者を置き、法人事務局が会計事務を統括処理している。日常の会計処理は、学校法人会計基準に従い、本法人の「会計規程」、「資産管理規程」に基づき適切に処理されている。予算の執行については、会計システムを導入しており、各予算管理部署によって起票された伝票によって「学校法人九州国際大学事務専決規程」に基づき、予算執行の可否が決定される【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】。

予算執行に際しては、毎年 4 月に法人事務局長（会計責任者）が予算概要説明会を招集し、予算管理部署長及び会計担当者を対象として、留意点等を周知徹底している。【資料 5-5-4】

なお、期中に予期せず発生した事象に対応する予算措置については、当初予算において一定額の予備費を確保しており、「会計規程」第 60 条に基づき、会計責任者である法人事務局長が理事長の承認を経て執行している。

また、予備費の範囲を超える予算の追加、その他の予算の変更を必要とする場合は、「会計規程」第 59 条に基づき補正予算を編成し、評議員会の意見を聴き、理事会の承認を経

て執行している。令和 2(2020)年度は、第 1 次補正予算（9 月）、第 2 次補正予算（3 月）の二度にわたり予算の追加・変更等の審議を行い、特に、第 1 次補正予算では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「遠隔授業通信料補助事業(在学生一律 3 万円支給)」、「感染防止対策保健衛生用品整備事業」等の予算措置を講じる目的で評議員会に意見を求め、理事会の承認後、コロナ禍での学生の学業継続を支援した【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-5-1】 会計規程（【資料 F-9】と同じ）

【資料 5-5-2】 資産管理規程（【資料 F-9】と同じ）

【資料 5-5-3】 学校法人九州国際大学事務専決規程（【資料 F-9】と同じ）

【資料 5-5-4】 令和 3 年度予算概要説明会

【資料 5-5-5】 第 118 回（令和 2 年度第 2 回）評議員会議事録

【資料 5-5-6】 第 330 回（令和 2 年度第 3 回）理事会議事録

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人は、学校法人会計基準に準拠した会計処理及び決算を行っており、令和 2(2020)年度は、あゆみ監査法人と監査契約を締結し、同法人に所属する公認会計士 3 人及びその他監査業務補助者 2 人、計 5 人によって延べ 36 日間の会計監査を受けた。

監査法人(独立監査人)による「定期監査」は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づき行われ、帳票、証憑書類、稟議書に基づく会計処理の妥当性や理事会、評議員会の開催状況及び規程に基づく諸手続きの適正性等について検査されている。「現物監査」については、年に 1 回、機器備品、図書等の資産台帳との照合及び取得・除却手続きの状況について、ヒアリングに基づき監査されている。加えて、毎年 4 月 1 日には、「現金及び貯蔵品実査」が実施されている。毎年度の監査最終日には、監事、監査室長、法人事務局長(会計責任者)、その他学内関係者を対象として監査講評の場を設け、監査法人から決算概要及び監査結果の報告を受けて意見交換を行うとともに、経営状況及び業務内容に関する改善事項等の指摘を受けるなど、厳格な対応がなされている。

監事監査については、本法人に 2 人の監事(非常勤)を置き、私立学校法第 35 条、第 37 条第 3 項及び「寄附行為」第 17 条に基づき、監査を実施している【資料 5-5-7】。

内部監査については、「会計規程」第 70 条第 3 項の規定に基づき内部監査を実施するために監査室を設け、監査人(2 人)を任命している。

監事及び監査人は、年度当初に監査計画書を策定し、予め理事長の承認を得て法人運営会議及び理事会への報告し、業務を履行している。監査にあたっては、原則として「内部監査実施通知書」に基づき事前に予告し、書面監査及び実地監査等による方法で実施している。監査実施後は、当該部署の責任者に対し監査結果について講評を行い、内部監査報告書を理事長に提出している。また、理事長が、内部監査報告書を受けて重要と認めた事項については、改善指示書を対象となる部署及び監査室に送付し、期限を定め内部監査改善状況報告書を求めており、業務改善に向けて組織的に対応している【資料 5-5-8】。

監事及び監査人による監査結果については、監事監査報告書及び監事監査実施状況報告書をもって総括し、法人運営会議及び理事会に報告することで内部統制を図っている【資

料 5-5-9】【資料 5-5-10】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-5-7】 学校法人九州国際大学寄附行為（第 17 条）（【資料 F-1】と同じ）

【資料 5-5-8】 令和 3 年度監査計画書

【資料 5-5-9】 令和 2 年度監事監査報告書

【資料 5-5-10】 令和 2 年度監事監査実施状況報告書

### (3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

私立学校法改正(令和 2(2020)年 4 月 1 日施行)に伴い、監事の職務権限及び理事・理事会への牽制機能が強化されたことを踏まえ、これまで以上に、監事(非常勤)、監査人(常勤)、監査法人及び法人事務局との連携を深め、業務監査や教学監査の強化に向けて監事の職務を補佐する体制を構築する。

### 【基準 5 の自己評価】

本法人の経営・管理は、「寄附行為」に基づき高等教育機関としての社会的使命を果たすべく、建学の精神の具現化と法人の使命・目的達成に向け、継続的に努力している。また、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめ、関係法令等を遵守し、法人運営に係る各業務が適切に遂行できており、これらをチェックするガバナンス機能の役割を担う監事及び監査機能も適切に機能している。

理事会の機能については、理事会の開催回数及び理事の出席状況も適切であり、管理・運営上の意思決定も適切に遂行されている。

管理部門と教学部門との連携は、法人運営会議がその役割を果たしており、理事会や評議員会に諮る議案、法人及び各部門の管理運営における課題、資金運営状況、学生生徒募集状況、就職・進路状況等、本法人の業務運営に関する重要事項を審議し、各部門の責任者との連携と意思疎通が図られている。

財務基盤の確立に向けて、中期経営計画では資金的余裕が生まれる収支構造を維持すると掲げており、事業計画の策定及び予算編成についても、理事会で承認された予算編成方針に基づき、長期間の作業工程を確保して編成作業を実施している。予算編成方針では、事業活動収支予算書における基本金組入前当年度収支差額の均衡を目指した予算編成に努めており、各設置学校に対して収支のバランスを考慮した編成作業を要請している。

その結果、財務運営については、学生生徒等納付金収入の安定的な確保及び外部資金の獲得等により、直近 3 期の決算状況が黒字化され、収支バランスは良好である。

予算執行の際は、法人事務局長(会計責任者)が 4 月に予算概要説明会を開催し、厳格な予算執行、適切な会計処理の実施に向けて注意喚起しており、学校法人会計基準や本法人の規則等に基づき適切に会計処理を実施している。

会計監査体制及び監査履行状況については、内部監査を実施する監査人(常勤)を中心として公認会計士及び監事(非常勤)との連携が図られ、適切に監査業務が実施されている。

以上のことから、本法人の「基準 5. 経営・管理と財務」については、その目的の実現について理事長のリーダーシップにより、適正な組織運営、監査体制、厳正な会計処理がなされていると評価できる。



## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は中期計画を作成し、平成 28(2016)年度からの「九州国際大学第三期中期計画 2016-2020」に基づいて、継続的な大学改革と教育改革を実施してきた。「九州国際大学第三期中期計画」に示された各到達目標の進捗状況を数値化した報告書「九州国際大学第三期中期計画(2016-2020)総括 - 主な取り組みと成果」がまとめられ、令和 3(2021)年 2 月の教育研究協議会において報告され、承認されている。

「九州国際大学第三期中期計画 2016-2020」を終了するにあたり、令和 3(2021)年以降を対象とした九州国際大学中期計画を「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」に移行することが、令和 3(2021)年 3 月の教育研究協議会の議を経て、学長が決定した【資料 6-1-1】。

「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」では、戦略 I から V までを重点項目として掲げており、特に「戦略 I [教育力]: 地域に根ざし、地域に必要とされる教育の実践」において、大学の内部質保証について次のように述べている。

#### 1. 大学における教育の質の保証の確立

- (1) 学修成果の可視化
- (2) 組織的・体系的な教育の実施
- (3) 学生を育てる教育への転換
- (4) 教育環境の整備
- (5) 教育情報の公開

このように「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」に教育の質の保証の確立が掲げられることによって、内部質保証に関する全学的な方針が明示されている。

また、内部質保証の恒常的組織として、九州国際大学自己点検・評価運営委員会（以下「自己点検・評価運営委員会」という。）を設置している【資料 6-1-2】。自己点検・評価運営委員会は、毎年度、自己点検・評価報告書を作成し、九州国際大学外部評価委員会に意見を求めて、学長に報告している【資料 6-1-3】。学長は、自己点検・評価報告書に基づき、本学の教育研究活動等について、改善のために必要な施策を講じるため教育研究協議会の意見を求めている。

さらに、令和元(2019)年度に、本学のカリキュラムが三つのポリシーに基づき適切に機能しているかを、多面的、総合的に点検・評価し、必要な教育改善に繋げることを目的として、アセスメント・ポリシーを定め、アセスメント実務者会議を設置した【資料 6-1-4】【資

料 6-1-5】。

このように、内部質保証を点検するための組織は整備されている。

「基準 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮」で記述したとおり、本学のガバナンス体制は確立されており、自己点検・評価運営委員会及びアセスメント実務者会議で取りまとめられた内容は、教育研究協議会に報告され、これを踏まえて学長が決定することになっている。

このように、内部質保証の責任体制は、学長が中心となっている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-1-1】 学校法人九州国際大学第三期中期経営計画 2019 年度～2023 年度

【5 ヵ年計画】

（【資料 1-2-11】【資料 2-5-1】【資料 5-1-9】【資料 5-4-1】と同じ）

HP 大学中期計画

HP 中期経営計画

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/managementplan/>

【資料 6-1-2】 九州国際大学自己点検・評価運営委員会規程（【資料 F-9】と同じ）

【資料 6-1-3】 九州国際大学外部評価委員会規程（【資料 F-9】と同じ）

【資料 6-1-4】 アセスメント・ポリシー（【資料 1-2-17】【資料 3-3-1】と同じ）

HP アセスメント・ポリシー

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/>

【資料 6-1-5】 九州国際大学教学マネジメントに関する実務者会議運用内規

（【資料 F-9】【資料 1-2-18】【資料 3-3-3】と同じ）

#### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和元(2019)年度から、本学のカリキュラムが三つのポリシーに基づき適切に機能しているかを、多面的、総合的に点検・評価し、必要な教育改善に繋げることを目的として、アセスメント・ポリシーを定め、これに基づく評価を行うために「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」に基づいたデータを収集している。

今後は、収集データに基づいて経年比較・クロス分析などの手法を用いて、自己点検・評価を行う。

#### 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

##### (1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有**

自己点検・評価は「九州国際大学学則」第2条において「本学は、その教育研究準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う」と定めている。

平成26(2014)年度の認証評価受審後の自己点検・評価は、自主的・自律的な内部質保証のため、本学独自の自己点検・評価を自己点検・評価運営委員会のもと毎年行い、報告書にまとめている。

その報告書は、本学が委嘱する外部評価委員による九州国際大学外部評価委員会に意見を求め、教育研究協議会に報告され、これを踏まえて学長が決定し、大学のホームページで公表している【資料 6-2-1】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-2-1】 令和2年度九州国際大学自己点検報告書（【資料 1-1-18】と同じ）

HP 自己点検・評価活動

URL: <http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/tenken/>

**6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析**

自己点検・評価を行うため、従来から現状把握のための調査及びデータの収集・分析は、入試・広報、教務、FD、学生支援、キャリア支援、財務等、様々な業務を担当する各委員会や事務局の各部局が実施してきた。

具体的には、本学のアドミッション・ポリシーに相応しい学生の受入れ状況、志願状況、選抜方法、新入生へのアンケート等は、入試・広報室と入試・広報委員会が中心となりデータの収集・分析がなされ、各教授会及び教育研究協議会に報告されている。

FD 委員会と学務事務室においては、学期毎に学生に対して「授業アンケート」を実施し、そのアンケート結果と分析結果を各担当教員に通知し、全ての教員についてのアンケート結果と分析結果を各教授会において公表している。

学生支援室においては、カウンセラーによる学生相談の利用状況や相談内容等については、定期的に報告書が作成されている。また、保健委員会において、保健室の利用状況等の活動報告書を作成し、その後、各教授会に報告されている。

毎年の卒業生の進路決定状況等についてもキャリア支援室と就職対策委員会においてデータの収集・分析がなされ、各教授会及び教育研究協議会に定期的に報告されている。

さらに、教育の質保証を機能させていくために、本学の現在の状況及び課題を抽出し、また、どのような施策を実行するべきなのかを検討することを目的とし、大学 IR を行っている【資料 6-2-2】。

そのために、【図表 6-2-1】カリキュラム・アセスメント・チェックリストの基本構造に基づいて、アドミッション・ポリシーの適切性、カリキュラム・ポリシーの適切性、ディプロマ・ポリシーの適切性及び三つのポリシーの整合性を対象とした分析を行うためのデータを収集している。

特に、本学が導入したアセスメンターで収集する学生の自己評価と教員の成績評価のデータに基づき、授業改善を目的とした「DP 達成度分析」と「map 分析」から、学修成果の点検・評価が行われ、授業方法やシラバス改善を図っている【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】。

【図表 6-2-1】カリキュラム・アセスメント・チェックリストの基本構造

アセスメント対象	アドミッション・ポリシーで示した資質能力の適切性	カリキュラム・ポリシーに基づき設計されたカリキュラムの適切性			ディプロマ・ポリシーで示した資質能力の適切性	三つのポリシーの整合性		
		設計の適切性	実行の適切性	学修成果				
指標	カリキュラムレベル	①選抜機能評価 (各種入学試験とその後のGPA/単位修得状況/留年・中退状況との関係) ②プレースメントテスト	⑤授業アンケート	⑥専門性/学士力【間接評価】 ⑦成績評価(GPA/GPT)【直接評価】 ⑧PROGテスト【直接評価】	⑩卒業後調査	⑪三つのポリシーの整合性点検 (卒業率/就職率/進学率/留年率/中退率)		
				④学生満足度調査			⑨進路先調査	
				⑫卒業生調査				
				⑬地元産業界インタビュー調査				
	授業レベル	③シラバスの第三者チェック (DPと到達目標/授業手法/評価方法の整合性)	⑤授業アンケート	⑥専門性【間接評価】 ⑦成績評価(GPA/GPT)【直接評価】				

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 6-2-2】2021 (令和 3) 年度第 1 回アセスメント実務者会議資料 (エビデンス)  
(【資料 3-3-5】と同じ)

【資料 6-2-3】DP 達成度分析 (【資料 4-2-10】と同じ)

【資料 6-2-4】map 分析 (【資料 3-3-8】【資料 4-2-11】と同じ)

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

自己点検・評価報告書の意見聴取については、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が延期となっている外部評価委員会を令和 3(2021)年 8 月を目途に実施する。

教育の質保証のために、令和元(2019)年 5 月に制定したアセスメント・ポリシーに基づき、IR 機能を定着させ、収集したデータを分析し、教育改革を行っていく。

蓄積されたデータを効果的に分析するための IR を進めていくために、今後は、調査・

分析手法などの研修を行い、IR を担う人材育成を進める。

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

##### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度を対象とした「九州国際大学第三期中期計画」を作成し、この実現に取り組んできた。それをもとに学校法人が、単年度の予算、決算時に「事業計画書」及び「事業報告書」を作成している。

さらに、毎年大学独自の自己点検・評価運営委員会による報告書「九州国際大学自己点検評価書」を作成している。委員会は、学長が委員長となり、各学部長、研究科長が委員として参加することで、学部・学科、研究科の取り組みを点検・評価している。委員会では、前年度の自己点検・評価を報告書に取りまとめるとともに、学長の指示により各部局は改善を行い、次年度の報告書に反映させている。このように、点検・評価及び改善にかかる「九州国際大学自己点検評価書」を作成している。

また、第三者機関の「認証評価」を受審する体制の構築のために、法人及び大学の各部局長をオブザーバーとして参加させた自己点検・評価運営委員会を開催している。直近の認証評価では、平成 26(2014)年度に文部科学大臣が認証する評価機関である日本高等教育評価機構による第三者評価を受け「適合」と判定された。

前回（平成 26(2014)年）受審した認証評価で改善を指摘された「経営学科」の定員充足率の改善については、全学的に検討し、「九州国際大学第三期中期計画」に定員確保を重点項目として掲げ、国際関係学部と経済学部を改組し、現代ビジネス学部を設置したことにより、平成 29(2017)年度は全ての学部学科において入学定員を充たし、入学定員充足率及び収容定員充足率は改善している【資料 6-3-1】。

現代ビジネス学部の設置計画履行状況については、平成 30(2018)年 2 月、文部科学省から、「現代ビジネス学部地域経済学科の入学定員超過の改善に努めること」と改善意見が付された。これを受けて、入試・広報委員会から入学者選抜方法の厳格化について提案され、教育研究協議会で審議し、学長が決定した。その結果、平成 29(2017)年度入学者 330 人、入学定員超過率 1.32 倍から平成 30(2018)年度入学者 267 人、入学定員超過率 1.06 倍へと改善された【資料 6-3-2】。

以上のように、本学では内部質保証のための PDCA サイクルを確立している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-3-1】平成 26 年度認証評価結果に対する改善報告書（【資料 F-15】と同じ）

【資料 6-3-2】九州国際大学現代ビジネス学部【届出】

設置に係る設置計画履行状況報告書（【資料 F-14】と同じ）

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、自己点検・評価運営委員会を中心として「九州国際大学自己点検評価書」を作成することで PDCA サイクルが確立されている。今後、アセスメント・ポリシーに基づく IR により内部質保証の向上を行い、教育改革を推進する。

【基準 6 の自己評価】

本学は、「九州国際大学中期計画」に基づいて毎年『九州国際大学自己点検評価書』を作成・公表し、PDCA サイクルを進めてきた。令和 3(2021)年以降は、「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」に基づき自己点検・評価を進めていく。

特に、教育の内部質保証の点では、令和元(2019)年からは、アセスメント・ポリシーを制定し、従来から実施されてきた各種調査に加えてカリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づいた調査を実施し、自己点検を行っている。

このように、本学における自己点検・評価活動において、内部質保証の向上を目指した PDCA サイクルの定着を図っている。

以上のことから本学は、「基準 6. 内部質保証」の趣旨を満たしていると評価できる。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域連携・社会貢献

##### A-1. 建学の精神に基づく地域連携・社会貢献活動

##### A-1-① 地域連携・社会貢献

##### A-1-② 産学連携

##### A-1-③ 高大接続

##### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 地域連携・社会貢献

本学は、平成 25(2013)年に地域連携センターを設置し、「九州国際大学地域連携センター規程」第 2 条において、「センターは、九州国際大学が有する人的資源、知的資産、施設を活用し、地域貢献をすることにより、地域社会の発展に寄与すること」と目的を定め、地域連携・社会貢献に取り組んでいる【資料 A-1-1】。

また、「九州国際大学第三期中期計画」の冒頭において、学長メッセージとして地域社会への貢献を目指した迅速な意思決定が強く求められていることを踏まえ、「戦略Ⅲ [研究活動]」では、地域ニーズに基づく研究の実施とその成果の社会への還元及び地域研究に係る拠点の整備、「戦略Ⅴ [社会貢献]」では、地域の生涯学習及び地域課題の解決に向けた教育・研究活動並びに地域社会との連携などに取り組んでいる【資料 A-1-2】。

地域連携センターでは、教職員及び学生が関わる地域連携・社会貢献の諸活動に対する支援を行っており、「九州国際大学地域連携センターにおける地域連携推進費に関する規程」に基づき、教職員・学生等と連携し、地域づくり等に取り組む団体を支援する地域連携推進事業を実施している【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】。令和 2(2020)年度は、次の 7 件の事業[図表 A-1-1]を採用し活動費を助成した。

【図表 A-1-1】採択事業

No	事業名	連携先	事業代表者
1	八幡におけるアートを通じた地域連携推進と新たな地域活性化に向けた取り組み	KEYAKI TERRACE YAHATA やはたアートフォレスト実行委員会	現代ビジネス学部 三輪 仁 教授
2	金融サービスを通じた価値共創に関する共同研究	福岡ひびき信用金庫	現代ビジネス学部 村上 真理 教授
3	防犯教育及び地域安全マップ活動活性化事業	北九州市安心安全課 黒崎商店街連合会 北九州市産業経済局商業サー	法学部 姜 信一 教授

		ビス産業政策課	
4	黒崎商店街のサステナビリティ・デザインに関する産官学協働事業	黒崎商店街連合会 北九州市産業経済局商業・サービス産業政策課	法学部 花松 泰倫 准教授
5	～スポーツで地域交流～	独立行政法人国際協力機構九州国際センター（JICA 九州） NPO 法人北九州フットボールクラブ	現代ビジネス学部 木下 温子 助教
6	教育のまち黒崎推進事業	特定非営利活動法人北九州未来教育塾 黒崎一番街協同組合、黒崎名店街協同組合	法学部 藤野 博行 助教
7	学生の地域活動参加促進および子どもたちのシビックプライド醸成事業	中央町連絡協議会・結（YUI）	現代ビジネス学部 栞畑 恭介 助教

地域に関する調査研究として、全学的な取り組みとして地域課題解決型の研究を行っている。この研究は、SDGs を踏まえた穴生学舎との共催による穴生シニアカレッジでの講演のテーマについてさらに考察を深め、その研究成果を地域課題解決型研究活動報告書に取りまとめ発刊している【資料 A-1-5】。

地域連携事業として、大学に隣接する独立行政法人国際協力機構九州国際センター（JICA 九州）と令和 2(2020)年 10 月に「連携覚書」を締結している【資料 A-1-6】。今後は、JICA 九州との協働による国際協力事業に関連した地域貢献活動を積極的に推進していく。

地域の人づくり事業として、北九州市との共催による北九州市民カレッジ講座を開催、後期 13 講座（テーマ）で各講座 5 回～13 回の講義を行い、会場の提供と共に、担当講師を主に本学関係者を中心に配置して実施している【資料 A-1-7】。

また、九州国際大学市民講座・市民相談を開催し、後期 10 回シリーズで本学出身の弁護士、不動産鑑定士、司法書士、社会保険労務士などによるリレー講義と市民相談を実施している【資料 A-1-8】。

さらに、シニアに向けた生涯学習のための北九州市穴生学舎との共催による本学教員を講師とするシニアカレッジ講座を開催、令和 2(2020)年度のテーマは「グローバル化の光と影」～SDGs を踏まえて～と題して全 8 回の講座を提供、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を徹底した上で受講人数を 40 人に制限して対面による講義形式で実施した【資料 A-1-9】。

地域防災に関する人づくりのための「地域防災人材育成講座」を開催し、北九州で想定される災害にどう備えるのかについて講演を行った【資料 A-1-10】。

学生の地域社会への貢献は、地域連携センターにおける活動だけでなく、演習（ゼミ）



における地域商店街活性化活動、地域の安心安全マップ作成、地元の企業・行政とのコラボレーションによる地域づくり活動など、企業との連携協定等により地域活性化へ取り組んでいる。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-1-1】九州国際大学地域連携センター規程

（【資料 F-9】【資料 1-1-19】【資料 4-4-5】と同じ）

【資料 A-1-2】九州国際大学第三期中期計画 2016-2020（【資料 1-2-8】と同じ）

【資料 A-1-3】九州国際大学地域連携センターにおける地域連携推進費に関する規程

（【資料 F-9】【資料 4-4-20】と同じ）

【資料 A-1-4】地域連携推進事業活動報告書（【資料 4-4-4】と同じ）

【資料 A-1-5】『地域課題解決型研究活動報告書』

【資料 A-1-6】独立行政法人国際協力機構と九州国際大学の覚書

【資料 A-1-7】『北九州市民カレッジ 令和 2 年度後期講座』

【資料 A-1-8】令和 2 年度第 12 回九州国際大学市民講座・市民相談

【資料 A-1-9】北九州市立年長者研修大学校穴生学舎シニアカレッジ

【資料 A-1-10】社会人対象・地域防災人材育成講座

## A-1-② 産学連携

### 1. 連携先

本学が包括的連携協定を結んでいる企業は、以下の 3 社である【資料 A-1-11】 【資料 A-1-12】 【資料 A-1-13】。

(1) 遠賀信用金庫（協定締結日：平成 30(2018)年 12 月 26 日）

(2) RKB 毎日放送株式会社（協定締結日：令和元(2019)年 7 月 29 日）

(3) 福岡ひびき信用金庫（協定締結日：令和 2(2020)年 1 月 31 日）

なお、福岡ひびき信用金庫とは、上述の包括連携協定とは別に、同庫が代表をつとめる「ひびしん同友会」（同庫取引企業の親睦団体）会員企業約 1500 社と本学との連携を目的として、パートナーズ規約（連携規約）を締結している（規約締結日：令和 2(2020)年 12 月 9 日）【資料 A-1-14】。

また、連携協定を締結していないものの、ゼミ授業において(ゼミのテーマに基づいて)、株式会社サンキュードラッグ（本社・北九州市）及び一番食品株式会社（本社・飯塚市）と連携活動を行っている。

### 2. 連携目的

遠賀信用金庫及び福岡ひびき信用金庫との連携は、地域の課題への対応、学生の教育・育成により、地域社会の形成と発展に寄与することを目的とし、また、RKB 毎日放送株式会社との連携は、福岡県内に所在する組織・団体として地域の活性化、地域貢献、そのための人材育成に寄与することを目的にしている。すなわち、いずれの連携も、地域社会の活性化に貢献する人材育成が主眼となっている。なお、上述のパートナーズ規約締結の目的は、インターンシップ、共同研究などを通じて、「ひびしん同友会」会員企業による

本学新卒者の地元企業就職支援及び本学卒業生の離職後における中途入社支援が中心となっている。

### 3. 連携の取り組み

地域社会の活性化に貢献する人材の育成という連携目的を達成するため、以下のような取り組みを行っている。

#### (1) 遠賀信用金庫

令和元(2019)年度、同庫取引企業 3 社の協力を得て、3 年次生 3 人の参加のもと、社長のかばん持ち体験（事前・事後指導が設定された 2 日程度の短期インターンシップ）を実施したが、令和 2(2020)年度は、同庫取引企業 7 社の協力を得て、3 年次生 15 人の参加のもと、企業訪問取材（地元北九州周辺の企業の魅力を探る取材）を実施したほか、現代ビジネス学部「地域連携講座」第 6 回授業（11 月 6 日）において、同庫理事長による「信用金庫と地域創生」をテーマにした講演を実施し【資料 A-1-15】、法学部「リスクマネジメント実習」においても「遠賀信用金庫商品開発活動」を共同実施している。なお、10 月 28 日に、同庫より、コロナ禍で困っている学生に対する支援物資（地元米 450 kg）の贈呈が行われている。

#### (2) RKB 毎日放送株式会社

令和元(2019)年度、同社ラジオまっぴりの大学 PR イベント「カリメンオープンキャンパス」（10 月 19 日同社本社敷地内で開催）に 3 年次生 2 人が参加する取り組みを行い、その他、同社が関わった 2 月 16 日の北九州マラソン大会において約 40 人の学生がボランティアとして参加する取り組みを行っている。令和 2(2020)年度は、同社のラジオ番組に本学学生が地域特派員として毎月 1 回出演し、地元優良企業の紹介をする取り組みを行うとともに、学生が同社テレビ情報番組と共同で SDGs 番組を制作した【資料 A-1-16】。

#### (3) 福岡ひびき信用金庫

令和 2(2020)年度、現代ビジネス学部地域経済学科の教員と学生 3 人がアンケート形式で金融サービスの共同研究を行い、11 月 12 日に「地域金融機関のサービスと関係性による価値協創」というテーマで報告会を本学で実施した【資料 A-1-17】。その他、同庫が主催する「福岡ひびき経営大学」第 36 期講座（全 4 回）を開講するにあたり、本学の施設を提供している。なお、上述のパートナーズ規約に基づき、1 月より、4 年次生 4 人について、「ひびしん同友会」所属企業との就職マッチングを試験的に行った。

#### (4) その他

株式会社サンキュードラッグとの連携取り組みは、2 店舗を対象にした利用者の利用状況アンケート調査（令和 2(2020)年 11 月 1 日、11 月 2 日、11 月 22 日実施）であり、12 月 10 日に報告会を本学で実施した【資料 A-1-18】。また一番食品株式会社との連携取り組みは、大学オリジナル商品（レトルトカレー）の開発・販売である（令和元(2019)年から令和 2(2020)年にかけて 2,124 食を製作し、販売した）。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-1-11】 遠賀信用金庫と九州国際大学との包括的地域連携に関する協定書

（【資料 1-1-7】と同じ）

【資料 A-1-12】九州国際大学と RKB 毎日放送との連携と協力に関する協定書

（【資料 1-1-11】と同じ）

【資料 A-1-13】福岡ひびき信用金庫と九州国際大学との包括的地域連携に関する協定書

（【資料 1-1-8】と同じ）

【資料 A-1-14】九州国際大学 KIU パートナーズ規約書

【資料 A-1-15】「地域連携講座」シラバス

【資料 A-1-16】異文化理解のカギ「ベントウ・ジャーニー」RKB 毎日

【資料 A-1-17】サービスと関係性からの実務アプローチ

【資料 A-1-18】株式会社サンキュードラッグ利用者アンケート調査

### A-1-③ 高大接続

本学では、文部科学省が掲げる教育改革（高大接続改革等）や地域課題（三大都市圏への人口流出等）を背景として、3つの高大連携（1. 出張講義、2. 高大連携、3. 高大教育連携）を実施している。地域の子どもたちを地域で育み、地元企業での活躍を期待する好循環への一助となることを意図している。

#### 1. 出張講義

高等学校からの依頼により、本学の教員が高等学校へ出向き、関心の高いテーマで講義を行っている。これは高校生の「知りたい」、「学びたい」という気持ちを育てようとするもので、地域貢献活動の一環として実施している【資料 A-1-19】。

#### 2. 高大連携

高等学校から要望された教育テーマに基づいて、本学独自の大学体験プログラムや出張講義を定期的に行い、高等学校と大学の共同での連携教育を行っている。現在県内外の 9 校と高大連携協定を締結し、高等学校のニーズに応える形での連携事業を展開している【資料 A-1-20】。

連 携 校 （順不同）		
柳川高等学校	博多高等学校	下関国際高等学校
慶成高等学校	高稜高等学校	開新高等学校
秀岳館高等学校	対馬高等学校	別府溝部学園高等学校

#### 3. 高大教育連携

北九州市内の高等学校と教育連携を図ることで、地元企業で活躍する人材を地域で育成しようとしている。北九州市からの人口流出の防止を図るとともに、地域の活性化を狙いとした取り組みとして、現在 10 校と高大教育連携協定を行っている【資料 A-1-21】。

連 携 校 （順不同）		
八幡中央高等学校	若松高等学校	北九州市立高等学校
北九州高等学校	小倉西高等学校	中間高等学校

小倉南高等学校	ひびき高等学校	門司大翔館高等学校
八幡南高等学校		

### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-1-19】 出張講座実績一覧

【資料 A-1-20】 高大連携協定書一覧

【資料 A-1-21】 高大教育連携協定書一覧

### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、地域社会から評価される「開かれた学園づくり」を目指してきた。それが学生の地域における個別的な取り組みにおいても浸透しており、高い評価を得ている。積極的な活動の担い手が卒業した後の各活動の持続性をいかに図るかの工夫やサポート体制が求められる。

学生の団体活動については、今後もこれまでの活動によって得られたノウハウ等を生きた知恵として集約し、先輩から後輩へ円滑に承継される仕組みづくりを促していくことで、各団体活動の承継的持続的展開を図り、さらなる地域活性化への貢献度を高めていきたい。また地域貢献人材の育成を目的とした産学連携、高大接続については、より大きな効果を目指して連携先を拡充していく。

地域連携推進費により「地域連携推進事業」として、地域の「商店街の活性化」、「観光案内ボランティア」などの地域団体と連携しながらの取り組みはかなりの成果をあげている。また、全学的な SDGs を踏まえた地域課題解決型研究にも取り組み、その成果を「地域課題解決型研究活動報告書」に取りまとめている。今後、さらに地域に関する調査・研究の拡充を図っていきたい。

### 【基準 A の自己評価】

本学は、「九州国際大学学則」第 1 条に目的として地域社会貢献を掲げており、各学部の講義や演習において地域を意識した教育及び活動を行い、地域に貢献できる人材の育成を目指している。大学の付設機関として、地域連携センターを平野キャンパスと黒崎コムシティ 2 階に設置し、地元の北九州市や商店街などと協力して活発に連携事業を行い地域のまちづくり・地域の活性化に寄与してきている。

地域連携センターでは、九州国際大学市民講座・市民相談や市民カレッジなど数多くの講座を開講している。毎年多くの一般市民が受講しており、市民の生涯学習にも役立っており、地域の人づくりに貢献してきている。

また産学連携、高大接続においても、多様な活動を行うことで連携目的を達成している。

以上のことから、本学が独自に設定した「基準 A. 地域連携・社会貢献」の趣旨を満たしていると評価している。

**基準 B. 国際交流****B-1. グローバル化への対応****B-1-① 多様な留学制度と国際交流****(1) B-1 の自己判定**

「基準項目 B-1 を満たしている。」

**(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）****B-1-① 多様な留学制度と国際交流**

本学は、国際センターと国際センター委員会を設置し、積極的な国際交流活動の展開と留学生支援の充実のための取り組みを行っている【資料 B-1-1】。

**1. 海外協定校**

本学は、建学の精神と教育目的により、国際的視野を持った人材の育成のために海外での学修環境・機会の提供を積極的に展開している【資料 B-1-2】【資料 B-1-3】【資料 B-1-4】【資料 B-1-5】。

平成 29(2017)年に開設された現代ビジネス学部国際社会学科の学生は、2 年次に海外実習が必須となっており、そのために、[図表 B-1-1]のとおり英語圏の協定校の拡大を図るべく取り組んでいる。

**[図表 B-1-1]****協定校（交換留学）**

	協定大学名
中華人民共和国	東北財経大学
	遼寧大学
中華民国	南開科技大学
	国立高雄餐旅大学
大韓民国	東亜大学校
	漢陽大学校
	高麗大学校
	靈山大学校
	釜山外国語大学校
インドネシア共和国	インドネシア大学

**協定校（交流）**

	協定大学名

フィリピン	シリマン大学
カナダ	カルガリー大学
オーストラリア	スインバーン工科大学

## 2. 交換留学・認定留学

本学の留学制度として、交換留学と認定留学がある【資料 B-1-6】。

交換留学は、中華人民共和国、中華民国、大韓民国、インドネシア共和国の 10 大学と交換留学協定を締結し、毎年、各大学に本学から 1~4 人の学生を派遣、また派遣先から同数の留学生を受入れる制度である。留学先では半年から 1 年間、言語及び興味のあるテーマに沿った科目を受講し、本学学則・規程に基づいた単位換算認定を行っている【資料 B-1-7】。

認定留学は、学生個人の計画を基本とした長期海外留学制度であり、留学先で受講した科目について単位換算認定を行っている。

協定大学とは新型コロナウイルス感染症流行状況について情報交換を行い、状況の収束後の対応について協議を継続している。

## 3. 短期海外実習

例年、短期海外実習として「海外語学実習」、「海外社会実習」を、アメリカ・イギリス・カナダ・フィリピン・大韓民国・中華民国・インドネシア共和国を実習先国として開講し、約 100 人の学生が参加している【資料 B-1-8】。短期海外実習のコーディネイトは本学教員が行い、特に語学に関わるカリキュラムは本学学生の特性を実習先と検討して編成している。ただし、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の世界的流行下、これら短期海外実習を中止した。

## 4. チュートリアル

ネイティブ教員によるチュートリアル（個人指導）の機会を提供し、外国語運用能力だけでなくコミュニケーションや異文化理解のセンス向上において、大きな教育成果を上げた。新たな学習環境の創出が実現できたものとして評価できる。

## 5. 国際協カプロジェクト

平成 23(2011)年から始まった「Book to Read プロジェクト」は、本学現代ビジネス学部国際社会学科の学生が国際 NGO と協力して運営するプロジェクトである。カンボジアの小学校の図書館に本を送る活動を通じて、国際協力と子どもたちの未来を考える、ユニークな取り組みである。令和 2(2020)年度は、現地での活動は中止されたが国内での啓発活動、募金による資金積み上げなどに取り組んだ【資料 B-1-9】。

## 6. 地域との連携・国際交流活動への参加

平成 29(2017)年以来、海外からの観光客に対応する外国語ボランティア活動事業に多くの学生が参加し、関係各所から高い評価を得てきた。また、民間企業、団体による国際交流活動へも積極的に協力を行ってきたが、令和 2(2020)年度は全ての事業が中止となった。令和 2(2020)年度から北九州国際交流協会が運営する日本語を母語としない子どもたち向

けの「にほんごひろばオンラインクラス」ボランティア事業へ本学学生が参加している。

また、北九州市立花尾小学校に本学の学生を派遣し、2年生児童の英語学習を支援するプロジェクトがスタートした【資料 B-1-10】。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 B-1-1】九州国際大学国際センター規程（【資料 F-9】と同じ）

【資料 B-1-2】交換留学先協定書一覧

【資料 B-1-3】カナダ・カルガリー大学覚書（【資料 1-1-4】と同じ）

【資料 B-1-4】フィリピン・シリマン大学覚書（【資料 1-1-5】と同じ）

【資料 B-1-5】オーストラリア・スインバーン工科大学合意書（【資料 1-1-6】と同じ）

【資料 B-1-6】九州国際大学留学する学生に関する規程（【資料 F-9】と同じ）

【資料 B-1-7】九州国際大学授業科目及び単位の認定に関する規程（【資料 F-9】と同じ）

【資料 B-1-8】海外実習一覧

【資料 B-1-9】『九州国際大学 GUIDE BOOK 2022』

Book to Read プロジェクト（41 頁）

【資料 B-1-10】九国大生 児童に英語指導（5/20 付 西日本新聞）

### (3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神、教育目的、学則に基づいて実施されている国際交流活動の更なる展開を進めていく。新型コロナウイルス感染症の終息後を見据えて、本学の国際交流活動の再構築プロセスを進める必要がある。従前の「国際化」のイメージではなく「多様性」を知り、経験し、そしてそれらを生かす学生の育成に資する戦略を策定することを目指す。

国際交流活動の柱となる交換留学などの展開を前提とした海外協定校の拡大と、学生に対する留学・海外実習制度の効果的な情報提供・指導方法の開発を継続する。令和 3(2021)年度の短期海外語学・社会実習、交換留学派遣及び受入れは中止することを決定しているが、環境が整い次第、留学を希望する学生に対する支援を再開する。本学へ留学している外国人留学生への支援体制を生活面、経済面だけでなく、日本人学生との交流などの機会を積極的に設けることで学内の「多様性」を形成していく。

本学地域連携センターと協働して、北九州市や JICA 九州、関連団体との連携による国際ボランティア事業を展開し、国際交流活動の効果を高めていく。

### 【基準 B の自己評価】

本学は、建学の精神と教育目的に基づく国際的視野を持った人材の育成を目指しており、海外協定校との交流によって学生に世界的な視点からの学修機会の提供を図っている。また学内において、その成果を生かす取り組みを進め、国際・地域社会へ積極的に貢献することで九州国際大学のアイデンティティの一つである「国際性」を形成している。

以上のことから、本学が独自に設定した「基準 B. 国際交流」の趣旨を満たしていると評価できる。





## V. 特記事項

### 本学学生の演習（ゼミ）における活動

#### 1. 地域リスクを理解し、その解決に貢献する『リスクマネジメント実習』活動

これは、大学で学んだ知識を地域社会に還元するという意義を持った活動である。この活動では、学生たちが法学部「リスクマネジメントコース」で学ぶ「救命講習」「地域課題」「安全・安心」などの知識をもとに、実際に地域に出かけ、課題解決力と協調性を発揮し、地域の課題解決に貢献することを目標としている。この実習活動を通して、学生たちは社会人に必要な力（課題発見・解決力、コミュニケーション力、自己管理能力）を身につけ、地域社会が抱えている課題について考え、その解決に向けてのさまざまなアイデアを共有し、実践することができる。またこの活動は、学生たちにとって地域住民との交流を通じ将来の自分がどのように生きていくべきか、そのために何が必要かなどについて考える機会を与えている。具体的な活動としては、黒崎商店街でのイベント開催などを企画する「黒崎商店街活性化活動」、小学生や保護者を対象に救命講習・防災クイズ・防犯講習などを行う「安全安心教育活動」などである。

#### 2. 八幡東区におけるシビックプライドを育む活動

本学の立地する八幡東区は長期に渡って人口減少、高齢化傾向にあるが、交通の利便性や生活環境の良さから近年では転入超過に転じている。しかし、その一方で新住民の地域意識の醸成、さらには新旧住民間、世代間、地区間の断絶の解消などが新たな地域課題となっている。現代ビジネス学部地域経済学科「地域づくりコース」では、主たる活動場所を中央区商店街と八幡駅前国際通り地区として、多様な地域アクターと連携し、にぎわいづくりや住民交流機会の創出に継続的に取り組んでいる。

特に八幡大空襲の経験、「製鐵のまち」として栄えた時代の記憶の住民への敷衍、次世代への継承については、継続的な取り組みとして行っている。その他の具体的な活動としては、平成30(2018)年から本学学園祭における地域連携の促進、令和元(2019)年から『やばたアートフォレストパレットの樹』への企画参加などがある。

#### 3. 持続可能な開発目標に寄与する、留学生と行くSDGs旅行『BENTO JOURNEY』

現代ビジネス学部地域経済学科「観光ビジネスコース」では、国連が持続可能な開発目標として定めたSDGsについて学び、観光を通じてSDGsをジブンゴトとして捉えるための旅行企画『BENTO JOURNEY』を立案した。これは、留学生とその日本の友人が北九州に滞在し、且過市場で購入した食材を余すことなく使って弁当を作るほか、プロの写真家から映える写真の撮り方を習いSNSに投稿し獲得した「いいね!」の数だけをSDGs関連企業に寄附するものであり、子ども食堂で子どもたちと一緒に弁当を作ることで、アジア圏の留学生にも自国とは異なる日本の貧困の実態について理解を深めてもらうのが狙いである。

本企画は、「第3回東京女子大学ビジネスプランコンテスト」で奨励賞を受賞したほか、早稲田佐賀中学校で生徒たちとともにSDGsのアクションプランについて議論するなど精力的な活動を続けている。

## VI. 法令等の遵守状況一覧

## 学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	大学の目的については、「九州国際大学学則」第 1 条第 1 項に規定し、『学生便覧』、HP にも明記している。	1-1
第 85 条	○	学部については、「九州国際大学学則」第 3 条に規定し、その目的については第 1 条第 2 項に規定している。	1-2
第 87 条	○	修業年限については、「九州国際大学学則」第 7 条に規定している。	3-1
第 88 条	○	転入学は、「九州国際大学学則」第 16 条、編入学は、「九州国際大学学則」第 17 条に規定し、「九州国際大学転入学に関する規程」及び「九州国際大学編入学に関する規程」を整備している。	3-1
第 89 条	—	早期卒業制度は整備していない。	3-1
第 90 条	○	入学資格については、「九州国際大学学則」第 12 条に規定している。	2-1
第 92 条	○	職員組織については、「九州国際大学学則」第 4 条、第 4 条の 2、第 4 条の 3 で規定し、「学校法人九州国際大学組織規程」第 14 条、第 16 条及び「九州国際大学教員資格審査規程」第 3 条、第 4 条、第 5 条に規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会については、「九州国際大学学則」第 5 条に規定している。	4-1
第 104 条	○	学位の授与については、「九州国際大学学則」第 37 条、第 38 条、「九州国際大学大学院学則」第 17 条、第 18 条及び「九州国際大学学位規則」に規定している。	3-1
第 105 条	—	履修証明制度は整備していない。	3-1
第 108 条	—	短期大学を設置していない。	2-1
第 109 条	○	自己点検・評価については、「九州国際大学学則」第 2 条に規定し、結果については HP で公表している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動については、大学 HP で公表している。	3-2
第 114 条	○	事務職員については、「九州国際大学学則」第 4 条で規定し、「学校法人九州国際大学組織規程」、「業務分掌規程」及び「学校法人九州国際大学職員就業規則」に規定している。	4-1 4-3
第 122 条	○	高等専門学校を卒業した者の編入学については、「九州国際大学編入学に関する規程」第 4 条に規定している。	2-1
第 132 条	○	専修学校を修了した者の編入学については、「九州国際大学編入学に関する規程」第 4 条に規定している。	2-1

## 学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	<p>「九州国際大学学則」において以下のとおり規定している。</p> <p>1 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項 修業年限は第 7 条、学年、学期は第 9 条、休業日は第 10 条</p> <p>2 部科及び課程の組織に関する事項 第 3 条、第 3 条の 2</p> <p>3 教育課程及び授業日時数に関する事項 第 26 条～第 29 条</p> <p>4 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 学習の評価は第 34 条～第 36 条の 5、課程の修了の認定は第 37 条</p> <p>5 収容定員及び職員組織に関する事項 収容定員は第 3 条、職員組織は第 4 条～第 4 条の 3</p> <p>6 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 入学は第 11 条～第 17 条、退学は第 23 条、転学は第 18 条、休学は第 21 条、第 22 条、卒業は第 37 条、第 38 条</p> <p>7 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項 第 46 条、第 47 条</p> <p>8 賞罰に関する事項 第 50 条～第 51 条の 2</p> <p>9 寄宿舍に関する事項 第 49 条</p>	3-1 3-2
第 24 条	○	学生成績原簿及び指導要録（その写しを含む。）については、「文書保存規程」により適切に行っている。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	除籍については、「九州国際大学学則」第 24 条、懲戒については、「九州国際大学学則」第 51 条、第 51 条の 2 に規定し、「九州国際大学学生懲戒規程」を整備している。	4-1
第 28 条	○	各担当部署において「文書保存規程」により保存している。	3-2
第 143 条	—	代議員会については該当しない。	4-1
第 146 条	—	科目等履修生の修業年限の通算は定めていないため該当しない。	3-1
第 147 条	—	早期卒業の制度は定めていないため該当しない。	3-1
第 148 条	—	修業年限は 4 年であるので該当しない。	3-1
第 149 条	—	早期卒業の制度は定めていないため該当しない。	3-1
第 150 条	○	高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者については、「九州国際大学学則」第 12 条に規定している。	2-1
第 151 条	—	飛び入学制度は定めていないため該当しない。	2-1
第 152 条	—	飛び入学制度は定めていないため該当しない。	2-1

## 九州国際大学

第 153 条	—	飛び入学制度は定めていないため該当しない。	2-1
第 154 条	—	飛び入学制度は定めていないため該当しない。	2-1
第 161 条	○	編入学については、「九州国際大学学則」第 17 条に規定し、「九州国際大学編入学に関する規程」を整備している。	2-1
第 162 条	○	外国からの転入学・編入学については、「九州国際大学学則」第 39 条、第 40 条に規定し、日本人と同様の「九州国際大学転入学に関する規程」及び「九州国際大学編入学に関する規程」としている。	2-1
第 163 条	○	学年の始期及び終期については、「九州国際大学学則」第 9 条に規定している。	3-2
第 163 条の 2	—	学修証明は定めていないため該当しない。	3-1
第 164 条	—	履修証明は定めていないため該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	大学、学部学科及び研究科ごとに、教育上の目的を踏まえて、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を定め、HP 等に公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価については、「九州国際大学自己点検・評価運営委員会規程」に規定した体制で実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況については、HP で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	卒業証書・学位記授与については、「九州国際大学学則」第 38 条及び「九州国際大学学位規則」に規定している。	3-1
第 178 条	○	高等専門学校を卒業した者の編入学については、「九州国際大学編入学に関する規程」第 4 条に規定している。	2-1
第 186 条	○	専修学校を修了した者の編入学については、「九州国際大学編入学に関する規程」第 4 条に規定している。	2-1

## 大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を必要最低基準と認識し、教育研究水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	各学部、学科の目的については、「九州国際大学学則」第 1 条第 2 項に規定している。	1-1 1-2

## 九州国際大学

第2条の2	○	入学者選抜実施要項（文部科学省）に則り、入学・広報委員会を設置し、公正かつ妥当な方法により、入学者の選抜を行っている。	2-1
第2条の3	○	教育研究協議会をはじめとする各種委員会において、教員以外に事務職員も構成員として参画することで教職協働を実現している。	2-2
第3条	○	学部は、教育研究上適当な規模内容であり、教員組織、教員数も適切に配置されている。	1-2
第4条	○	学部には、専攻により学科を設け、「九州国際大学学則」第3条に規定している。	1-2
第5条	○	課程については、「九州国際大学学則」第31条～第33条の2に規定し、教職課程、図書館学課程、スポーツ指導員養成課程を設置している。	1-2
第6条	—	学部以外の教育研究上の基本となる組織は設置していないため該当しない	1-2 3-2 4-2
第7条	○	教育研究組織の規模や学位の種類及び分野に応じ、基準数を満たす人数を配置し、年齢構成に偏りがでないよう配慮している。	3-2 4-2
第10条	○	教育上主要と認める授業科目は、原則として専任教員が担当している。	3-2 4-2
第10条の2	○	実務経験と高度な実務能力を持つ教員は教育課程編成の責任を担うようにしている。	3-2
第11条	—	授業を担当しない教員はいないため該当しない。	3-2 4-2
第12条	○	専任教員は全ての教員が本学のみ専任教員である。	3-2 4-2
第13条	○	専任教員数は大学設置基準を満たしている。	3-2 4-2
第13条の2	○	学長の選考については、「九州国際大学学長選任規程」に規定している。	4-1
第14条	○	教授の資格については、「九州国際大学教員資格審査規程」第5条に規定している。	3-2 4-2
第15条	○	准教授の資格については、「九州国際大学教員資格審査規程」第4条に規定している。	3-2 4-2
第16条	—	講師は配置していないため該当しない。	3-2 4-2
第16条の2	○	助教の資格については、「九州国際大学教員資格審査規程」第3条に規定している。	3-2 4-2
第17条	—	助手は配置していないため該当しない。	3-2 4-2

九州国際大学

第 18 条	○	収容定員については、「九州国際大学学則」第 3 条第 2 項に規定している。	2-1
第 19 条	○	教育課程の編成方針については、大学、学部及び学科単位でカリキュラム・ポリシーを定めている。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目は開設していないため該当しない。	3-2
第 20 条	○	教育課程の編成方法については、「九州国際大学学則」第 26 条、第 27 条に規定している。	3-2
第 21 条	○	単位数については、「九州国際大学学則」第 30 条に規定している。	3-1
第 22 条	○	一年間の授業期間については、「九州国際大学学則」第 29 条に規定している。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業期間については、「九州国際大学学則」第 29 条第 2 項に規定している。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数については、授業内容とその教育的効果を配慮して、必要に応じてクラス分けを行っている。	2-5
第 25 条	○	授業の方法は、「九州国際大学学則」第 30 条に規定し、講義、演習、実習、実技のいずれか、もしくはこれらの併用により実施している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業計画については、シラバスにて明らかにしている。成績評価基準については、「九州国際大学修学規程」第 12 条に規定するとともに、各授業科目のシラバスにおいて「達成目標」「評価方法」「評価基準」を明らかにしている。	3-1
第 25 条の 3	○	教育内容改善のための組織的な研修については、「九州国際大学ファカルティ・デベロップメント委員会に関する規程」において内容を審議し、適切に実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	昼夜開講制は行っていないため該当しない。	3-2
第 27 条	○	単位の授与については、「九州国際大学学則」第 34 条に規定している。	3-1
第 27 条の 2	○	履修単位数の上限については、「九州国際大学修学規程」第 8 条に規定している。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目は開設していないため該当しない。	3-1
第 28 条	○	他の大学又は短期大学における授業科目の履修等については、「九州国際大学学則」第 36 条に規定している。	3-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設等における学修については、「九州国際大学学則」第 36 条の 2 に規定している。	3-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位数の認定については、「九州国際大学学則」第 36 条の 3 に規定している。	3-1
第 30 条の 2	—	長期履修制度は行っていないため該当しない。	3-2
第 31 条	○	科目等履修生については、「九州国際大学学則」第 41 条に規定し、「科目等履修生規程」を整備している。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業の要件については、「九州国際大学学則」第 37 条、「九州国際大学修学規程」に規定している。	3-1

## 九州国際大学

第 33 条	—	医学又は歯学に関する学科を設置していないため該当しない。	3-1
第 34 条	○	校地については、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有しており、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 35 条	○	運動場については、教育に支障のないよう校舎と同一の敷地内に設置しており、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設については、大学設置基準第 36 条第 1 項～第 5 項に規定される施設を備えている。	2-5
第 37 条	○	校地面積については、基準校地面積を上回る面積を備えており、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積については、基準校舎面積を上回る面積を備えており、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館については、総座席数は 333 席、図書資料は約 47 万冊を所蔵している。図書館システムによる図書資料の整理提供を行い、大学図書館間で文献複写等の相互協力により資料提供も行っている。また、司書資格を持つ専任職員を置き、利用者サービスの向上に努めている。	2-5
第 39 条	—	附属施設は、該当する学部を設置していないため該当しない。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学実務実習に必要な施設は、該当する学部を設置していないため該当しない。	2-5
第 40 条	○	機械、器具等については、各学科の種類、学生数に応じて、必要な機械、器具を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備は、 一 キャンパスのため該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究環境の整備については、各学科の教育研究上の目的を達成するため、必要な教育研究経費を配分している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称については、大学、学部及び学科の名称は適当であり、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	○	事務組織については、「学校法人九州国際大学組織規程」、「業務分掌規程」に規定している。	4-1 4-3
第 42 条	○	厚生補導の組織については、「業務分掌規程」第 15 条に規定し、学生支援室が担当している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制については、「業務分掌規程」第 16 条に規定し、キャリア支援室が担当し、各学部の就職対策委員と連携している。	2-3
第 42 条の 3	○	研修の機会については、「九州国際大学 SD 委員会運営に関する内規」により SD 研修を計画的に実施している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	学部等連係課程実施基本組織は、設置していないため該当しない。	3-2
第 43 条	—	共同教育課程を設置していないため該当しない。	3-2

## 九州国際大学

第 44 条	—	共同教育課程を設置していないため該当しない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程を設置していないため該当しない。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程を設置していないため該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程を設置していないため該当しない。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程を設置していないため該当しない。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程を設置していないため該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部を設置していないため該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部を設置していないため該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部を設置していないため該当しない。	4-2
第 57 条	—	外国に設ける組織を設置していないため該当しない。	1-2
第 58 条	—	学部を置くことなく大学院を設置している大学ではないため該当しない。	2-5
第 60 条	—	新たに設置する計画はないため該当しない。	2-5 3-2 4-2

## 学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学士の学位授与については、「九州国際大学学則」第 37 条、第 38 条、「九州国際大学学位規則」第 3 条に規定している。	3-1
第 10 条	○	学位の専攻分野の名称については、「九州国際大学学位規則」第 2 条に規定している。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を設置していないため該当しない。	3-1
第 13 条	○	学位に関する規程については、「九州国際大学学則」及び「九州国際大学学位規則」を定めており、「九州国際大学学則」は改正があれば文部科学大臣に報告を行っている。	3-1

## 私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人の責務については、「学校法人九州国際大学寄附行為」を定め、これを遵守しており、毎年度事業報告、事業計画を HP に公開して情報公開に努めるなどし、その運営の透明性を確保している。	5-1



## 九州国際大学

第 26 条の 2	○	特別の利益供与の禁止については、理事会及び評議員会の議事について、特別の利害関係を有する理事及び評議員は、議決に加わることができないと「学校法人九州国際大学寄附行為」第 18 条第 13 項及び第 21 条第 12 項に規定し、遵守している。また、監事の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することが出来る者を選任すると「学校法人九州国際大学寄附行為」第 9 条第 2 項に規定している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の備置き及び閲覧については、「学校法人九州国際大学寄附行為」第 48 条に規定している。	5-1
第 35 条	○	役員については、「学校法人九州国際大学寄附行為」第 6 条第 1 項に、理事 10 人、監事 2 人と規定し、遵守している	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係については、私立学校法の定めるところにより、委任に関する規定に従うことを、理事会において役員に周知している。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会については、「学校法人九州国際大学寄附行為」第 18 条に規定し、遵守している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務については、「学校法人九州国際大学寄附行為」第 13 条に理事長の職務、第 14 条に副理事長及び常務理事の職務、第 15 条に理事の代表権の制限、第 16 条に理事長職務の代理等、第 17 条に監事の職務を規定し、遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任については、「学校法人九州国際大学寄附行為」第 8 条及び第 9 条に規定するほか、別に定める「役員の選任及び理事会の運営に関する規程」に役員選任についての細目を定め、遵守している。	5-2
第 39 条	○	役員の兼職禁止については、監事は、理事、評議員又は法人の職員と兼ねていない者から選任することを「学校法人九州国際大学寄附行為」第 9 条に規定し、遵守している。	5-2
第 40 条	○	役員の補充については、「学校法人九州国際大学寄附行為」第 11 条に規定し、遵守している。	5-2
第 41 条	○	評議員会については、「学校法人九州国際大学寄附行為」第 21 条に規定し、遵守している。	5-3
第 42 条	○	評議員会の諮問事項は、「学校法人九州国際大学寄附行為」第 23 条に規定し、遵守している。	5-3
第 43 条	○	評議員会の意見具申等については、「学校法人九州国際大学寄附行為」第 24 条に規定し、遵守している。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任については、「学校法人九州国際大学寄附行為」第 25 条に規定するほか、別に定める「評議員の選任及び評議員会の運営に関する規程」に評議員選任についての細目を定め、遵守している。	5-3

## 九州国際大学

第 44 条の 2	○	役員が法人に対する損害賠償責任については、善管注意義務に反した場合、法人に対して損害賠償責任が生じることを理事会において役員に周知している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員がその職務を行うについて、悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことを理事会において役員に周知している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員が法人又は第三者に生じた責任を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害賠償の責任を負うときは、連帯債務者となることを理事会において役員に周知している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	役員が損害賠償責任の免除を行う場合について、役員と責任限定契約を締結する場合について、寄附行為第 50 条及び第 51 条に必要な事項を規定している。役員が職務執行に関し負う損害賠償責任に関する費用等を学校法人が役員に対して補償する契約や、当該費用を補填する責任保険契約については、締結をしていない。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為変更の認可等については、「学校法人九州国際大学寄附行為」第 47 条に規定し、法に基づき適切に申請又は届出を行っている。	5-1
第 45 条の 2	○	予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画については、「学校法人九州国際大学寄附行為」第 36 条に規定し、毎年適切に策定し、遵守している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	評議員会に対する決算等の報告については、「学校法人九州国際大学寄附行為」第 38 条に規定し、遵守している。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧については、「学校法人九州国際大学寄附行為」第 39 条に規定し、遵守している	5-1
第 48 条	○	報酬等については、「学校法人九州国際大学寄附行為」第 41 条に規定するほか、別に定める「学校法人九州国際大学役員の報酬等の支給の基準に関する規程」に基づき、適切に運用している。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度については、「学校法人九州国際大学寄附行為」第 43 条に規定し、遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公表について、「学校法人九州国際大学寄附行為」第 40 条に規定し、遵守している。	5-1

## 学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院の目的については、「九州国際大学大学院学則」第 2 条に規定し、『学生便覧』、HP にも明記している。	1-1

## 九州国際大学

第 100 条	○	大学院の研究科については、「九州国際大学大学院学則」第 6 条に規定している。	1-2
第 102 条	○	大学院の入学資格については、「九州国際大学大学院学則」第 19 条に規定している。	2-1

## 学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院の入学資格については、「九州国際大学大学院学則」第 19 条に規定している。	2-1
第 156 条	○	大学院の入学資格については、「九州国際大学大学院学則」第 19 条に規定している。	2-1
第 157 条	—	飛び入学制度は定めていないため該当しない。	2-1
第 158 条	—	飛び入学制度は定めていないため該当しない。	2-1
第 159 条	—	飛び入学制度は定めていないため該当しない。	2-1
第 160 条	—	飛び入学制度は定めていないため該当しない。	2-1

## 大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準の趣旨については、大学院設置基準を最低基準と心得、向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	研究科の教育目的については、「九州国際大学大学院学則」第 2 条に規定している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者選抜については、「九州国際大学大学院入学者選抜規程」に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。	2-1
第 1 条の 4	○	教員と事務職員の連携及び協働については、研究科教授会に職員が出席するなど、教員と事務職員等は適切な連携体制を確保している。	2-2
第 2 条	○	課程については、「九州国際大学大学院学則」第 4 条に規定している。	1-2
第 2 条の 2	○	専ら夜間において教育を行うことについては、「九州国際大学大学院学則」第 15 条の 2 第 5 項に規定している。	1-2
第 3 条	○	修士課程については、「九州国際大学大学院学則」第 5 条に規定している。	1-2
第 4 条	—	博士課程は設置していないため該当しない。	1-2

## 九州国際大学

第5条	○	研究科は、教育研究上適当な規模内容であり、教員組織、教員数も適切に配置している。	1-2
第6条	○	研究科には、専攻を置くことを「九州国際大学大学院学則」第6条に規定している。	1-2
第7条	○	研究科と学部等の関係については、法学部を基礎として法学研究科を設置しており、連携は適切に行われている。	1-2
第7条の2	—	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科は設置していないため該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	研究科以外の基本組織は設置していないため該当しない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	教員組織について、「九州国際大学大学院学則」第34条に規定している。また、同組織は学部の教員がこれを兼ねており、適切に配置している。	3-2 4-2
第9条	○	大学院教員の資格基準については、「九州国際大学大学院担当教員資格審査規程」、「九州国際大学大学院担当教員資格に関する細則」に規定している。	3-2 4-2
第10条	○	収容定員については、「九州国際大学大学院学則」第6条第2項に規定している。	2-1
第11条	○	教育課程の編成方針については、「九州国際大学大学院学則」第12条に規定し、研究科でカリキュラム・ポリシーを定めている。	3-2
第12条	○	授業及び研究指導については、「九州国際大学大学院学則」第12条第2項に規定している。	2-2 3-2
第13条	○	研究指導については、「九州国際大学大学院法学研究科規則」第5条に規定している。	2-2 3-2
第14条	○	教育方法の特例については、「九州国際大学大学院学則」第15条の2第5項、「九州国際大学大学院法学研究科規則」第2条に規定している。	3-2
第14条の2	○	成績評価基準、学位論文に係る評価等については、シラバス及び『学生便覧』に明示している。	3-1
第14条の3	○	教育内容改善のための組織的な研修については、授業アンケートを実施し、教育内容等の改善に繋げている。	3-3 4-2

## 九州国際大学

第 15 条	○	<p>大学設置基準の準用については、「九州国際大学大学院学則」第 39 条に規定しているように、以下については「九州国際大学大学学則」及びその他の諸規程を準用している。</p> <p>大学設置基準</p> <p>第 21 条 単位の計算方法については、「九州国際大学学則」第 30 条を準用している。</p> <p>第 22 条 一年間の授業期間については、「九州国際大学学則」第 29 条を準用している。</p> <p>第 23 条 各授業科目の授業期間については、「九州国際大学学則」第 29 条を準用している。</p> <p>第 24 条 授業を行う学生数については、授業内容とその教育的効果を配慮して、必要に応じてクラス分けを行っている。</p> <p>第 25 条 授業の方法については、「九州国際大学学則」第 30 条を準用している。</p> <p>第 27 条 単位の授与については、「九州国際大学大学院研究科規則」第 6 条及び第 7 条に規定している。</p> <p>第 28 条第 1 項 他の大学院における授業科目の履修については、「九州国際大学大学院学則」第 15 条の 2 第 1 項に規定している。</p> <p>第 30 条第 1 項及び第 3 項 入学前の既修得単位数の認定については、「九州国際大学大学院学則」第 15 条の 2 第 2 項に規定している。</p> <p>第 30 条の 2 長期にわたる教育課程の履修については、「九州国際大学大学院学則」第 9 条の 2 及び「九州国際大学大学院長期履修に関する規程」に規定している。</p> <p>第 31 条 科目等履修生については、「九州国際大学大学院学則」第 27 条に規定し、「九州国際大学大学院科目等履修生規程」に規定している。</p>	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	修士課程の修了要件については、「九州国際大学大学院学則」第 18 条に規定している。	3-1
第 17 条	—	博士課程はないため該当しない。	3-1
第 19 条	○	講義室等については、大学院生専用の演習室、自習室、共同研究室等を備え、演習室については学部と共有している。	2-5
第 20 条	○	機器、器具等については、必要な機械、器具を備え、学部と共有している。	2-5
第 21 条	○	図書等の資料については、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理し、備えている。	2-5
第 22 条	○	学部等の施設及び設備の共用については、教育研究上支障が生じない範囲で行っている。	2-5
第 22 条の 2	—	大学院は一校地のみのため該当しない。	2-5

## 九州国際大学

第 22 条の 3	○	教育研究環境の整備については、教育研究上の目的を達成するために必要な教育研究環境を整備するために必要な経費を配分している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科等の名称については、「九州国際大学大学院学則」第 6 条に規定しており、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 23 条	—	独立大学院ではないため該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	独立大学院ではないため該当しない。	2-5
第 25 条	—	通信教育を行う課程はないため該当しない。	3-2
第 26 条	—	通信教育を行う課程はないため該当しない。	3-2
第 27 条	—	通信教育を行う課程はないため該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育を行う課程はないため該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育を行う課程はないため該当しない。	2-5
第 30 条	—	通信教育を行う課程はないため該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等連係課程実施基本組織は一研究科のみの設置のため該当しない。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程ではないため該当しない。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程ではないため該当しない。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程ではないため該当しない。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程ではないため該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科ではないため該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科ではないため該当しない。	4-2
第 42 条	○	事務組織については、「学校法人九州国際大学組織規程」、「業務分掌規程」に規定し、学務事務室が担当している。	4-1 4-3
第 42 条の 2	—	博士課程を設置していないため該当しない。	2-3
第 42 条の 3	○	授業料及び奨学金等については、HP 及び『大学院入試要項』に明示している。	2-4
第 43 条	○	研修の機会については、「九州国際大学 SD 委員会運営に関する内規」により SD 研修会を計画的に実施している。	4-3
第 45 条	—	外国に大学院を置いていないため該当しない。	1-2
第 46 条	—	新たに設置する計画はないため該当しない。	2-5 4-2

## 専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			1-2
第3条			3-1
第4条			3-2 4-2
第5条			3-2 4-2
第6条			3-2
第6条の2			3-2
第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2 3-2
第9条			2-2 3-2
第10条			3-1
第11条			3-2 3-3 4-2
第12条			3-2
第12条の2			3-1
第13条			3-1
第14条			3-1
第15条			3-1
第16条			3-1
第17条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条			1-2 3-1 3-2
第19条			2-1

## 九州国際大学

第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

## 学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	修士の学位授与については、「九州国際大学大学院学則」第 17 条及び第 18 条、「九州国際大学学位規則」第 3 条に規定している。	3-1
第 4 条	—	博士課程を設置していないため該当しない。	3-1
第 5 条	○	学位の授与に係る審査については、「九州国際大学学位規則」第 6 条第 2 項に規定している。	3-1
第 12 条	—	博士課程を設置していないため該当しない。	3-1

## 大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3



九州国際大学

第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第9条			3-2 4-2
第10条			2-5
第11条			2-5
第12条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## VII. エビデンス集一覧

## エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	「該当なし」
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

## エビデンス集（資料編）一覧

## 基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人九州国際大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	『九州国際大学 GUIDE BOOK 2022』 『九州国際大学 大学院案内 2022』	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	九州国際大学学則 九州国際大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	『2021 年度入学者選抜要項』 『2021 年度大学院修士課程入学試験要項』	
【資料 F-5】	学生便覧	
	『九州国際大学 学生便覧 2021』	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 3 年度 学校法人九州国際大学事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 2 年度 学校法人九州国際大学事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	HP 交通アクセスマップ URL: <a href="https://www.kiu.ac.jp/about/access/">https://www.kiu.ac.jp/about/access/</a> HP キャンパスマップ URL: <a href="https://www.kiu.ac.jp/about/campasmap/">https://www.kiu.ac.jp/about/campasmap/</a>	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人九州国際大学規程一覧及び規程集（電子データ）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人九州国際大学役員名簿（令和 3 年度） 評議員名簿（令和 3 年度） 理事会、評議員会の開催状況（令和 2 年度）	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算等の計算書類（平成 28 年度～令和 2 年度） 監事監査報告書（平成 28 年度～令和 2 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	『九州国際大学大学生活について 2021』履修ガイド（60 頁～113 頁） シラバス 2021（電子データ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	3 つのポリシー HP 3 つのポリシー URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/">http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/</a>	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	九州国際大学現代ビジネス学部【届出】設置に係る設置計画履行状況報告書（令和 2 年 5 月 1 日）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	平成 26 年度認証評価結果に対する改善報告書（平成 29 年 7 月 25 日） 改善報告等に対する審査の結果について（通知）（平成 29 年 12 月 15 日）	

## 基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	九州国際大学学則（第 1 条）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	九州国際大学大学院学則（第 2 条、第 5 条）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	『九州国際大学 GUIDE BOOK 2022』 建学の精神と教育理念（2 頁） HP 建学の精神と教育理念 URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/spirit/">http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/spirit/</a>	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-4】	カナダ・カルガリー大学覚書	
【資料 1-1-5】	フィリピン・シリマン大学覚書	
【資料 1-1-6】	オーストラリア・スインバーン工科大学合意書	
【資料 1-1-7】	遠賀信用金庫と九州国際大学との包括的地域連携に関する協定書	
【資料 1-1-8】	福岡ひびき信用金庫と九州国際大学との包括的地域連携に関する協定書	
【資料 1-1-9】	黒崎商店組合連合会と九州国際大学との包括的地域連携に関する協定書	
【資料 1-1-10】	八幡東区中央町地区における地域振興に向けた連携協定書	
【資料 1-1-11】	九州国際大学と RKB 毎日放送との連携と協力に関する協定書	
【資料 1-1-12】	『地域安全マップ活動マニュアル』	
【資料 1-1-13】	『学生防犯ボランティア 2021 活動事例集』	
【資料 1-1-14】	『旧八幡市政 100 周年記念 鐵の魂』	
【資料 1-1-15】	『歴史と未来を考える 八幡ワークショップ 2019-20』	
【資料 1-1-16】	黒崎こども商店街における法学部学生の活動	
【資料 1-1-17】	地域防災リーダー育成プロジェクト	
【資料 1-1-18】	令和 2 年度九州国際大学自己点検評価書 HP 自己点検・評価活動 URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/tenken/">http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/tenken/</a>	
【資料 1-1-19】	九州国際大学地域連携センター規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-1-20】	九州国際大学学部長選任規程	【資料 F-9】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	令和 2 年度第 12 回教育研究協議会議事録	
【資料 1-2-2】	第 333 回（令和 2 年度第 6 回）理事会議事録	
【資料 1-2-3】	第 334 回（令和 2 年度第 7 回）理事会議事録	
【資料 1-2-4】	九州国際大学学則（第 1 条）	【資料 F-3】と同じ 【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-2-5】	九州国際大学大学院学則（第 2 条、第 5 条）	【資料 F-3】と同じ 【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-2-6】	『九州国際大学学生便覧 2021』 建学の精神及び教育理念（表紙裏） HP 建学の精神と教育理念 URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/spirit/">http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/spirit/</a>	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-7】	「学園史」シラバス	
【資料 1-2-8】	九州国際大学第三期中期計画 2016-2020	
【資料 1-2-9】	九州国際大学第三期中期計画（2016-2020）総括－主な取組みと成果－	
【資料 1-2-10】	令和 2 年度第 13 回教育研究協議会議事録	

## 九州国際大学

【資料 1-2-11】	学校法人九州国際大学第三期中期経営計画 2019 年度～2023 年度【5 ヵ年計画】 HP 大学中期計画 HP 中期経営計画 URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/managementplan/">http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/managementplan/</a>	
【資料 1-2-12】	令和 2 年度第 14 回教育研究協議会議事録	
【資料 1-2-13】	3 つのポリシー HP 3 つのポリシー URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/">http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/</a>	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-14】	『九州国際大学学生便覧 2021』3 つのポリシー (1 頁～9 頁)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-15】	令和 2 年度第 12 回教育研究協議会議事録	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 1-2-16】	令和 2 年度第 14 回教育研究協議会議事録	【資料 1-2-12】と同じ
【資料 1-2-17】	アセスメント・ポリシー HP アセスメント・ポリシー URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/">http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/</a>	
【資料 1-2-18】	九州国際大学教学マネジメントに関する実務者会議運用内規	【資料 F-9】と同じ

## 基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	『2021 年度入学者選抜要項』アドミッション・ポリシー (1 頁) HP 3 つのポリシー URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/">http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/</a>	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	『九州国際大学 GUIDE BOOK 2022』 アドミッション・ポリシー (20 頁、30 頁、38 頁)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-3】	『九州国際大学学生便覧 2021』 アドミッション・ポリシー (1 頁～9 頁)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-4】	『九州国際大学大学院案内 2022』 アドミッション・ポリシー (13 頁) HP 3 つのポリシー URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/">http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/</a>	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-5】	2021 (令和 3) 年度選抜方法概要について (教育研究協議会資料)	
【資料 2-1-6】	実施要項	
【資料 2-1-7】	『2021 年度入学者選抜要項』入学者選抜方法 (6 頁～14 頁)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-8】	第 1 回 2021 年度入試問題出題部会開催通知	
【資料 2-1-9】	2021 年度入試問題出題委員	
【資料 2-1-10】	入試・広報委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-1-11】	令和 3 年度第 2 回入試・広報委員会議事録	
【資料 2-1-12】	選抜方法の検証について	
【資料 2-1-13】	令和 3 年度第 1 回入試・広報委員会議事録	
【資料 2-1-14】	『2021 年度大学院修士課程入学試験要項』 アドミッション・ポリシー (1 頁) HP 入試概要 URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/faculty/graduate/law/exam/">http://www.kiu.ac.jp/faculty/graduate/law/exam/</a>	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-15】	『2021 年度大学院修士課程入学試験要項』 入学資格の認定 (9 頁)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-16】	大学院法学研究科入学資格審査 (過去 3 年間)	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	九州国際大学教務委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-2】	九州国際大学基礎教育センター規程 (第 6 条～第 10 条)	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-3】	新入生ガイダンスについて (お知らせ)	
【資料 2-2-4】	新年度及び秋学期に向けての行事一覧	

## 九州国際大学

【資料 2-2-5】	KIU ポータル 履修説明資料	
【資料 2-2-6】	令和 3 年度演習担当者一覧	
【資料 2-2-7】	『九州国際大学大学生生活について 2021』 アセスメンター (41 頁～44 頁)	
【資料 2-2-8】	KIU ポータル (プロフィール)	
【資料 2-2-9】	九州国際大学大学院法学研究科規則	【資料 F-9】 と同じ
【資料 2-2-10】	大学院ガイダンス資料	
【資料 2-2-11】	『2021 年度入学者選抜要項』 入学志願者の事前相談 (17 頁)	【資料 F-4】 と同じ
【資料 2-2-12】	九州国際大学における障害のある学生への修学支援に関する基本方針 HP 障害のある学生の修学支援 URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/campuslife/shougaisien/">http://www.kiu.ac.jp/campuslife/shougaisien/</a>	
【資料 2-2-13】	九州国際大学における障害のある学生への修学支援等に関する規程	【資料 F-9】 と同じ
【資料 2-2-14】	オフィスアワーの入力方法について	
【資料 2-2-15】	教員オフィスアワー時間割	
【資料 2-2-16】	令和 3 年度入門セミナーSA	
【資料 2-2-17】	令和元年度基礎教育センターSA 待機時間	
【資料 2-2-18】	令和 2 年度成績相談について (ご案内)	
【資料 2-2-19】	面談シート	
【資料 2-2-20】	学生の身上について	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	九州国際大学就職対策委員会規程	【資料 F-9】 と同じ
【資料 2-3-2】	令和 2 年度「キャリアプラン実践」講義計画	
【資料 2-3-3】	北九州商工会議所と九州国際大学との連携に関する協定書	
【資料 2-3-4】	インターンシップ受入れ先企業一覧	
【資料 2-3-5】	令和 2 年度学内業界研究 web セミナー参加学生数データ	
【資料 2-3-6】	九州国際大学「2021 年新卒者の就職活動アンケート」調査結果について (報告)	
【資料 2-3-7】	2021「保護者オンライン説明会」開催のご案内	
【資料 2-3-8】	2021 年度 Web 版しごと研究フェア参加企業リスト	
【資料 2-3-9】	2021 年度 Web 版しごと研究フェア参加企業参加者	
【資料 2-3-10】	大学院法学研究科修了者進路	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	業務分掌規程 (第 15 条)	【資料 F-9】 と同じ
【資料 2-4-2】	九州国際大学保健室規程	【資料 F-9】 と同じ
【資料 2-4-3】	九州国際大学学生サービス委員会規程	【資料 F-9】 と同じ
【資料 2-4-4】	各種奨学金受給者数	
【資料 2-4-5】	九州国際大学学術奨学生に関する取扱内規	【資料 F-9】 と同じ
【資料 2-4-6】	九州国際大学サークル奨学生に関する取扱内規	【資料 F-9】 と同じ
【資料 2-4-7】	九州国際大学教育支援学生に関する取扱内規	【資料 F-9】 と同じ
【資料 2-4-8】	九州国際大学私費外国人留学生授業料減免に関する規程	【資料 F-9】 と同じ
【資料 2-4-9】	自然災害による被災学生に対する授業料減免に関する内規	【資料 F-9】 と同じ
【資料 2-4-10】	九州国際大学大学院奨学生に関する取扱内規	【資料 F-9】 と同じ
【資料 2-4-11】	九州国際大学経済支援奨学生に関する手続及び選考に関する内規	【資料 F-9】 と同じ
【資料 2-4-12】	『九州国際大学大学生生活について 2021』 奨学金 (47 頁、48 頁)	
【資料 2-4-13】	学費等徴収規程 (第 10 条、第 11 条)	【資料 F-9】 と同じ
【資料 2-4-14】	『九州国際大学大学生生活について 2021』 課外活動 (51 頁)	
【資料 2-4-15】	令和 2 年度第 1 回拡大自治会連絡協議会議事録	
【資料 2-4-16】	令和 2 年度第 1 回学長懇談会記録	

【資料 2-4-17】	令和 2 年度第 2 回学長懇談会記録	
【資料 2-4-18】	トレーニングルーム使用について	
【資料 2-4-19】	令和 2 年度全市一斉夜間非行防止パトロール実施について のお願い	
【資料 2-4-20】	「まつり起業祭八幡 2019」クリーンアップ清掃活動	
【資料 2-4-21】	サークル顧問・指導者説明会資料	
【資料 2-4-22】	令和 2 年度保健室活動報告	
【資料 2-4-23】	保健室だより HP 保健室 URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/campuslife/healthcare/">http://www.kiu.ac.jp/campuslife/healthcare/</a>	
【資料 2-4-24】	『九州国際大学大学生生活について 2021』健康管理 (52 頁)	
【資料 2-4-25】	2020 年度九州国際大学学生相談活動報告書 HP 学生相談からのお知らせ URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/campuslife/counseling/">http://www.kiu.ac.jp/campuslife/counseling/</a>	
【資料 2-4-26】	月例会報告書	
<b>2-5. 学修環境の整備</b>		
【資料 2-5-1】	学校法人九州国際大学第三期中期経営計画 2019 年度～2023 年度 【5 ヶ年計画】 HP 大学中期計画 HP 中期経営計画 URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/managementplan/">http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/managementplan/</a>	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 2-5-2】	建物の耐震化率 HP 学校基本調査 (校地・校舎面積) URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/wp-content/uploads/2020/09/building_info2020.pdf">http://www.kiu.ac.jp/wp-content/uploads/2020/09/building_info2020.pdf</a>	
【資料 2-5-3】	教室別機器・機材一覧	
【資料 2-5-4】	メディアセンター1F 平面図	
【資料 2-5-5】	「DINOS 登録情報」について	
【資料 2-5-6】	LAN 構成図	
【資料 2-5-7】	無線 LAN 設定手順	
【資料 2-5-8】	閲覧スペースと閲覧席	
【資料 2-5-9】	図書館利用者数	
【資料 2-5-10】	令和 2 年度棚卸表	
【資料 2-5-11】	図書館ガイドンス	
【資料 2-5-12】	写真 (バリアフリー対応箇所)	
【資料 2-5-13】	令和 3 年度開講科目の原則について	
【資料 2-5-14】	令和 3 年度春学期科目別受講生数	
【資料 2-5-15】	令和 2 年度秋学期授業方針について	
<b>2-6. 学生の意見・要望への対応</b>		
【資料 2-6-1】	令和 2 年度春学期・秋学期授業アンケート実施のお願い	
【資料 2-6-2】	授業評価の実施及び顕彰に関する内規	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-6-3】	令和 2 年度第 2 回 FD 委員会議事録	
【資料 2-6-4】	令和 3 年度第 1 回 FD 委員会議事録	
【資料 2-6-5】	教員コメント	
【資料 2-6-6】	令和 2 年度春学期・秋学期授業アンケート結果について HP 授業アンケート URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/evaluation/">http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/evaluation/</a>	
【資料 2-6-7】	健康調査表・予防接種アンケート	
【資料 2-6-8】	健康チェックリスト	
【資料 2-6-9】	月例会報告書	【資料 2-4-26】と同じ

## 九州国際大学

【資料 2-6-10】	令和 2 年度学生意識及び学生生活満足度調査アンケート実施のお願い	
【資料 2-6-11】	令和 2 年度学生意識及び学生生活満足度調査アンケート結果	
【資料 2-6-12】	令和 2 年度学生意識及び学生生活満足度調査アンケート（記述式）	
【資料 2-6-13】	令和 2 年度第 1 回拡大自治会連絡協議会議事録	【資料 2-4-15】と同じ
【資料 2-6-14】	令和 2 年度第 2 回学長懇談会記録	【資料 2-4-17】と同じ

## 基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	『九州国際大学学生便覧 2021』 ディプロマ・ポリシー（1 頁～9 頁） HP 3 つのポリシー URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/">http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/</a>	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-2】	『九州国際大学大学生活について 2021』 法律学科の人材育成構想（67 頁）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-3】	『九州国際大学大学生活について 2021』 地域経済学科の人材育成構想（88 頁）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-4】	『九州国際大学大学生活について 2021』 国際社会学科の人材育成構想（104 頁）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-5】	九州国際大学学則（第 34 条、第 36 条～第 38 条） HP 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく情報公開 （第 1 項第 6 号関係） URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/information/">http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/information/</a>	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-6】	九州国際大学修学規程（第 4 条、第 8 条の 2、第 11 条、第 12 条）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-7】	九州国際大学大学院学則（第 12 条～第 15 条、第 17 条、第 18 条） HP 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく情報公開 （第 1 項第 6 号関係） URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/information/">http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/information/</a>	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-8】	九州国際大学大学院法学研究科規則（第 6 条、第 7 条）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-9】	令和 3 年度シラバス作成について	
【資料 3-1-10】	成績付与の状況 HP 学校基本情報（成績付与の状況 2017～2020） URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/06/seiseki_bunpu2017-2020.pdf">http://www.kiu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/06/seiseki_bunpu2017-2020.pdf</a>	
【資料 3-1-11】	成績評価の確認について（お願い）	
【資料 3-1-12】	九州国際大学修学規程（別表 3 進級基準）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-13】	進級判定決裁	
【資料 3-1-14】	九州国際大学修学規程（別表 1） HP 法学部卒業に必要な単位 URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/faculty/law/curriculum/credits/">http://www.kiu.ac.jp/faculty/law/curriculum/credits/</a>	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-15】	九州国際大学修学規程（別表 2） HP 現代ビジネス学部卒業に必要な単位 URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/faculty/business/curriculum/credits/">http://www.kiu.ac.jp/faculty/business/curriculum/credits/</a>	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-16】	卒業判定決裁	
【資料 3-1-17】	九州国際大学授業科目及び単位の認定に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-18】	法学研究科修士論文提出に関する注意事項	
【資料 3-1-19】	『九州国際大学学生便覧 2021』 法学研究科学位論文等審査基準及び最終試験実施要領（99 頁）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-20】	九州国際大学大学院学則（別表）	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-21】	修了判定決裁	
【資料 3-1-22】	九州国際大学大学院学則（第 15 条の 2）	【資料 F-3】と同じ



## 九州国際大学

3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	『九州国際大学学生便覧 2021』 カリキュラム・ポリシー (1 頁～9 頁) HP 3 つのポリシー URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/">http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/</a>	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-2】	カリキュラム・マップ HP 学校基本情報 (カリキュラム・マップ) URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/06/calmap2021e.pdf">http://www.kiu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/06/calmap2021e.pdf</a>	
【資料 3-2-3】	『九州国際大学大学生活について 2021』 法学部履修モデル (68 頁～71 頁)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-4】	『九州国際大学大学生活について 2021』 現代ビジネス学部地域経済学科履修モデル (89 頁～98 頁)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-5】	『九州国際大学大学生活について 2021』 現代ビジネス学部国際社会学科履修モデル (105 頁～110 頁)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-6】	『九州国際大学大学生活について 2021』 履修ガイド (60 頁～113 頁)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-7】	令和 3 年度シラバス作成について	【資料 3-1-9】と同じ
【資料 3-2-8】	九州国際大学修学規程 (第 8 条)	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-2-9】	令和 2 年度第 12 回教務委員会議事録	
【資料 3-2-10】	開講科目 (共通教育科目) 一覧	
【資料 3-2-11】	令和 2 年度第 2 回基礎教育センター委員会議事録	
【資料 3-2-12】	法学部 2 年ゼミ会議議事録	
【資料 3-2-13】	法学部キャリア・チュートリアル接続表	
【資料 3-2-14】	『マナビのトビラ』	
【資料 3-2-15】	現代ビジネス学部専門演習担当者会議	
【資料 3-2-16】	2020 年度地域経済学科プレゼン大会要項	
【資料 3-2-17】	現代ビジネス学部「卒業研究」作成要領	
【資料 3-2-18】	「卒業研究」担当者会議 (中間報告)	
【資料 3-2-19】	「卒業研究」報告会	
【資料 3-2-20】	九州国際大学大学院法学研究科規則 (第 2 条)	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-2-21】	令和 3 年度第 1 回法学研究科 FD 研修議事録	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	アセスメント・ポリシー HP アセスメント・ポリシー URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/">http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/</a>	【資料 1-2-17】と同じ
【資料 3-3-2】	平成 31 年度第 1 回教育研究協議会議事録	
【資料 3-3-3】	九州国際大学教学マネジメントに関する実務者会議運用内規	【資料 F-9】と同じ 【資料 1-2-18】と同じ
【資料 3-3-4】	カリキュラム・アセスメント・チェックリスト	
【資料 3-3-5】	2021 (令和 3) 年度第 1 回アセスメント実務者会議資料 (エビデンス)	
【資料 3-3-6】	FD 研修会カリキュラムのアセスメントワークショップ資料	
【資料 3-3-7】	授業別フィードバック例	
【資料 3-3-8】	map 分析	
基準 4. 教員・職員		
基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	九州国際大学学部長選任規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 1-1-20】と同じ

## 九州国際大学

【資料 4-1-2】	学校法人九州国際大学組織規程（第 14 条）	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-3】	九州国際大学法学部教授会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-4】	九州国際大学現代ビジネス学部教授会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-5】	九州国際大学教育研究協議会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-6】	九州国際大学学則第 5 条第 3 項に規定する教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて（裁定書）	
【資料 4-1-7】	九州国際大学学則（第 4 条の 3）	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-8】	学校法人九州国際大学組織規程（第 16 条）	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-9】	九州国際大学学則（第 5 条、第 6 条）	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-10】	学校法人九州国際大学組織規程（第 15 条）	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-11】	入試・広報委員会規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 2-1-10】と同じ
【資料 4-1-12】	九州国際大学教務委員会規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 2-2-1】と同じ
【資料 4-1-13】	九州国際大学学生サービス委員会規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 2-4-3】と同じ
【資料 4-1-14】	九州国際大学就職対策委員会規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 2-3-1】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	九州国際大学教員資格審査規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-2】	九州国際大学教員選考に関する内規	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-3】	九州国際大学大学院担当教員資格審査規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-4】	九州国際大学大学院担当教員資格に関する細則	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-5】	教員の公募について	
【資料 4-2-6】	大学教員の採用及び昇任に係る審査資料の評価基準	
【資料 4-2-7】	FD 研修会資料	
【資料 4-2-8】	オンライン授業の研修資料	
【資料 4-2-9】	実質化プロジェクト記録	
【資料 4-2-10】	DP 達成度分析	
【資料 4-2-11】	map 分析	【資料 3-3-8】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	九州国際大学 SD 委員会運営に関する内規	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-3-2】	令和 2 年度九州国際大学 SD 研修計画	
【資料 4-3-3】	事務職員研修について（通知）	
【資料 4-3-4】	令和 2 年度第 1 回 SD 研修会（通知）	
【資料 4-3-5】	北九州私立大学・短期大学連携事業に関する協定書	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	『社会文化研究所紀要第 82 号』	
【資料 4-4-2】	『KIU リサーチジャーナル第 10 号』	
【資料 4-4-3】	九州国際大学社会文化研究所規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-4】	地域連携推進事業活動報告書	
【資料 4-4-5】	九州国際大学地域連携センター規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 1-1-19】と同じ
【資料 4-4-6】	学校法人九州国際大学行動規範	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-7】	九州国際大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-8】	九州国際大学における研究データ等の保存・開示に関する内規	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-9】	九州国際大学公的研究費の管理・監査に関する規程	【資料 F-9】と同じ

## 九州国際大学

【資料 4-4-10】	九州国際大学における競争的資金に係る間接経費の使用に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-11】	九州国際大学における人を対象とする研究の倫理指針	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-12】	九州国際大学研究倫理審査委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-13】	2019 年度九州国際大学公的研究費コンプライアンス研修 研究倫理教育研修	
【資料 4-4-14】	九州国際大学の学生の皆さんに求められる「研究倫理」について	
【資料 4-4-15】	令和 2 年度個人研究費・個人研究図書費の取扱いについて	
【資料 4-4-16】	九州国際大学研究費取扱要項	
【資料 4-4-17】	九州国際大学学長裁量経費取扱要領	
【資料 4-4-18】	九州国際大学研究活動助成に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-19】	九州国際大学社会文化研究所共同研究費規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-20】	九州国際大学地域連携センターにおける地域連携推進費に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-21】	科学研究費助成事業説明会配布資料	
【資料 4-4-22】	科学研究費助成事業受給者一覧 HP 科学研究費助成事業 URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/06/kakenhi_list.pdf">http://www.kiu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/06/kakenhi_list.pdf</a>	

## 基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人九州国際大学寄附行為（第 4 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	役員を選任及び理事会の運営に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-3】	評議員の選任及び評議員会の運営に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-4】	学校法人九州国際大学行動規範	【資料 F-9】と同じ 【資料 4-4-6】と同じ
【資料 5-1-5】	学校法人九州国際大学内部監査規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-6】	令和 3 年度学校法人九州国際大学事業計画書 HP 事業報告書・事業計画書 <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/report/">http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/report/</a>	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-7】	第 116 回（令和元年度第 3 回）評議員会議事録	
【資料 5-1-8】	第 327 回（令和元年度第 9 回）理事会議事録	
【資料 5-1-9】	学校法人九州国際大学第三期中期経営計画 2019 年度～2023 年度 【5 カ年計画】 HP 大学中期計画 HP 中期経営計画 URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/managementplan/">http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/managementplan/</a>	【資料 1-2-11】と同じ 【資料 2-5-1】と同じ
【資料 5-1-10】	学校法人九州国際大学役員名簿及び学校法人九州国際大学評議員名簿 HP 役員・役職者一覧 URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/position/">http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/position/</a>	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-1-11】	令和 2 年度学校法人九州国際大学事業報告書 令和 3 年度学校法人九州国際大学事業計画書 HP 事業報告書・事業計画書 URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/report/">http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/report/</a>	【資料 F-7】と同じ 【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-12】	HP 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく情報公開 URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/information/">http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/information/</a>	
【資料 5-1-13】	教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく情報公開 HP 教職課程 URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/faculty/kyoushoku/">http://www.kiu.ac.jp/faculty/kyoushoku/</a>	
【資料 5-1-14】	九州国際大学ハラスメント防止に関する規程	【資料 F-9】と同じ

## 九州国際大学

【資料 5-1-15】	学校法人九州国際大学職場におけるハラスメントの防止に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-16】	危機管理基本マニュアル（令和元年度改訂）	
【資料 5-1-17】	防火管理規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-18】	消防計画	
【資料 5-1-19】	令和 2 年度 防災訓練について（開催通知）	
【資料 5-1-20】	令和 2 年度九州国際大学平野キャンパス防災訓練に関するアンケート結果	
【資料 5-1-21】	新型コロナウイルスへの対応について	
【資料 5-1-22】	学校法人九州国際大学安全衛生委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-23】	安全衛生委員会議事録	
【資料 5-1-24】	新型コロナウイルス感染対策報告書	
【資料 5-1-25】	フローチャート	
【資料 5-1-26】	健康観察・行動記録表	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人九州国際大学寄附行為（第 6 条、第 8 条、第 18 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	役員の選任及び理事会の運営に関する規程（第 2 条）	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-2-3】	理事会書面評決用紙の様式	
【資料 5-2-4】	理事会及び評議員会開催状況	【資料 F-10】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	法人運営会議規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-2】	理事会報告（令和 3 年度第 1 回教育研究協議会資料）	
【資料 5-3-3】	学部長報告（令和 3 年度第 1 回教授会資料）	
【資料 5-3-4】	学校法人九州国際大学監事監査報告書（令和 3 年 2 月 28 日）	
【資料 5-3-5】	教学に関するアンケート（令和元年度版）	
【資料 5-3-6】	評議員の選任及び評議員会の運営に関する規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 5-1-3】と同じ
【資料 5-3-7】	理事会及び評議員会開催状況	【資料 F-10】と同じ 【資料 5-2-4】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人九州国際大学第三期中期経営計画 2019 年度～2023 年度【5 カ年計画】 HP 大学中期計画 HP 中期経営計画 URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/managementplan/">http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/managementplan/</a>	【資料 1-2-11】と同じ 【資料 2-5-1】と同じ 【資料 5-1-9】と同じ
【資料 5-4-2】	令和 3 年度学校法人九州国際大学事業計画書 HP 事業報告書・事業計画書 URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/report/">http://www.kiu.ac.jp/about/houjinabout/report/</a>	【資料 F-6】と同じ 【資料 5-1-6】と同じ
【資料 5-4-3】	令和 3 年度予算編成方針	
【資料 5-4-4】	令和 3 年度予算編成説明会	
【資料 5-4-5】	私立大学等改革総合支援事業選定結果	
【資料 5-4-6】	寄附金趣意書 HP 寄附金現況 URL: <a href="https://www.kiu.ac.jp/hq/contribution/">https://www.kiu.ac.jp/hq/contribution/</a>	
【資料 5-4-7】	学校法人九州国際大学金融資産運用規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-4-8】	資金運用委員会規程	【資料 F-9】と同じ
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	会計規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-5-2】	資産管理規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-5-3】	学校法人九州国際大学事務専決規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-5-4】	令和 3 年度予算概要説明会	

## 九州国際大学

【資料 5-5-5】	第 118 回（令和 2 年度第 2 回）評議員会議事録	
【資料 5-5-6】	第 330 回（令和 2 年度第 3 回）理事会議事録	
【資料 5-5-7】	学校法人九州国際大学寄附行為（第 17 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-5-8】	令和 3 年度監査計画書	
【資料 5-5-9】	令和 2 年度監事監査報告書	
【資料 5-5-10】	令和 2 年度監事監査実施状況報告書	

## 基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	学校法人九州国際大学第三期中期経営計画 2019 年度～2023 年度【5 ヶ年計画】 HP 大学中期計画 HP 中期経営計画 URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/managementplan/">http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/managementplan/</a>	【資料 1-2-11】と同じ 【資料 2-5-1】と同じ 【資料 5-1-9】と同じ 【資料 5-4-1】と同じ
【資料 6-1-2】	九州国際大学自己点検・評価運営委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-1-3】	九州国際大学外部評価委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-1-4】	アセスメント・ポリシー HP アセスメント・ポリシー URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/">http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/policy/</a>	【資料 1-2-17】と同じ 【資料 3-3-1】と同じ
【資料 6-1-5】	九州国際大学教学マネジメントに関する実務者会議運用内規	【資料 F-9】と同じ 【資料 1-2-18】と同じ 【資料 3-3-3】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	令和 2 年度九州国際大学自己点検評価書 HP 自己点検・評価活動 URL: <a href="http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/tenken/">http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/tenken/</a>	【資料 1-1-18】と同じ
【資料 6-2-2】	2021（令和 3）年度第 1 回アセスメント実務者会議資料（エビデンス）	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 6-2-3】	DP 達成度分析	【資料 4-2-10】と同じ
【資料 6-2-4】	map 分析	【資料 4-2-11】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	平成 26 年度認証評価結果に対する改善報告書	【資料 F-15】と同じ
【資料 6-3-2】	九州国際大学現代ビジネス学部【届出】設置に係る設置計画履行状況報告書	【資料 F-14】と同じ

## 基準 A. 地域連携・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 建学の精神に基づく地域連携・社会貢献活動		
【資料 A-1-1】	九州国際大学地域連携センター規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 1-1-19】と同じ 【資料 4-4-5】と同じ
【資料 A-1-2】	九州国際大学第三期中期計画 2016-2020	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 A-1-3】	九州国際大学地域連携センターにおける地域連携推進費に関する規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 4-4-20】と同じ
【資料 A-1-4】	地域連携推進事業活動報告書	【資料 4-4-4】と同じ
【資料 A-1-5】	『地域課題解決型研究活動報告書』	
【資料 A-1-6】	独立行政法人国際協力機構と九州国際大学の覚書	
【資料 A-1-7】	北九州市民カレッジ 令和 2 年度後期講座	
【資料 A-1-8】	令和 2 年度第 12 回九州国際大学市民講座・市民相談	
【資料 A-1-9】	北九州市立年長者研修大学穴生学舎シニアカレッジ	

## 九州国際大学

【資料 A-1-10】	社会人対象・地域防災人材育成講座	
【資料 A-1-11】	遠賀信用金庫と九州国際大学との包括的地域連携に関する協定書	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 A-1-12】	九州国際大学と RKB 毎日放送との連携と協力に関する協定書	【資料 1-1-11】と同じ
【資料 A-1-13】	福岡ひびき信用金庫と九州国際大学との包括的地域連携に関する協定書	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 A-1-14】	九州国際大学 KIU パートナーズ規約書	
【資料 A-1-15】	「地域連携講座」シラバス	
【資料 A-1-16】	異文化理解のカギ「ベントウ・ジャーニー」RKB 毎日	
【資料 A-1-17】	サービスと関係性からの実務アプローチ	
【資料 A-1-18】	株式会社サンキュードラッグ利用者アンケート調査	
【資料 A-1-19】	出張講義実績一覧	
【資料 A-1-20】	高大連携協定書一覧	
【資料 A-1-21】	高大教育連携協定書一覧	

## 基準 B. 国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. グローバル化への対応		
【資料 B-1-1】	九州国際大学国際センター規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 B-1-2】	交換留学先協定書一覧	
【資料 B-1-3】	カナダ・カルガリー大学覚書	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 B-1-4】	フィリピン・シリマン大学覚書	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 B-1-5】	オーストラリア・スインバーン工科大学合意書	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 B-1-6】	九州国際大学留学する学生に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 B-1-7】	九州国際大学授業科目及び単位の認定に関する規程	【資料 F-9】と同じ 【資料 3-1-17】と同じ
【資料 B-1-8】	海外実習一覧	
【資料 B-1-9】	『九州国際大学 GUIDE BOOK 2022』 Book to Read プロジェクト (41 頁)	
【資料 B-1-10】	九国大生 児童に英語指導 (5/20 付 西日本新聞)	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。